

姫路市地域防災計画

(資料編)

令和7年度（2025年度）修正

姫路市防災会議

目 次

〔資料編〕

1 法律・条例・規程等

1-1	災害対策基本法の概要	1
1-2	南海トラフ地震に係る地震防災対策の特別措置法の概要	4
1-3	姫路市防災会議条例	5
1-4	姫路市防災会議運営規程	7
1-5	姫路市防災会議委員・幹事名簿	9
1-6	姫路市災害対策本部条例	10
1-7	姫路市災害対策本部規程	11
1-8	姫路市災害警戒本部設置要領	16
1-9	災害対策本部職員配備表	18
1-10	災害対策本部配置図	19
1-11	姫路市防災行政無線局管理運用規程	21
	姫路市防災行政無線局管理運用要綱	23
	姫路市 I P 無線運用要領	27

2 応援協定等

(1) 自治体間災害時相互応援協定等

2-1-1	播磨広域防災連携協定	30
2-1-2	西播磨地域災害時等相互応援に関する協定	34
2-1-3	兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	40
2-1-4	中核市災害相互応援協定	47
2-1-5	榊原公ゆかり都市災害時相互応援に関する協定	58
2-1-6	災害時相互応援協定（HOTトライアングル）	60
2-1-7	災害時相互応援協定（鳥取市）	64
2-1-8	災害時相互応援協定（松本市）	67
2-1-9	災害時相互応援協定（高砂市）	70
2-1-10	災害時相互応援協定（加古川市）	73
2-1-11	災害時相互応援協定（加西市）	76
2-1-12	瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定	79

(2) 消防組織・救助等にかかる応援協定等

2-2-1	兵庫県広域消防相互応援協定／同覚書	85
2-2-2	緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱	98
2-2-3	兵庫県緊急消防援助隊受援計画	120
2-2-4	兵庫県消防防災ヘリコプター運航管理要綱	133
2-2-5	兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要領	137
2-2-6	兵庫県ドクターヘリ運航要領	143
2-2-7	消防業務に係る燃料調達に関する覚書（横田石油㈱）	192
2-2-8	船舶火災の消火等に関する業務協定（姫路海上保安部）	194

2-2-9	ガス漏れ及び爆発事故等の防止対策に関する覚書（大阪ガスネットワーク㈱）	196
2-2-10	災害時における災害救助犬の出動に関する協定（（一社）ジャパンケネルクラブ）	198
2-2-11	災害時における消防用水、生活用水等の供給の協力に関する協定（大阪広域生コンクリート(協組)）	200
(3) 輸送・物資供給等に関する機関との応援協定等		
2-3-1	災害時における支援物資の受入れ及び配送等に関する協定（運送業4者）	203
2-3-2	災害時における物資等の輸送に関する協定（（一社）兵庫県トラック協会西播支部、赤帽兵庫県軽自動車運送(協組)兵庫県本部）	206
2-3-3	災害時における物資等の輸送、一時保管、仕分け等に関する協定（（一社）兵庫県トラック協会西播支部）	208
2-3-4	災害時における輸送業務に関する協定（（一社）兵庫県タクシー協会姫路支部）	210
2-3-5	災害時等における船舶による輸送等に関する協定（海運業7者）	212
2-3-6	災害時における船舶による輸送及び応急対策業務に関する協定（家島船舶(協組)）	214
2-3-7	災害時における車両の貸渡に関する協定（（一社）兵庫県レンタカー協会）	216
2-3-8	災害時における支援協力に関する協定（兵庫県石油商業組合姫路支部）	220
2-3-9	災害時における生鮮食料品等の供給協力等相互応援に関する協定（各都市中央卸売市場）	222
2-3-10	災害時における物資の供給に関する協定（流通業15者）	227
2-3-11	災害時における食糧・生活必需品等の確保に関する協定（流通業6者）	229
2-3-12	緊急時における生活物資確保に関する協定（(生協)コープこうべ）	231
2-3-13	災害時における飲料水等の供給に関する協定（㈱六甲商会、㈱ニッスイ姫路総合工場）	234
2-3-14	物資供給等に関する機関との協定一覧	238
(4) 情報収集・伝達、広報等に関する機関との応援協定等		
2-4-1	災害情報放送に関する協定（姫路ケーブルテレビ㈱）	239
2-4-2	災害等緊急放送の実施に関する協定（㈱姫路シティFM21）	241
2-4-3	ひめじ減災プロジェクトに関する協定（㈱ウェザーニューズ）	244
2-4-4	姫路市の避難所等の情報提供に関する協定（ファーストメディア㈱）	246
2-4-5	災害時における応急対策用無線機等の優先供給に関する協定（㈱城山）	247
(5) 避難所、避難場所等の確保に関する応援協定等		
2-5-1	避難所に関する協定・覚書（31施設）	249
2-5-2	災害時における一時避難場所に関する協定（㈲網干自動車教習所）	263
2-5-3	災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定（イオンリテール(㈱)近畿カンパニー）	266
2-5-4	災害時における帰宅困難者支援、受入施設の提供並びに物資等の供給及び運搬に関する協定（姫路商工会議所）	268
2-5-5	災害時支援協力に関する協定（ゴルフ場5者）	270
2-5-6	災害時における物資の供給及び避難所の支援等に関する協定（(公社)姫路青年会議所）	273

2-5-7	災害時における量の提供等に関する協定（5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会）	275
2-5-8	災害時における避難所設営用物資の供給に関する協定（和光パッケージ㈱、釜谷紙業㈱、㈱貝藤商会）	277
2-5-9	災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定（兵庫トヨタ自動車㈱、神戸トヨペット㈱、トヨタカローラ姫路㈱、ネットトヨタ兵庫㈱、ネットトヨタウエスト兵庫㈱、トヨタモビリティパーツ㈱兵庫支社／姫路三菱自動車販売㈱、三菱自動車工業㈱）	279
2-5-10	電気自動車を活用した災害連携協定（兵庫日産自動車㈱、日産プリンス兵庫販売㈱、日産自動車㈱）	287
2-5-11	災害時における福祉避難所に関する協定（59施設）	291
2-5-12	災害時における福祉避難所へのヘルパー派遣に関する協定（(社福)姫路市社会福祉協議会）	299
2-5-13	災害時における福祉避難所への介護用品等の確保に関する協定（㈱アップル、㈱ゴトウ・アズ・プランニング、㈱ダスキニユニオンダスキニレントオール姫路イベントセンター）	300
2-5-14	災害時における福祉避難所への要援護者移送に関する協定（神姫バス㈱）	302
(6) その他災害対応等に関する機関との応援協定等		
2-6-1	播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定	304
2-6-2	姫路市大規模災害等における隊友会の協力に関する協定	310
2-6-3	災害時等の応援に関する申し合わせ（近畿地方整備局）	312
2-6-4	災害時等における相互協力に関する協定（西日本高速道路㈱関西支社）	314
2-6-5	災害時における応急対策業務に関する協定（(一社)兵庫県建設業協会姫路支部、(一社)全国クレーン建設業協会兵庫支部、家島石材採掘(協組)）	316
2-6-6	災害時における障害物除去等の協力に関する協定（兵庫県自動車整備振興会6支部）	318
2-6-7	災害時におけるムービングハウスを活用した宿舎等の建設に関する協定（(一社)日本ムービングハウス協会）	320
2-6-8	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定（西尾レントオール㈱）	322
2-6-9	災害時における緊急時及び被災建築物の解体撤去の協力等に関する協定（(一社)兵庫県解体工事業協会）	324
2-6-10	災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する覚書（関西電力送配電㈱）	326
2-6-11	兵庫県水道災害相互応援に関する協定	328
2-6-12	災害時における応急復旧等業務の応援に関する協定（第一環境㈱）	332
2-6-13	災害時における水道及び下水道の応急対策への協力に関する協定（姫路市管工事業(協組)）	336
2-6-14	下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ	339
2-6-15	災害時における復旧支援協力に関する協定（(一社)日本下水道施設管理業協会、(公社)日本下水道管路管理業協会、納入業者6者）	350

2-6-16	災害時における浄化槽等の復旧活動等に関する応援協定（(一社)兵庫県水質保全センター）	356
2-6-17	災害時における災害用トイレ等の供給協力に関する協定（建機レンタル業6者）	358
2-6-18	災害時における遺体の安置・搬送等の協力に関する協定（葬祭業5者）	360
2-6-19	災害時における遺体の搬送等の協力に関する協定（(有)姫葬、翠光社、(一社)全国霊柩自動車協会）	362
2-6-20	姫路市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定（(社福)姫路市社会福祉協議会）	364
2-6-21	災害時における動物救護活動に関する協定（(一社)兵庫県獣医師会、(公社)神戸市獣医師会）	366
2-6-22	災害時におけるLPガス等の支援協力に関する協定（(一社)兵庫県LPガス協会姫路支部）	372
2-6-23	災害時における地図製品等の供給等に関する協定（(株)ゼンリン関西第二エリア統括部）	374
2-6-24	災害時における連携協力に関する協定（兵庫県弁護士会）	379
2-6-25	大規模災害時における被災者支援協力に関する協定（兵庫県行政書士会）	381
2-6-26	災害時における被災者等の移動手段の確保に関する協定（(一社)日本カーシェアリング協会）	383
2-6-27	災害時における緊急測量業務等に関する協定（(一社)兵庫県測量設計業協会姫路支部、播磨測量設計ネットワーク）	385
2-6-28	土砂災害の緊急点検活動に関する協定（兵庫県中播磨県民センター、NPO法人兵庫県砂防ボランティア協会）	387
2-6-29	姫路市地域防災貢献事業所登録制度実施要綱	389

3 防災関係機関の連絡先・情報伝達系統等

3-1	防災関係機関連絡先一覧	391
3-2	救急告示指定医療機関一覧	396
3-3	輸送業者一覧	397
3-4	非常用水防資材調達予定先一覧	399
3-5	水門一覧	400
3-6	気象注意報、警報、情報伝達系統図（気象情報伝達組織）	410
3-7	津波警報・注意報伝達系統	411
3-8	消防通信系統図	412
3-9	非常通信の経路	413
3-10	兵庫衛星通信ネットワーク衛生電話番号簿・操作説明書	414

4 気象警報、震度階級

4-1	気象警報等の種類及び発表基準	418
4-2	地震及び津波に関する情報	422
4-3	気象庁震度階級関連解説表	423

5 災害救助・生活支援等制度

5-1	災害救助法の適用様式	427
5-2	災害救助法の適用基準	428
5-3	災害救助法による災害救助基準	430
5-4	災害救助事務のフローチャート	432
5-5	姫路市災害見舞金等支給規則の概要	433
5-6	姫路市災害弔慰金の支給等に関する条例の概要	434
5-7	被災者生活再建支援制度	435
5-8	兵庫県住宅再建共済制度	437
5-9	災害援護金等支給制度の概要	439
5-10	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律	440

6 避難所・避難場所、避難情報

6-1	指定避難所・指定緊急避難場所標識	457
6-2	指定避難所・指定緊急避難場所一覧	458
6-3	浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の災害時要援護者関連施設・地下街一覧	465
6-4	避難情報の伝達内容	478
6-5	避難情報発令の判断基準及び対象地区	480

7 備蓄物資・資機材

7-1	姫路市災害対策用備蓄物資一覧	488
7-2	コミュニティ防災倉庫資機材・自主防災会交付防災資機材・水防資器材一覧	489
7-3	化学消火薬剤の備蓄状況	493
7-4	水防倉庫一覧	494
7-5	緊急輸送道路一覧	496
7-6	姫路市所有車両等種別一覧	498
7-7	船舶保有状況	501
7-8	大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会資機材一覧	502

8 災害リスクを有する箇所、区域、地区、施設等

8-1	兵庫県内の主要活断層の分布と主要地震の発生状況	503
8-2	土砂災害警戒区域等一覧	504
8-3	急傾斜地崩壊危険区域指定一覧	538
8-4	山腹崩壊危険地区一覧	541
8-5	崩壊土砂流出危険地区一覧	546
8-6	特定ため池一覧	556
8-7	著しく消火困難な施設	566
8-8	危険物製造所等現有数	568

9 自主防災関係

9-1	姫路市連合自主防災会規約	569
9-2	自主防災会規約	570
9-3	自主防災会防災計画書	573
9-4	姫路市連合自主防災会一覧	578
9-5	姫路市赤十字奉仕団	584
9-6	消防団組織表	585

10 様式、要綱等

10-1	災害情報等連絡票（様式・記入要領）	586
10-2	避難所情報台帳兼連絡票	591
10-3	火災・災害等即報要領	595
10-4	被害の認定基準	615
10-5	水防各種様式	618
10-6	緊急通行車両確認のための標示・標章	626
10-7	姫路市耐震改修促進計画（改定版）の概要	627
10-8	姫路市健康危機管理要綱	628
10-9	災害時における姫路市医師会の行動指針	632

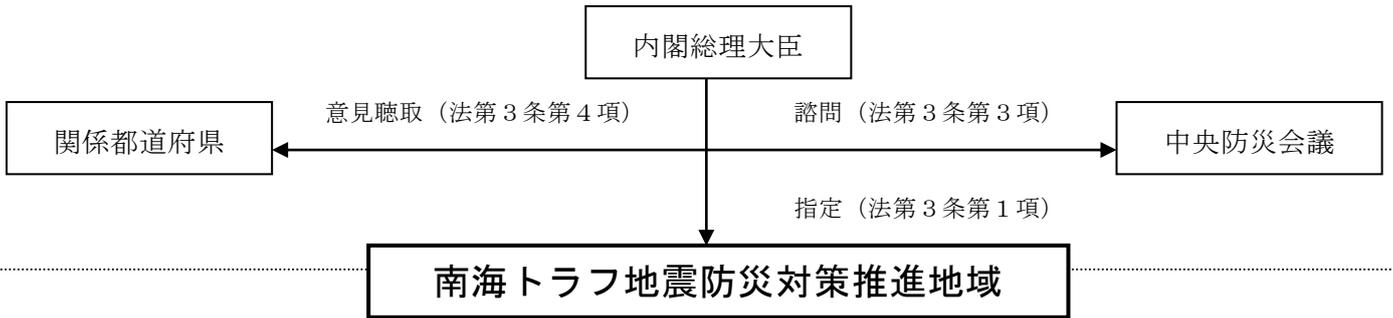
災害対策基本法の概要（関係者の役割の観点から整理したもの）

	国	都道府県	市町村
1 総則	<p>○所掌事務について、地方公共団体に対する勧告、指導、助言等（地方自治法245条等）</p> <p>○国土並びに国民の生命、身体及び財産の保護のため、基本計画の実施、地方公共団体等の事務の調整（3条）</p>	<p>○市町村を包括する広域の地方公共団体として、広域にわたるもの、統一的な処理を必要とするもの、市町村に関する連絡調整に関するもの、一般の市町村が処理することが不相当であると認められる程度の規模のものを処理。（地方自治法2条6項）</p> <p>○都道府県の地域並びに県民の生命、身体及び財産の保護のため、地域防災計画の実施、市町村の事務の総合調整（4条）</p>	<p>○基礎的の地方公共団体として、以下を処理。（地方自治法2条3項、4項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全、健康及び福祉を保持すること。 ・防犯、防災、罹災者の救護、交通安全の保持等を行うこと。 <p>○基礎的の地方公共団体として、市町村の地域並びに市町村の住民の生命、身体及び財産の保護のため、地域防災計画の実施（5条）</p>
2 防災に関する組織	<p>○中央防災会議（11条等） 会長：内閣総理大臣 委員：国務大臣、学識経験者のうちから任命</p> <p>○特定災害対策本部（23条の3） （非常災害に至らない場合） 本部長：国務大臣</p> <p>○非常災害対策本部（24条等） （災害が発生し、又は発生するおそれがある場合） 本部長：内閣総理大臣</p> <p>（事務） ・指定行政機関の長、地方公共団体の長等が実施する災害応急対策の総合調整</p> <p>本部長は指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等に対し必要な指示非常災害現地対策本部の設置</p> <p>○緊急災害対策本部（28条の2等） （著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合） 本部長：内閣総理大臣</p> <p>（事務） ・指定行政機関の長、地方公共団体の長等が実施する災害応急対策の総合調整</p> <p>本部長は指定行政機関の長、地方公共団体の長等に対し必要な指示</p>	<p>○都道府県防災会議（14条等） 会長：知事 委員：指定地方行政機関の長、陸上自衛隊の方面総監、県警本部長、消防機関の長等</p> <p>○災害対策本部（23条） （災害が発生し、又は発生するおそれがある場合） 本部長：知事</p> <p>（事務） ・災害予防、災害応急対策の実施</p> <p>本部長は県警察等に対し必要な指示 現地災害対策本部の設置 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請（29条）</p>	<p>○市町村防災会議（16条） 会長、委員等は条例で定める。</p> <p>○災害対策本部（23条の2） （災害が発生し、又は発生するおそれがある場合） 本部長：市町村長</p> <p>（事務） ・災害予防、災害応急対策の実施</p> <p>本部長は市町村教育委員会に対し必要な指示 指定地方行政機関の長に対する職員の派遣要請（29条）</p>

<p>3 防災計画</p>	<p>○防災基本計画（24条等） 中央防災会議が作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災に関する総合的かつ長期的な計画 ・防災業務計画、地域防災計画で重点を置くべき事項 <p>○防災業務計画（36条等） 指定行政機関の長等が作成</p>	<p>○都道府県防災計画（40条等） 都道府県防災会議が作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県、区域内の市町村等が処理すべき事務・業務の大綱 ・地域に係る災害予防、災害応急対策、災害復旧に関する事項別の計画 	<p>○市町村防災計画（42条等） 市町村防災会議が作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村等が処理すべき事務・業務の大綱 ・地域に係る災害予防、災害応急対策、災害復旧に関する事項別の計画
<p>4 災害予防</p>	<p>○法令等に基づく災害予防の実施（46条）</p>	<p>○法令等に基づく災害予防の実施（46条）</p>	<p>○法令等に基づく災害予防の実施（46条）</p>
<p>5 災害応急対策</p>	<p>○法令等に基づく応急措置の実施（77条1項）</p> <p>○知事、市町村長等に対する応急措置実施の指示（77条2項）</p> <p>○物資の生産・販売・輸送業者等に対する物資の管命令及び収用（78条）</p>	<p>○避難の指示等の代行（60条）</p> <p>○法令等に基づく応急措置の実施（70条）</p> <p>○保健衛生、緊急輸送の確保等に関する命令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療、土木関係者又は輸送関係者に対する救助業務への従事命令 ・近隣者に対する救助業務への協力命令 ・物資の生産・販売・輸送業者等に対する物資の保管命令及び収用 <p>○市町村長に対する応急措置実施の指示（72条）</p> <p>○公安委員会による交通の禁止・制限（76条）</p>	<p>○発見者の市町村長等への通報（54条）</p> <p>○住民への警報の伝達・警告（56条）</p> <p>○消防機関への出動命令、警察官等への出動要請（58条）</p> <p>○災害拡大防止のための設備・物件の除去等の指示（59条）</p> <p>○避難の指示等（60条）</p> <p>○広域避難の協議等（61条の4～8）</p> <p>○法令等に基づく消防、水防、救助等の応急措置の実施（62条）</p> <p>○警戒区域の設定（立入制限・禁止、退去命令）、警察官による代行、自衛官による代行（63条）</p> <p>○土地、建物、工作物の一時使用等（64条）</p> <p>○知事等に対する応援要求（68条）</p> <p>○知事に対する自衛隊の災害派遣の要請の要求（68条の2）</p>
<p>6 災害復旧</p>	<p>○法令等に基づく災害復旧の実施（87条）</p>	<p>○法令等に基づく災害復旧の実施（87条）</p>	<p>○法令等に基づく災害復旧の実施（87条）</p>
<p>7 災害緊急措置</p>	<p>○実施責任者負担（91条）</p> <p>○法令に基づく費用負担（94条）</p> <p>○28条第2項、28条の6第2項により地方公共団体が実施した経費の負担（95条）</p>	<p>○実施責任者負担（91条）</p> <p>○72条により市町村が実施した経費の負担（93条） 地方公共団体が実施した経費の負担（95条）</p>	<p>○実施責任者負担（91条）</p>

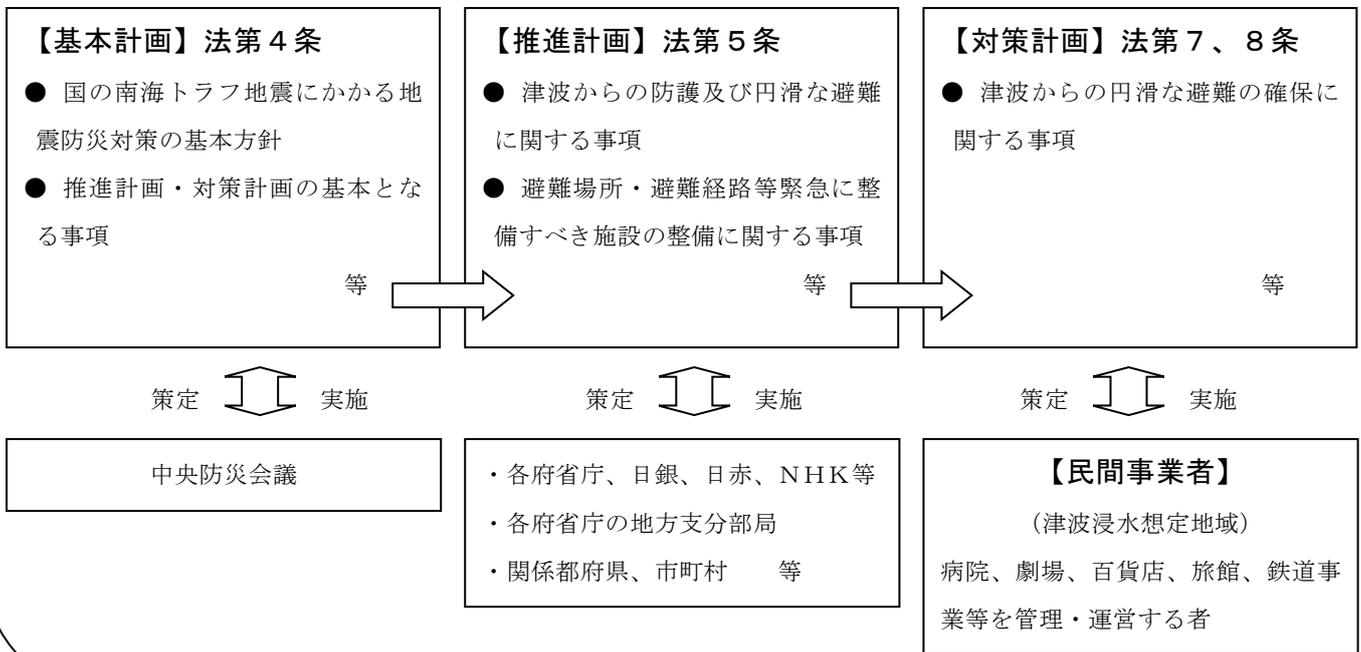
8 災害緊急 事態	<p>○災害緊急事態の布告（閣議）（105条） （災害が国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすべき異常かつ激甚なものである場合）</p> <p>○緊急災害対策本部の設置（107条）</p> <p>○緊急措置に係る政令（109条） （国会閉会中又は衆議院解散中であり、臨時会招集・参議院の緊急集会のいとまがない場合）</p> <ul style="list-style-type: none">・生活必需物資の配給等、物の価格の最高額の決定、金銭債務の支払いの延期		
-----------------	---	--	--

南海トラフ地震に係る地震防災対策の特別措置法の概要



○地震防災対策を推進する必要がある地域を、科学的に想定し得る最大規模の地震を想定

○津波からの避難等、地震防災対策に関する各種計画を作成し、その実施を推進



○ 国及び地方公共団体は、南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を推進 (法第20条)

○ 国は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進のために必要な財政・金融上の配慮 (法第21条)

○ 国は、観測・測量施設等の整備を推進 (法第19条)

姫路市防災会議条例

昭和38年12月26日

条例第40号

改正 昭和43年4月1日条例第6号

改正 昭和49年7月1日条例第33号

改正 平成12年3月29日条例第40号

改正 平成17年12月20日条例第99号

改正 平成25年3月27日条例第9号

(目的)

第1条 この条例は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき姫路市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 姫路市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、市及び関係各機関との連絡調整を図ること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は会長及び委員60人以内をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 指定地方行政機関の職員
 - (2) 兵庫県の知事の部内の職員
 - (3) 兵庫県警察の警察官
 - (4) 市長の部内の職員
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
 - (9) 市長が特に必要と認める機関又は団体の役員又は職員のうちから市長が委嘱する者
- 6 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。

7 委員は再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、兵庫県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員、学識経験のある者及びその他市長が特に必要と認める者のうちから市長が委嘱又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(幹事)

第5条 防災会議に、幹事60人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関又は団体の職員のうちから市長が委嘱又は任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和43年4月1日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和49年7月1日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月29日条例第40号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年12月20日条例第99号)

この条例は、平成18年3月27日から施行する。

附 則 (平成25年3月27日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1-4

姫路市防災会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、姫路市防災会議条例（昭和38年姫路市条例第40号）第6条の規定に基づき、姫路市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 防災会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 防災会議は、防災に関し、会長が必要と認めるときに開くものとする。

3 会長は、必要があると認める場合には、書面により防災会議を開催することができる。

(議事の特例)

第3条 防災会議の議事で、一部特定の機関にのみ関係のある事項については、会長が関係委員と協議して措置することができる。

2 会長は、前項の規定により措置した事項については、次の防災会議のその旨を報告するものとする。

(専決処分)

第4条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、急を要する場合は、次の各号に掲げる事項について専決処分することができる。

(1) 災害復旧に関し、関係機関相互の連絡調整を図ること。

(2) 関係機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。

(3) その他軽易な事項

2 会長は、前項の規定により、専決処分した事項については次の防災会議に報告するものとする。

(幹事会)

第5条 防災会議の幹事会を組織する。

2 幹事会は、あらかじめ会長が指名する幹事が招集する。

3 幹事会は、防災会議の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する事務を行う。

(常任幹事)

第6条 幹事会に、常任幹事若干名を置く。

2 常任幹事は会長が指名する。

3 常任幹事は、幹事会において委任された事項を処理する。

(準用規定)

第7条 幹事会の会議については、第2条第2項の規定を準用する。

(雑則)

第8条 前各条に定めるもののほか、必要な事項は、その都度会長が定める。

附 則

この規程は昭和39年4月1日から施行する。

附 則

この規程は令和2年6月17日から施行する。

附 則

この規程は令和3年8月13日から施行する。

資料 1 - 5

姫路市防災会議委員・幹事名簿

令和7年10月1日現在

会 長	幹 事
姫路市長 清 元 秀 泰	○ 条例第 5 条第 2 項 (幹事は、委員の属する機関又は団体の役員のうちから市長が委嘱又は任命する。)
○ 条例第 3 条第 5 項第 1 号 (指定地方行政機関の職員)	
近畿地方整備局姫路河川国道事務所長 富 本 和 也	近畿地方整備局姫路河川国道事務所防災課長 徳 地 克 彦
神戸地方気象台長 森 永 裕 幸	神戸地方気象台防災管理官 竹 田 進 樹
第五管区海上保安本部姫路海上保安部長 佃 長 門	第五管区海上保安本部姫路海上保安部警備救難課長 山 口 正 樹
○ 条例第 3 条第 5 項第 2 号 (兵庫県知事の部内の職員)	
兵庫県中播磨県民センター長 井 野 健 三 郎	兵庫県中播磨県民センター副センター長 西 谷 美 貴 兵庫県中播磨県民センター姫路農林水産振興事務所長 中 岸 明 彦 兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所長 太 田 宜 伸 兵庫県中播磨県民センター姫路港管理事務所長 三 宅 広 昭
兵庫県企業庁利水事務所長 古 川 雅 一	
兵庫県立はりま姫路総合医療センター院長 木 下 芳 一	兵庫県立はりま姫路総合医療センター総務部長 三 田 洋 文
○ 条例第 3 条第 5 項第 3 号 (兵庫県警察の警察官)	
兵庫県姫路警察署長 岡 本 修	兵庫県姫路警察署警備課長 網 屋 誠 也
兵庫県飾磨警察署長 堀 井 昭 彦	兵庫県飾磨警察署警備課長 溝 垣 勝 将
兵庫県網干警察署長 吉 野 雅 俊	兵庫県網干警察署警備課長 原 田 将 幸
○ 条例第 3 条第 5 項第 4 号 (市長の部内の職員)	
姫路市副市長兼防災審議監 山 田 基 靖	姫路市政策局危機管理室長 折 口 博 行
姫路市副市長 井 上 泰 利	姫路市政策局市長室長 姫 路 下 孝 孝
姫路市副市長 岡 本 裕 裕	姫路市総務局総務部長 高 橋 義 彦
姫路市医監 牛 尾 光 宏	姫路市財政局財務部長 田 中 利 彦
姫路市危機管理担当理事 村 田 泉	姫路市市民局市民参画部長 木 村 規 彦
姫路市会計管理者 平 田 朋 子	姫路市農林水産環境局美化部長 土 井 強 彦
姫路市市民局男女共同参画推進センター館長 柳 田 由 美 子	姫路市健康福祉局福祉総務部長 石 原 智 弘
姫路市健康福祉局保健所副所長 井 上 眞 由 美	姫路市こども未来局こども育成部長 森 下 俊 雄
姫路市健康福祉局参事 堀 田 昌 子	姫路市観光経済局観光コンベンション室長 圓 尾 誠 司
姫路市健康福祉局こどもの未来健康支援センター所長 原 直 子	姫路市都市局まちづくり部長 松 浦 正 宗
姫路市こども未来局子育て支援室長 遠 周 弥 生	姫路市建設局道路管理部長 古 田 泰 弘
姫路市教育委員会教育総務部長 濱 田 裕 子	姫路市上下水道局経営管理部長 八 杉 成 信
姫路市教育委員会学校教育部育成支援課長 南 原 け い 子	
姫路市健康福祉局長寿社会支援部高齢者支援課長 松 本 理 恵	
姫路市市民参画部市民活動推進課長 門 口 知 世	
○ 条例第 3 条第 5 項第 5 号 (教育長)	
姫路市教育長 久 保 田 智 子	姫路市教育委員会生涯学習部長 砂 山 雅 昭
○ 条例第 3 条第 5 項第 6 号 (消防長及び消防団長)	
姫路市消防局長 改 發 久 樹	姫路市消防局次長 中 村 哲 也
姫路市姫路東消防団長 坂 本 信 嘉	姫路市姫路西消防団長 古 橋 建 夫
	姫路市飾磨消防団長 北 村 宗 弘
	姫路市網干消防団長 小 西 博 泰
	姫路市家島町消防団長 宗 實 稔 二
	姫路市夢前町消防団長 本 郷 貴 之
	姫路市香寺町消防団長 久 斗 護 二
	姫路市安富町消防団長 本 長 直 樹
○ 条例第 3 条第 5 項第 7 号 (指定公共機関及び指定地方公共機関の役員又は職員)	
独立行政法人国立病院機構姫路医療センター院長 河 村 哲 治	独立行政法人国立病院機構姫路医療センター事務部長 岡 井 健 二
西日本旅客鉄道(株)姫路駅長 小 谷 高 明	西日本旅客鉄道(株)姫路副駅長 吉 田 敦 亘
NTT西日本(株)兵庫支店設備部長 梶 原 佳 幸	NTT西日本(株)兵庫支店設備部災害対策室次長 東 木 充 男
姫路赤十字病院院長 岡 田 裕 之	姫路赤十字病院事務部長 木 下 信 和
日本放送協会神戸放送局長 日 本 浩 浩	日本放送協会神戸放送局コンテンツセンター長 山 本 剛 大
関西電力送配電(株)姫路本部長 桑 下 敬 康	関西電力送配電(株)姫路本部副本部長 岩 村 真 行
山陽電気鉄道(株)代表取締役社長 伊 東 正 博	山陽電気鉄道(株)安全推進室参事 加 藤 啓 一
神姫バス(株)代表取締役社長 長 尾 眞 典	神姫バス(株)常務取締役 梅 谷 榮 一
兵庫県トラック協会西播支部長 藤 尾 健 司	兵庫県トラック協会西播支部事務局長 吉 田 成 一
大阪ガスネットワーク(株)兵庫事業部長 奥 野 和 浩	大阪ガスネットワーク(株)兵庫事業部建設・マネージャー 井 上 大 裕
(株)ラジオ関西姫路支社長 齋 藤 靖 典	(株)ラジオ関西コンテンツ局長 内 藤 泉
○ 条例第 3 条第 5 項第 8 号 (自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者)	
姫路市連合自治会長 北 川 博 康	姫路市連合自治会副会長 長 田 秀 人
姫路市連合婦人会長 岩 田 稔 恵	姫路市連合婦人会副会長 河 南 眞 稚 子
兵庫県立大学法人兵庫県立大学地域77開発研究所長 林 知 里	
○ 条例第 3 条第 5 項第 9 号 (市長が認める機関又は団体の役員又は職員のうちから市長が委嘱する者)	
一般社団法人姫路市私立こども支援機構理事 富 士 原 智 恵 美	一般社団法人姫路市私立こども支援機構理事 石 田 由 美 子
姫路市小学校長会 辰 巳 智 子	
姫路市立中学校長会 佐 竹 美 保 子	
社会福祉法人姫路市社会福祉協議会副理事長 福 間 章 代	社会福祉法人姫路市社会福祉協議会常務理事 官 長 毅 広
陸上自衛隊中部方面特科連隊長 奥 村 啓 介	陸上自衛隊中部方面特科連隊第 3 科長 飯 野 利 生
海上自衛隊阪神基地隊司令 桐 生 宏 幸	海上自衛隊阪神基地隊本部警備科長 立 石 貴 孝
一般社団法人姫路市医師会長 國 部 伸 也	一般社団法人姫路市医師会事務局長 中 西 孝 幸
一般社団法人姫路薬剤師会長 泉 憲 政	一般社団法人姫路薬剤師会副会長 関 悠 吾
公益社団法人兵庫県看護協会西播支部代表補佐 沢 田 洋 子	公益社団法人兵庫県看護協会西播支部委員 小 川 和 則
(株)姫路シティFM2.1代表取締役社長 釣 雅 典	(株)姫路シティFM2.1常務取締役 栗 飯 原 寿 規
姫路ケーブルテレビ(株)代表取締役 岡 久 俊 治	姫路ケーブルテレビ(株)放送部リーダー 吉 川 佳 代
兵庫県立男女共同参画センター女性活躍推進専門員 東 滝 弘 子	
ひめじ防災リーダーの会 尾 上 あ い 子	
一般社団法人兵庫県警備業協会西播支部長 山 口 剛	
全国災害ボランティア支援機構理事 成 川 玲 子	
姫路市老人福祉施設連盟委員 天 野 玉 記	
公益社団法人兵庫県栄養士会医療理事 瀬 尾 早 百 合	
一般社団法人兵庫県社会福祉士会長 小 椋 智 子	

姫路市災害対策本部条例

昭和38年12月26日
条例第41号

改正 平成8年3月26日条例第7号

改正 平成25年3月27日条例第9号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、姫路市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は災害対策本部の事務を総括し所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月26日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条を第5条とし、第3条の次に1条を加える改正規定は、市長が告知で定める日から施行する。

（平成8年6月20日告示第170号で平成8年6月20日から施行）

附 則（平成25年3月27日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1-7

姫路市災害対策本部規程

(趣旨)

第1条 この規程は、姫路市災害対策本部条例（昭和38年姫路市条例第41号）第5条の規定に基づき、姫路市災害対策本部（以下「本部」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(本部の設置)

第2条 本部は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第23条の2の規定により、市の区域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、特にその対策又は防災の推進を図る必要があると認めるときに設置する。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長、本部員及びその他の職員をもって組織する。

2 本部長には、法第23条の2第2項の規定により、市長がこれに当たる。

3 副本部長は、副市長をもって充てる。

4 本部員は、上下水道事業管理者、総合教育監、危機管理監、医監、技術管理監、技術審議監、生活審議監、防災審議監、スポーツ監、姫路市事務分掌条例（昭和42年姫路市条例第38号）第1条に規定する局の長、危機管理担当理事、消防局長、教育長及び教育次長をもって充てる。

5 市長は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、職員のうちから本部員を任命することができる。

(本部会議)

第4条 本部に本部会議を置く。

2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し本部長がこれを招集する。

3 本部会議は、災害対策の基本的な事項について協議し、決定する。

(班)

第5条 防災活動を行うため、本部に班を置く。

2 班の名称、班長及び副班長（以下「班長等」という。）となる者、構成する組織並びに事務分掌は、別表の定めるところによる。

(防災活動)

第6条 防災活動は、班長等が所属職員を指揮監督してこれを行う。

2 本部長は、前条第2項に規定する分掌事項による防災活動のほか、必要があるときは、非常の措置を命ずることができる。

(本部詰職員)

第7条 本部詰職員は、班長等が所属職員の中から指名する者をもって充てる。

2 本部詰職員は、次の事項を行う。

(1) 災害情報の収集及び伝達に関すること。

(2) 班長等に対する本部長命令その他連絡事項の伝達に関すること。

(3) 本部長に対する班の所掌事項に係る被害状況及び応急対策実施状況等の報告に関すること。

(初動要員)

第8条 市長は、職員のうちから初動要員を任命することができる。

2 初動要員は、勤務時間外に震度5強以上の地震が発生した場合には、指定場所に参集し、迅速に情報収集、警戒活動等を行わなければならない。

(応援職員の派遣)

第9条 班長等は、応援を求める必要があるときは、直ちにその旨を本部長に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けたときは、本部長は必要に応じて応援職員を派遣する。

(発令基準及び配備体制)

第10条 班長等は、本部長の命令に基づき、次の各号の区分による配備体制をとらなければならない。ただし、本部長の命令がない場合にあってもその状況に応じてその配備体制を決定することができる。この場合において班長等は、直ちにこの旨を本部班長に報告しなければならない。

(1) 第1号配備体制 災害のおそれがあるが、その時期、規模等の予測が困難な段階、小規模の災害が予想される段階若しくは小規模の災害が発生した場合又は市域で震度5弱を観測した場合において、少数の人員を配置して、主として情報連絡及び警戒に当たる体制

(2) 第2号配備体制 中規模の災害が予想される段階若しくは中規模の災害が発生した場合又は市域で震度5強を観測した場合において、所属職員のおおむね5割以内の人員を配置して、防災活動に当たる体制

(3) 第3号配備体制 大規模な災害が予想される段階若しくは大規模の災害が発生した場合又は市域で震度6弱以上を観測した場合において、所属職員全員を配置して、防災活動に当たる体制

2 班長等は、前項の規定に基づき、職員を配置したときは直ちにその人数を総務動員・受援班長に報告しなければならない。

(廃止)

第11条 本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害に関し応急措置がおおむね終了し、平常の事務分掌により処理できる段階に達したときは、本部の活動を終了し、本部を廃止するものとする。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、本部の活動に必要な事項は、その都度本部長が定める。

附 則

この規程は、昭和39年4月1日から施行する。

(途中附則省略)

附 則 (令和6年4月30日訓令甲第5号)

この規程は、令達の日から施行する。

別表（第5条関係）

【災害対策本部における各班の事務分掌】

(その1) 各班に共通する事務分掌

各班に共通する事務分掌	
1	各班の職員の動員、配備等に関する事。
2	各班及び各班内の連絡調整に関する事。
3	所管する業務に関連する事項の被害状況調査及び取りまとめに関する事。
4	他班の応援に関する事。
5	災害対策本部が設置されない場合でも、必要に応じて各局は以下の業務を行う事。

(その2) 班の名称、班長等となる者、構成する組織及び事務分掌

班の名称	班長となる者	副班長となる者	構成する組織	事務分掌
本部班	危機管理担当理事	危機管理室長 高等教育室長 ひめじ創生戦略室長 デジタル戦略室長	危機管理室 広報課 高等教育室 ひめじ創生戦略室 デジタル戦略室 情報指令課	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長命令の伝達に関する事。 2 災害対策本部及び現地災害対策本部の設置及び廃止に関する事。 3 本部会議、副班長会議及び防災関係機関会議に関する事。 4 自衛隊への派遣要請に関する事。 5 国、県等との連絡調整に関する事。 6 自主防災組織に関する事（消防班の所掌に属するものを除く。）。 7 気象、地震等の情報収集及び伝達に関する事。 8 被害状況の調査、集計及び伝達に関する事。 9 災害応急対策の取りまとめ及び調整に関する事。 10 他都市等への人的支援の要請及び他都市等からの人的支援の受入れに関する事（総務動員・受援班の所掌に属するものを除く。）。 11 市民等に対する災害広報に関する事。 12 報道機関への報道要請及び情報提供に関する事。 13 被災状況の写真等による記録に関する事。
消防班	消防局長	消防局次長 消防署長	消防局（情報指令課を除く。）	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防活動及び水防活動に関する事。 2 救急及び救助に関する事。 3 広域消防相互応援に関する事。 4 消防団に関する事。 5 自主防災組織等に関する事。 6 ヘリコプターに関する事。 7 避難誘導及び指示に関する事。 8 火災に係る罹災証明書に関する事。
渉外班	政策局長	市長室長 企画政策室長 議会事務局次長	政策局（広報課、高等教育室、ひめじ創生戦略室及び危機管理室を除く。） 議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 市議会との連絡調整に関する事。 2 災害視察者その他見舞者の応援に関する事。
総務動員・受援班	総務局長	総務部長 職員部長	総務局 選挙管理委員会事務局 監査事務局 公平委員会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 本市職員の動員及び各班の配置調整に関する事。 2 他都市等への人的支援の要請並びに他都市等からの人的支援の受入れ及び各班への配置調整に関する事。 3 各班が行う救援物資、資機材等の要請及び受入れに係る情報の集約に関する事。 4 受援に係る調整会議に関する事。 5 各班の受援担当者との連絡調整に関する事。 6 災害対策本部への受援状況等の報告に関する事。

財務・調査班	財政局長	財務部長 税務部長 工事技術検査室長	財政局 会計課	<ol style="list-style-type: none"> 1 公用車両等の管理及び配車に関する事。 2 資機材、燃料等の調達に関する事。 3 物資の輸送力の確保に関する事。 4 臨時増設電話の確保に関する事。 5 市有財産の被害調査に関する事。 6 予算編成及び関係経費の取りまとめに関する事。 7 金銭の出納(義援金を含む。)に関する事。 8 配備職員の食料の調達に関する事。 9 家屋等の被害状況の調査及び取りまとめに関する事。 10 災害に係る住家の被害認定に関する事。 11 罹災証明書に関する事(火災によるものを除く。) 12 災害による市税の減免等に関する事。
市民ボランティア班	市民局長	市民参画部長 市民生活部長 人権推進部長	市民局 国民健康保険課 後期高齢者医療保険課	<ol style="list-style-type: none"> 1 電話等による被害通報の受付及び整理に関する事。 2 災害に係る問合せ、相談、要望等の対応に関する事。 3 災害ボランティアの受入れ及び調整に関する事。 4 県災害救援専門ボランティアの派遣要請に関する事。 5 遺体の収容及び処置に関する事。 6 埋火葬に関する事。 7 支所等周辺の被害情報の収集伝達に関する事。 8 家島町の地域に係る応急措置に関する事。 9 地域住民に対する災害広報に関する事。
農林水産環境班	農林水産環境局長	美化部長 環境事業推進室長 環境政策室長 農林水産部長	農林水産環境局 農業委員会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 清掃、消毒、防疫及び昆虫等の駆除作業に関する事。 2 廃棄物及びがれきの処理に関する事。 3 応急仮設トイレに関する事。 4 処理施設の被害調査、応急対策及び復旧に関する事。 5 建築物等の解体及び撤去に伴う石綿(アスベスト)の飛散防止に関する事。 6 農林水産関係の被害調査、応急対策及び復旧に関する事。 7 ため池等危険箇所の警戒に関する事。 8 農林水産関係の被災の証明書等に関する事。 9 食料その他生活必需品の調達及び確保に関する事。
被災者救援班	健康福祉局長 子ども未来局長	福祉総務部長 保健医療部長 長寿社会支援部長 生活援護室長 保健所長 子ども育成部長 子育て支援室長 教育保育部長	健康福祉局 (国民健康保険課及び後期高齢者医療保険課を除く。) 子ども未来局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援物資(食料を含む。)等の受入れ及び配分に関する事。 2 災害救助の実施状況及び資材の取りまとめに関する事。 3 災害時要援護者対策に関する事。 4 被災者に対する生活保護の実施に関する事。 5 災害見舞金、災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付に関する事。 6 義援金の配分に関する事。 7 社会福祉施設の被害調査、応急対策及び復旧に関する事。 8 保健医療福祉活動本部の設置に関する事。 9 医師会等医療関係機関との連絡及び調整に関する事。 10 救護所の開設に関する事。 11 救急医薬品等の調達に関する事。 12 食品衛生及び食中毒の予防に関する事。 13 感染症の予防に関する事。 14 健康対策及び心のケア対策に関する事。 15 家庭動物に関する事。 16 生活用水等の検査に関する事。
観光経済班	観光経済局長	観光コンベンション室長 姫路城総合管理室長 商工労働部長 道の駅整備室長 スポーツ振興室長	観光経済局	<ol style="list-style-type: none"> 1 外国人に対する情報提供及び相談に関する事。 2 観光客の被害状況把握及び観光客対策に関する事。 3 大規模観光イベント対策に関する事。 4 観光・文化及びスポーツ施設の被害調査、応急対策及び復旧に関する事。 5 港湾及び海岸の被害調査、応急対策及び復旧に関する事。 6 災害対策用船舶の確保に関する事。 7 海上交通機関の確保に関する事。 8 罹災商工業者の被害調査及び対策に関する事。

住宅地班	都市局長	まちづくり部長 公共建築部長 市街地整備部長 交通計画部長 播磨臨海地域道路室長	都市局	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急危険度判定実施本部の設置に関する事。 2 被災建築物応急危険度判定に関する事。 3 被災宅地危険度判定調査に関する事。 4 民間被災住宅の応急修理に関する事。 5 被災住宅の障害物の除去に関する事（道路公園河川班の所掌に属するものを除く。）。 6 被災宅地の応急対策に関する事。 7 応急仮設住宅に関する事。 8 市営住宅の被害調査及び応急修理に関する事。 9 被災後の都市計画及び復興計画に関する事。 10 姫路駅帰宅困難者の対応に関する事。
道路公園河川班	建設局長	道路管理部長 道路建設部長 公園部長 河川部長	建設局	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路・河川及び被災住宅の障害物の除去に関する事（住宅地班の所掌に属するものを除く。）。 2 緊急通行車両の通行の確保に関する事。 3 緊急輸送道路に関する事。 4 避難路に関する事。 5 通行の規制に関する事。 6 道路、橋、公園、河川及び水路の被害調査、応急対策及び復旧に関する事。 7 オープンスペース利用計画に関する事。 8 広域支援の受入れ場所の確保に関する事。 9 河川等の警戒に関する事。
上下水道班	上下水道事業管理者	経営管理部長 水道部長 下水道部長	上下水道局	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急給水に関する事。 2 上下水道施設の被害調査、応急対策及び復旧に関する事。 3 上下水道施設等の警戒に関する事。
避難所班	教育次長	教育総務部長 教育企画室長 学校教育部長 生涯学習部長	教育委員会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設、管理及び運営に関する事。 2 幼児、児童及び生徒の安全確保に関する事。 3 応急教育に関する事。 4 教育施設及び文化財の被害調査、応急対策及び復旧に関する事。 5 被災児童及び生徒に対する教育図書その他学用品及び救援物資の配給に関する事。
特命班	本部長が指名する者とする。	本部長の承認を得て、班長が指名する者とする。	本部長の承認を得て、班長が定めるものとする。	本部長の特命事項に関する事。

姫路市災害警戒本部設置要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、姫路市地域防災計画又は姫路市水防計画に基づき、姫路市災害対策本部又は姫路市水防本部が設置されるまでの間で、災害が発生するおそれがある場合の迅速かつ適切な初動体制を確立するため、必要な事項を定める。

(設 置)

第2条 防災審議監は、次の各号に定める設置基準により、災害警戒本部（以下「本部」という。）を設置する。

- (1) 気象庁発表による「震度4」の地震を、姫路市で観測したとき。
- (2) 気象庁が、兵庫県瀬戸内海沿岸の予報区に津波注意報を発表したとき。
- (3) 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき。
- (4) 暴風、大雨、洪水又は高潮警報が発表され、災害の発生のおそれがあるとき。
- (5) 風水害等により小規模の災害が発生したとき。
- (6) その他防災審議監が特に必要と認めるとき。

(組 織)

第3条 本部は、本部長、副本部長、本部員及びその他の職員をもって組織する。

- 2 本部長は、防災審議監をもって充てる。
- 3 副本部長は、危機管理担当理事をもって充てる。
- 4 本部員は、議会事務局次長、市長室長、危機管理室長、職員部長、財務部長、税務部長、市民参画部長、美化部長、農林水産部長、福祉総務部長、保健医療部長、教育保育部長、観光コンベンション室長、まちづくり部長、道路管理部長、公園部長、河川部長、水道部長、下水道部長、消防局次長、教育総務部長及び本部長が必要と認める関係職員をもって充てる。
- 5 本部長は、前条に掲げる設置基準に基づき、本部を設置した場合で、事務を迅速に行うために必要があると認めるときは、姫路市災害対策本部規程（昭和39年姫路市訓令甲第4号）第10条第1項第1号に規定する第1号配備体制に準ずる配備体制をとることができる。
- 6 本部員は、事務を迅速に行うために、必要に応じ関係職員を配置させることができる。

(本部長等の職務)

第4条 本部長は、本部業務を掌理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐する。

(本部の所掌事務)

第5条 本部は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 被害情報の収集及び分析
- (2) 県及び防災関係機関からの情報収集並びに分析
- (3) 初期応急対策並びに配備体制の検討
- (4) 前3号に掲げる業務のほか、本部長が必要と認める業務

(報 告)

第6条 本部長は、必要な事項を市長に報告する。

(解 散)

第7条 本部長は、次の各号に該当するときは、本部を解散する。

- (1) 姫路市災害対策本部又は姫路市水防本部が設置されたとき。
- (2) 災害発生のおそれがなくなったとき。

(庶務)

第8条 本部の庶務は、危機管理室で行う。

(補則)

第9条 本部の運営に関し、この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成9年6月24日から施行する。

(途中附則省略)

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

災害対策本部職員配備表

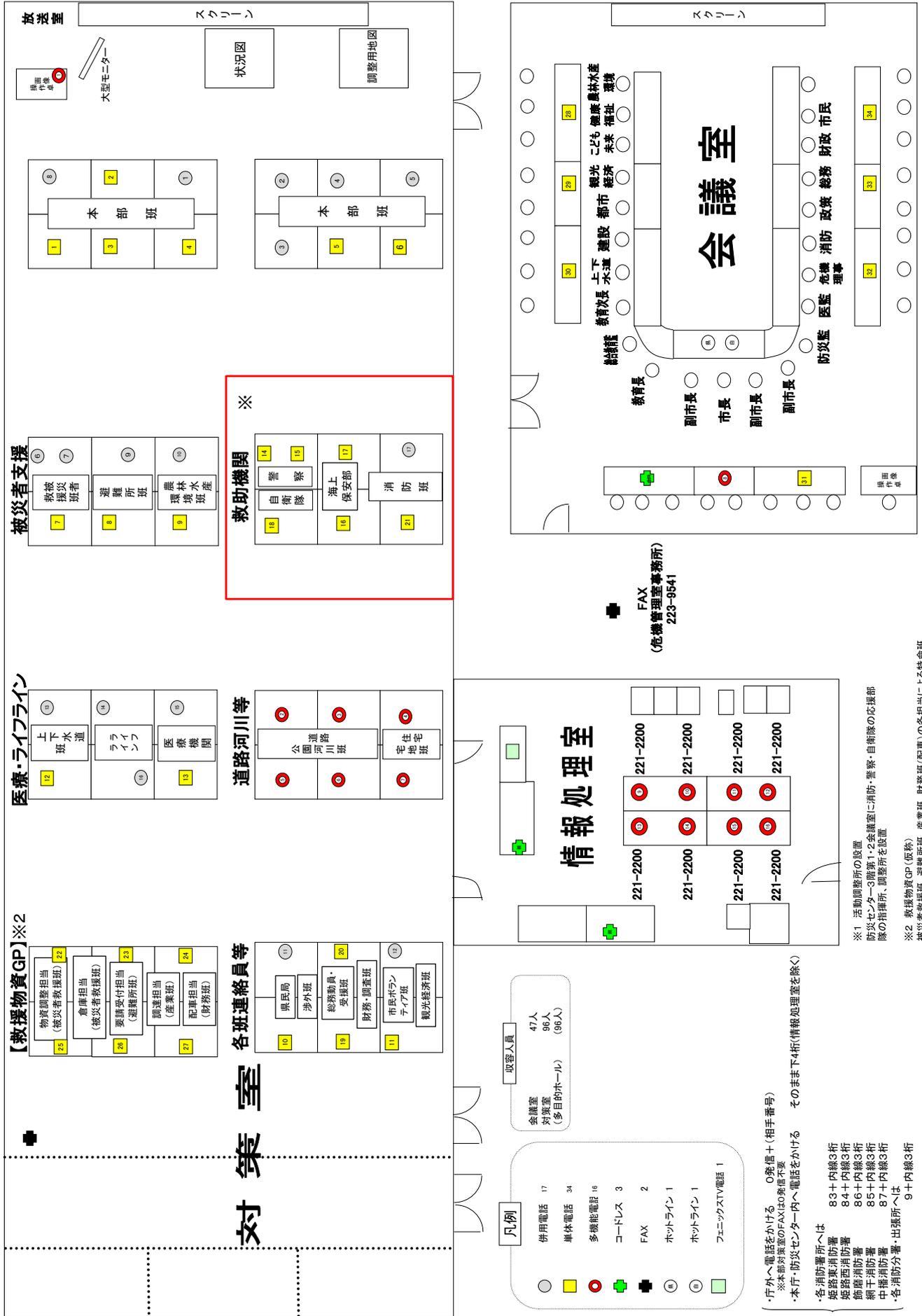
	本部詰め職員	地震			風水害等		
		1号配備	2号配備	3号配備	1号配備	2号配備	3号配備
		配備人数	配備人数	配備人数	配備人数	配備人数	配備人数
本部班	53	55	67	84	55	67	84
消防班	13	175	377	565	194	387	565
渉外班	4	14	32	45	14	32	45
総務動員・受援班	2	12	28	52	12	28	52
財務・調査班	5	32	76	155	30	76	155
市民ボランティア班	6	92	159	252	92	158	252
家島事務所		11	11	11	11	11	11
夢前事務所		4	4	5	4	4	5
香寺事務所		5	6	8	5	6	8
安富事務所		3	5	5	3	5	5
農林水産環境班	7	58	133	328	58	133	328
被災者救援班	6	48	240	445	49	240	445
観光経済班	3	32	96	176	32	96	176
住宅宅地班	3	32	71	151	24	61	151
道路公園河川班	3	109	150	194	121	159	194
上下水道班	2	33	109	200	33	108	200
避難所班	3	18	217	502	319	380	502
計	110	710	1,755	3,149	1,033	1,925	3,149

(注)1 風水害時、家島地域に勤務する職員は1号配備とするが、その配備人数を記載する。

2 本部詰め職員は、本部室に配備するものとする。

3 出先機関については、当該機関の課又は所が所属する班に含まれるものとする。

災害対策本部配置図 (防災センター5階、応援職員なし)



資料 1-11

姫路市防災行政無線局管理運用規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、姫路市地域防災計画に基づく災害時における防災対策及び平常時における一般行政事務を能率的に推進するために設置する防災行政無線局（以下「無線局」という。）の管理及び運用に関し、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）及び関係法令に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 固定系無線局に関するもの

ア 固定系 60 メガヘルツ帯の無線局で、親局、固定系中継局及び固定系再送信子局と子局との間の通信系をいう。

イ 親局 特定の 2 以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。

ウ 固定系中継局 親局から受けた通報を、特定の 2 以上の受信設備に対し同時に同一の内容の通報を送信する無線局をいう。

エ 固定系再送信子局 中継局から受けた通報を、特定の 2 以上の子局に対し同時に同一の内容の通報を送信する無線局をいう。

オ 子局 親局、中継局及び再送信子局と通信する無線局をいう。

カ 固定系遠隔制御装置 親局の無線設備（無線電信その他電波を送り、又は受けるための電氣的設備をいう。以下同じ。）を遠隔操作する装置をいう。

(2) 無線従事者 電波法第 2 条第 6 号に規定する者をいう。

(3) 通信取扱者 無線局の運用に携わる職員をいう。

(総括責任者)

第 3 条 無線局の管理及び運用上の最高責任者として総括責任者を置く。

2 総括責任者は、危機管理担当理事をもって充てる。

(無線局の種別)

第 4 条 無線局の呼出名称、種別及び設置場所は、総括責任者が別に定める。

(管理責任者)

第 5 条 総括責任者の職務を補佐し、直接無線局の維持管理業務を行う管理責任者を置く。

2 管理責任者は、危機管理室長をもって充てる。

(通信取扱責任者)

第 6 条 無線局に通信取扱責任者を置く。

2 通信取扱責任者は、総括責任者の命を受け、無線従事者を指揮監督し、無線局に係る事務を管理する。

3 通信取扱責任者は、総括責任者が別に定める。

(無線従事者)

第 7 条 無線従事者は、無線局の無線設備の操作を行うとともに、通信取扱者の行う無線局の操作を指揮監督する。

(通信取扱者)

第 8 条 通信取扱者は、無線従事者の管理のもとに電波法及び関係法令を遵守し、無線局の運用を行う。

(秘密の保持)

第 9 条 無線局の事務に従事する者は、その業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(非常時における措置)

第 10 条 総括責任者は、次の各号のいずれかに該当するときは、緊急の通信を優先させるため無線局に対して割込通信を行い、又は通信の中止を命ずることができるほか、通信の確保に必要な措置をとるものとする。

(1) 災害警戒本部、水防本部又は災害対策本部が設置されたとき。

(2) 気象注意報又は気象警報が発せられたとき。

(3) その他必要と認められるとき。

(無線設備の保守点検)

第 11 条 無線従事者は、通信取扱責任者の指示に従って無線設備について試験通信又は感度状況等の調査その他の保守点検を行い、当該無線設備の正常な機能の保持に努めなければならない。

(事故の措置)

第 12 条 無線従事者は、無線設備について故障その他の原因により通信を行うことができなくなったときは、直ちに必要な措置を執るとともに、その旨を通信取扱責任者に報告しなければならない。

2 通信取扱責任者は、前項の報告を受けたときは、速やかに管理責任者に報告しなければならない。

3 管理責任者は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく復旧に必要な措置を執るものとする。

(業務書類の管理)

第 13 条 管理責任者は、電波法及び関係法令に基づく業務書類を管理し、及び保管する。

2 管理責任者は、常に現行の電波法及び関係法令集を参照できるよう常備しておかなければならない。

(雑則)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、無線局の管理及び運用に関し必要な事項は、総括責任者が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

(姫路市防災行政用無線局管理運用規程の廃止)

2 姫路市防災行政用無線局管理運用規程（昭和 62 年訓令甲第 2 号）は、廃止する。

附 則（平成 19 年 5 月 10 日訓令甲第 10 号）

この規程は、平成 19 年 5 月 10 日から施行する。

附 則（平成 19 年 6 月 26 日訓令甲第 11 号）

この規程は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 5 月 26 日訓令甲第 3 号）

この規程は、平成 22 年 5 月 26 日から施行する。

附 則（平成 23 年 6 月 30 日訓令甲第 6 号）

この規程は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 16 日訓令甲第 5 号）

この規程は、平成 26 年 4 月 16 日から施行する。

附 則（平成 29 年 2 月 21 日訓令甲第 1 号）

この規程は、令達の日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 29 日訓令甲第 5 号）

この規程は、令達の日から施行する。

姫路市防災行政無線局管理運用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、姫路市防災行政無線局運用管理規程（平成18年訓令甲第2号）第14条の規定に基づき、姫路市防災行政無線局の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(通信の種類)

第2条 通信の種類は、次のとおりとする。

- (1) 一般通信 緊急通信以外の通信をいう。
- (2) 緊急通信 災害の発生及び発生のおそれのある場合その他特別の理由がある場合に行う通信をいう。

(通信事項)

第3条 一般通信又は緊急通信における通信事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 定時放送に関する事項
- (2) 一般行政連絡に関する事項
- (3) 地震、風水害、火災等の非常事態に関する事項
- (4) 全国瞬時警報システムに関する事項
- (5) その他特に必要な事項

(通信の申込み)

第4条 固定系無線局による一般通信の申込手続は、次のとおりとする。

- (1) 所属長は、所管する事務で住民に周知する必要があるものについて一般通信を行おうとするときは、無線放送依頼書（以下「放送依頼書」という。様式第1号）を、あらかじめ管理責任者に提出するものとする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、所属長は、緊急を要する場合は、一般通信に係る無線放送の依頼を口頭により行うことができる。
- (3) 所属長は、前号の規定により口頭による申込みを行ったときは、当該通信の終了後、速やかに放送依頼書を管理責任者に提出しなければならない。
- (4) 管理責任者は、依頼のあった放送の内容を審査し、放送の可否を決定する。放送を否としたときは、その旨を放送依頼者に通知するものとする。

(通信の記録)

第5条 通信に係る記録は、次に定めるところにより取扱うものとする。

- (1) 通信取扱責任者は、放送依頼書を整理し、保存しておかななければならない。
- (2) 通信取扱責任者は、通信を行ったときは、無線業務日誌（様式第2号）に必要事項を記載しなければならない。

(無線通信の原則)

第6条 無線通信を行うときは、次に掲げることを守らなければならない。

- (1) 必要のない無線通信は、行わない。
- (2) 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔にする。
- (3) 無線通信を行うときは、自局の呼出名称を付して、その出所を明らかにする。
- (4) 無線通信は、正確に行い、通信上の誤りを知ったときは直ちに訂正する。

(通信の方法)

第7条 通信の方法は、次のとおりとする。ただし、緊急通信を行う場合は、この限りでない。

(1) 固定系無線局の通信方法は、原則として次により行う。

(例)

「こちらは、ぼうさい〇〇です。」 1回

「・・・・・・・・本文・・・・・・・・」

「以上で終わります。」

(2) 固定系無線局の通信方法は、原則として次により行う。

(例)

ア 呼出し

「相手局の呼出名称」 3回以下

「こちらは」 1回

「自局の呼出名称」 3回以下

イ 応答

「相手局の呼出名称」 3回以下

「こちらは」 1回

「自局の呼出名称」 1回

2 呼出し又は応答を行う場合において確実に相手局と通信することが可能と認められるときは、呼出しの場合は「こちらは」及び自局の呼出名称を、応答の場合は相手局の呼出名称を、それぞれ省略することができるものとする。

3 前項の規定により省略をした場合は、通信中に少なくとも1回以上自局の呼出名称を送信する。

(子局の運用等)

第8条 子局から親局への通信は、原則として、第3条第3号の通信を行う場合に限る。

附 則

この要綱は、平成18年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

無線業務日誌

通信取扱 責任者	
-------------	--

年 月

通信取扱者						サービス時間（平常時）				サービス時間（緊急時）			
氏名		印		氏名		印		平日（月曜～金曜） 自 8時35分～至 17時20分				（月曜～日曜） 24時間体制	
日	曜日	放送 内容	放送 時間	放送者 氏名	備考	日	曜日	放送 内容	放送 時間	放送者 氏名	備考		
1			～			16			～				
2			～			17			～				
3			～			18			～				
4			～			19			～				
5			～			20			～				
6			～			21			～				
7			～			22			～				
8			～			23			～				
9			～			24			～				
10			～			25			～				
11			～			26			～				
12			～			27			～				
13			～			28			～				
14			～			29			～				
15			～			30			～				
放送時の問題点						31			～				

平成29年 2月21日

姫路市長 石見利勝

姫路市 IP 無線運用要領を次のように定める。

姫路市 IP 無線運用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、姫路市地域防災計画に基づく災害対策事務その他の行政事務を円滑に実施するために配置する IP 無線の適正な管理並びに運用について、必要な事項を定めるものとする。

(無線の配置先等)

第2条 IP 無線の配置先並びにグループ種別等については、別表のとおりとする。

(総括責任者)

第3条 IP 無線の管理及び運用上の最高責任者として総括管理者を置く。

2 総括管理者は危機管理担当理事をもって充てる。

(管理責任者)

第4条 総括管理者を補佐し、IP 無線の管理及び運用の業務を行う管理責任者を置く。

2 管理責任者は、危機管理室長をもって充てる。

(管理者)

第5条 管理者は、管理責任者の命を受け、無線取扱者を指揮し、IP 無線の操作及び管理並びに運用を行う。

2 管理者は、IP 無線を配置する課等の所属長とする。

(無線取扱者)

第6条 無線取扱者は、管理責任者又は管理者の命を受け、IP 無線の操作及び運用を行う。

(IP 無線の運用)

第7条 IP 無線は常時稼働するものとする。ただし、平常時においては、執務時間内の運用を原則とする。

2 管理者は、IP 無線を長時間閉局する必要がある場合、管理責任者に事前に連絡し、承諾を得るものとする。

(研修)

第8条 管理責任者は、必要に応じ、無線取扱者に対して、運用方法及び取扱要領等について研修を行う。

(訓練)

第9条 管理責任者は、非常時に備え、IP 無線の機能の確認及び運用の習熟を図るため、年1回以上通信訓練を行うものとする。

(管理業務)

第10条 管理責任者は、IP 無線が常に良好に機能するよう管理しておかなければならない。

(故障等の対応)

第 11 条 管理者は、IP 無線の故障又は異常が認められた場合、直ちにその旨を管理責任者に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた場合、管理責任者は、直ちに修理等の対応をとらなければならない。

(通信の使用基準)

第 12 条 通信の使用基準は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 姫路市地域防災計画に基づく災害対策に関するもの
- (2) 一般行政事務に関するもの
- (3) 通信訓練に関するもの
- (4) その他、総括責任者が認めるもの

(通信の原則)

第 13 条 総括管理者は、災害時及びその他特に理由がある場合は、通信を制限することができる。

(目的外使用の禁止)

第 14 条 通信の使用基準の範囲を超えて、運用してはならない。

(混信等の防止)

第 15 条 通信する際、他の通信を阻害しないように運用しなければならない。

(補則)

第 16 条 この要領に定めるもののほか、無線局の管理及び運用に関する必要な事項は、総括管理者が別に定める。

附 則

この要領は、平成 29 年 2 月 21 日から施行する。

この要領は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

配置先	台数	設置個所	グループ	個別 ID (端末名)	導入年月日
危機管理室	3	事務所	01 本部班	0001	R5.7.1
		トヨタハイエース	01 本部班	0002	R5.7.1
		トヨタアクア	01 本部班	0003	R5.7.1
美化業務課	3	事務所	02 農林水産環境班(美化)	0004	R5.7.1
		トヨタ	02 農林水産環境班(美化)	0005	R5.7.1
		スズキ軽バン	02 農林水産環境班(美化)	0006	R5.7.1
市川美化センター	3	事務所	03 農林水産環境班(市美C)	0007	R5.7.1
		ダイハツ軽バン	03 農林水産環境班(市美C)	0008	R5.7.1
		ダイハツ軽バン	03 農林水産環境班(市美C)	0009	R5.7.1
家島美化センター	2	事務所	04 農林水産環境班(家美C)	0010	R5.7.1
		船舶(第6いえしま)	04 農林水産環境班(家美C)	0011	R5.7.1
環境政策室	3	事務所	05 農林水産環境班(環境)	0012	R5.7.1
		ダイハツ軽バン	05 農林水産環境班(環境)	0013	R5.7.1
		スズキ軽バン	05 農林水産環境班(環境)	0014	R5.7.1
林産振興課	2	事務所	06 農林水産環境班(林産振興)	0015	R5.7.1
		スズキ 軽ジープ	06 農林水産環境班(林産振興)	0016	R5.7.1
土地改良課	1	スズキ 軽バン	06 農林水産環境班(土地改良)	0017	R5.7.1
道路管理課	6	事務所	07 道路公園河川班(道路管理)	0018	R5.7.1
		道路バト プロボックス	07 道路公園河川班(道路管理)	0019	R5.7.1
		ダイハツ軽ダンプ	07 道路公園河川班(道路管理)	0020	R5.7.1
		道路バト 三菱アウトランダー	07 道路公園河川班(道路管理)	0023	R5.7.1
		道路バト 日産セレナ	07 道路公園河川班(道路管理)	0026	R5.7.1
		維持作業車	07 道路公園河川班(道路管理)	0028	R5.7.1
道路保全課	5	家島事務所半固定	08 道路公園河川班(道路保全)	0021	R5.7.1
		事務所	08 道路公園河川班(道路保全)	0022	R5.7.1
		維持作業車	08 道路公園河川班(道路保全)	0024	R5.7.1
		維持作業車	08 道路公園河川班(道路保全)	0025	R5.7.1
		維持作業車	08 道路公園河川班(道路保全)	0027	R5.7.1
北部道路事務所	3	事務所	09 道路公園河川班(北部道路)	0029	R5.7.1
		道路バト	09 道路公園河川班(北部道路)	0030	R5.7.1
		現場	09 道路公園河川班(北部道路)	0031	R5.7.1
河川整備課	2	事務所	11 道路公園河川班(河川整備)	0035	R5.7.1
		現場	11 道路公園河川班(河川整備)	0036	R5.7.1
まちづくり指導課	3	事務所	10 住宅宅地班	0032	R5.7.1
		現場	10 住宅宅地班	0033	R5.7.1
		現場	10 住宅宅地班	0034	R5.7.1
家島事務所	3	飾磨消防署家島出張所	12 市民ボランティア班(家島)	0037	R5.7.1
		現場	12 市民ボランティア班(家島)	0038	R5.7.1
		現場	12 市民ボランティア班(家島)	0039	R5.7.1
	2	船舶(交通艇又は事務所)	12 市民ボランティア班(家島)	0040	R5.7.1
		船舶(救急艇)	12 市民ボランティア班(家島)	0041	R5.7.1
坊勢サービスセンター	3	事務所	13 市民ボランティア班(坊勢)	0042	R5.7.1
		現場	13 市民ボランティア班(坊勢)	0043	R5.7.1
		現場	13 市民ボランティア班(坊勢)	0044	R5.7.1
夢前事務所	3	事務所	14 市民ボランティア班(夢前)	0045	R5.7.1
		ダイハツカーゴ	14 市民ボランティア班(夢前)	0046	R5.7.1
		スズキ ワゴンR	14 市民ボランティア班(夢前)	0047	R5.7.1
香寺事務所	3	事務所	15 市民ボランティア班(香寺)	0048	R5.7.1
		三菱 軽バン	15 市民ボランティア班(香寺)	0049	R5.7.1
		三菱 軽バン	15 市民ボランティア班(香寺)	0050	R5.7.1
安富事務所	3	事務所	16 市民ボランティア班(安富)	0051	R5.7.1
		現場	16 市民ボランティア班(安富)	0052	R5.7.1
		現場	16 市民ボランティア班(安富)	0053	R5.7.1

播磨広域防災連携協定

(趣旨)

第1条 この協定は、播磨地域13市9町（以下「締結市町」という。）が、播磨地域を構成する一員として、協同の精神に基づき、連携して播磨地域の広域防災体制を確立するために必要な事項について定めるとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項の規定に基づき、播磨地域において災害が発生し、被災市町では十分な応急措置ができない場合に、相互に協力し、被災市町の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 締結市町は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(応援の事項)

第3条 応援の事項は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策及び応急復旧に必要な資機材及び物資のあっせん又は提供に関する事項
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣に関する事項
- (3) 被災者の受入れに関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援の要請)

第4条 応援を受けようとする市町（以下「被応援市町」という。）は、次の事項を明らかにして、他の締結市町に対し、文書により要請を行うものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる事項の応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第2号に掲げる事項の応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人員
- (4) 応援の場所及びその場所への経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、被災市町は、そのいとまがない場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

(応援の実施)

第5条 締結市町は、応援の要請があったときは、極力これに応ずるものとする。

(応援の自主出動等)

第6条 応援をする市町（以下「応援市町」という。）は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被応援市町と連絡がとれない場合には、第4条に定める応援要請を待たないで、自主的な情報収集活動に基づいた独自の判断で必要な応援を行うことができる。この場合には、第4条に定める応援要請があったものとみなす。

(応援のため派遣された職員の指揮)

第7条 応援のため派遣された職員は、被応援市町長等の指揮の下に活動するものとする。

(応援経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、原則として被応援市町の負担とする。

2 被応援市町が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被応援市町から要請があった場合には、応援市町は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(平常時の活動)

第9条 締結市町は、次の各号に掲げる事項を実施するなど、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう努めるものとする。

- (1) 連絡会の開催
- (2) 地域防災計画その他必要な資料の相互交換
- (3) 救援に必要な物資等の情報交換
- (4) その他災害時の相互応援に必要な事項

(広域防災対策)

第10条 締結市町は、播磨地域に係る広域的な防災対策に関して、必要な事項を協議し、協同して進めることに努めることとする。

(他の協定との関係)

第11条 この協定は、締結市町が締結する災害時の相互応援に係る他の協定を妨げるものではない。

(実施の細目)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項については、締結市町が協議の上、別に定めるものとする。

(補則)

第13条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、締結市町が協議の上、決定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成26年(2014年)4月22日から効力を生じるものとする。
- 2 播磨広域防災連携協定(平成24年(2012年)8月30日締結)は、廃止する。

上記協定締結の証として本協定書を22通作成し、締結市町長記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年(2014年)4月22日

姫路市長	石見 利勝	たつの市長	栗原 一
相生市長	谷口 芳紀	明石市長	泉 房穂
加古川市長	樽本 庄一	多可町長	戸田 善規
赤穂市長	豆田 正明	稲美町長	古谷 博
西脇市長	片山 象三	播磨町長	清水 ひろ子
三木市長	藪本 吉秀	市川町長	岡本 修平
高砂市長	登 幸人	福崎町長	嶋田 正義
小野市長	蓬萊 務	神河町長	山名 宗悟
加西市長	西村 和平	太子町長	北川 嘉明
宍粟市長	福元 晶三	上郡町長	遠山 寛
加東市長	安田 正義	佐用町長	庵途 典章

播磨広域防災連携協定に関する実施細目

1 趣旨

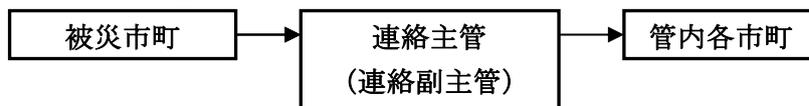
この実施細目は、「播磨広域防災連携協定」が目指す、構成市町が協同の精神に基づき、連携して広域応援体制を確立し、災害時における被害を軽減し、住民の安全を図ることを実現するため、連携協定の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

2 連絡担当部局

(1) 応援活動を円滑に実施するため、次表のとおり連絡主管・連絡副主管を定める。

ブロック	被災市町	連絡主管	連絡副主管
東播磨ブロック	加古川市・高砂市・明石市・稲美町・播磨町	姫路市	加古川市 西脇市 たつの市
北播磨ブロック	西脇市・三木市・小野市・加西市・加東市・多可町		
中播磨ブロック	姫路市・市川町・福崎町・神河町		
西播磨ブロック	相生市・たつの市・赤穂市・宍粟市・太子町・上郡町・佐用町		

(2) 連絡及び応援要請等の連絡体制



- ① 被災市町は、連絡主管に対し、「応援要請書（別紙様式）」により可能な限り内容を明記して、応援を要請する。ただし、そのいとまがない場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。
- ② 要請を受けた連絡主管は、速やかに他の市町と調整の上、応援内容を決定し、「支援決定通知書（別紙様式）」により被災市町に連絡する。ただし、連絡主管が被災した場合は連絡副主管が連携して代行し、この場合において、本文中「連絡主管」とあるのは、「連絡副主管」と読み替えるものとする。
- ③ 被災市町以外の市町は、連絡主管から被災市町への応援を要請された場合、被災市町から直接要請があったものとして、速やかに応援を実施するものとする。

(3) 連絡主管の業務

- ① 被災市町の情報収集と状況把握
- ② 災害応急活動等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握
- ③ 被害状況及び応援要請内容の連絡調整
- ④ 輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報の連絡
- ⑤ 応援活動等に関する県との連絡調整
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うために必要な業務

(4) 応援の自主出動の連絡

応援要請を待たずに自主的な情報収集活動に基づいた独自の判断で応援する場合は、連絡主管に連絡する。

3 応援経費の負担等

(1) 応援職員の派遣に要する経費の負担等については、次のとおりとする。

- ① 被災市町が負担する経費の額は、応援市町が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲とする。
- ② 応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援市町の負担とする。
- ③ 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じ

たものについては被応援市町が、被応援市町への往復途中において生じたものについては応援市町が賠償の責めに任ずる。

- ④ その他応援職員の派遣に要する経費については、被応援市町及び応援市町が協議して定める。
- (2) 応援市町は、応援に要する経費を一時繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額について、被応援市町に請求する。
- ① 備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
 - ② 資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (3) 請求は、応援市町の市町長名による請求書（関係書類添付）により、担当部局を經由して被応援市町の長に請求する。
- (4) 前記により難いときは、被応援市町及び応援市町が協議して定める。
- (5) 自主応援活動に要する経費の負担及び請求については、この規定を準用する。

4 応援の実施

- (1) 応援職員は、応援市町名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにする。
- (2) 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。
- (3) 被応援市町は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舍の斡旋その他の便宜を供与する。

5 資料・情報等の交換

相互応援のための地域防災計画及び次の資料を相互に交換する。

- (1) 災害時の連絡窓口（連絡担当部課名、電話番号）、担当責任者及び同補助者の職氏名及びその他連絡に必要な事項（別紙1「播磨地域防災担当者一覧表」）
- (2) 緊急物資及び資機材の保有状況
- (3) その他必要と考えられる事項

6 防災担当者会議の設置

播磨地域防災担当事務主管者会議を設置し、協定に掲げる次の事項の推進を図る。

- (1) 広域防災体制及び防災協力体制の整備並びに広域防災計画の策定
- (2) その他協定に基づく次の活動（別紙2「申し合わせ事項」）
 - ① 連絡会の開催
 - ② 地域防災計画その他必要な資料の相互交換
 - ③ 防災訓練及び住民の啓発等
 - ④ 救援に必要な物資等の備蓄
 - ⑤ その他災害時の相互応援に必要な事項

7 他の協定との関係

初動対応は、本協定において行うものとする。ただし、災害の規模等により、更に広域的な応援を必要とする場合など本協定による応援の継続等が困難である場合については、県、国などに応援要請するなど、臨機に対応するものとする。

8 施行

この実施細目は平成26年4月22日から施行する。

西播磨地域災害時等相互応援に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、西播磨地域5市6町（以下「締結市町」という。）が、西播磨地域を構成する一員として、協同の精神に基づき、連携して西播磨地域の広域防災体制を確立するために必要な事項について定めるとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項の規定に基づき、西播磨地域において災害が発生し、被災市町では十分な応急措置ができない場合に、相互に協力し、被災市町の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 締結市町は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(応援の事項)

第3条 応援の事項は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策及び応急復旧に必要な資機材及び物資のあっせん又は提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 被災者の受入れ
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請)

第4条 応援を受けようとする市町（以下「被応援市町」という。）は、次の事項を明らかにして、他の締結市町に対し、文書により要請を行うものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第2号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援の場所及びその場所への経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の実施)

第5条 締結市町は、応援の要請があったときは、極力これに応ずるものとする。

(応援の自主出動等)

第6条 応援をする市町（以下「応援市町」という。）は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被応援市長と連絡がとれない場合には、第4条に定める応援要請を待たないで、自主的な情報収集活動に基づいた独自の判断で必要な応援を行うことができる。

この場合には、第4条に定める応援要請があったものとみなす。

(応援のため派遣された職員の指揮)

第7条 応援のため派遣された職員は、被応援市町長等の指揮の下に活動する。

(応援経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、原則として被応援市町の負担とする。

2 被応援市町が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被応援市町から要請があった場合には、応援市町は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(平常時の活動)

第9条 締結市町は、次の各号に掲げる事項を実施するなど、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう努めるものとする。

- (1) 連絡会の開催
- (2) 地域防災計画その他必要な資料の相互交換
- (3) 防災訓練及び住民の啓発等
- (4) 救援に必要な物資等の備蓄
- (5) その他災害時の相互応援に必要な事項

(広域防災計画の策定)

第10条 締結市町は、広域防災体制を確立するため、協同して、西播磨地域に係る広域的災害対策に関して必要な事項を定めた広域防災計画を策定するものとする。

(他の協定との関係)

第11条 この協定は、締結市町及び締結市町の各機関が別に消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定により締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定等に基づく応援を排除するものではない。

(実施の細目)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項については、締結市町が協議の上、別に定めるものとする。

(補 則)

第13条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、締結市町が協議の上、決定するものとする。

附 則

この協定は、平成8年（1996年）4月1日から効力を生じるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成17年（2005年）4月1日から効力を生じるものとする。
- 2 平成8年4月1日付けで締結した西播磨地域災害時等相互応援に関する協定は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成17年（2005年）10月1日から効力を生じるものとする。
- 2 平成17年4月1日付けで締結した西播磨地域災害時等相互応援に関する協定は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成17年（2005年）11月7日から効力を生じるものとする。
- 2 平成17年10月1日付けで締結した西播磨地域災害時等相互応援に関する協定は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成18年（2006年）3月27日から効力を生じるものとする。
- 2 平成17年11月7日付けで締結した西播磨地域災害時等相互応援に関する協定は、廃止する。

上記協定締結の証として本協定書を11通作成し、締結市町長記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成18年（2006年）3月27日

姫路市長	石見利勝	相生市長	谷口芳紀
赤穂市長	豆田正明	宍粟市長	白谷敏明
たつの市	西田正則	市川町長	尾崎光雄
福崎町長	嶋田正義	神河町長	足立理秋
太子町長	首藤正弘	上郡町長	安則眞一
佐用町長	庵途典章		

西播磨地域災害時等相互応援に関する協定実施細目

1 趣旨

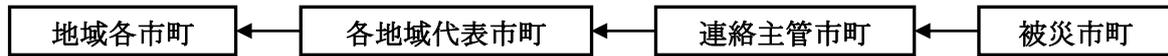
この実施細目は、「西播磨地域災害時等相互応援に関する協定」（以下「協定」という）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 連絡主管市町及び連絡体制

(1) 応援活動を円滑に実施するため、次表のとおり連絡主管市町及び地域代表市町を定める。

被災市町		連絡体制	
地域	地域市町	連絡主管市町	地域代表市町
姫路地域	姫路市	赤穂市	相生市・宍粟市・神河町・佐用町
揖龍・相生地域	相生市・たつの市・太子町	宍粟市	姫路市・赤穂市・神河町・佐用町
赤穂地域	赤穂市・上郡町	姫路市	相生市・宍粟市・神河町・佐用町
神崎地域	市川町・福崎町・神河町	相生市	姫路市・赤穂市・宍粟市・佐用町
宍粟地域	宍粟市	姫路市	相生市・赤穂市・神河町・佐用町
佐用地域	佐用町	相生市	姫路市・赤穂市・宍粟市・神河町

(2) 連絡及び応援要請等の連絡体制



- ① 災害が発生した場合は、被災市町は速やかに連絡主管市町に被害状況等を文書（別紙様式1）により連絡し、連絡を受けた連絡主管市町は、被災市町の被害状況等を各地域代表市町へ連絡する。
- ② 各地域代表市町は、連絡主管市町からの連絡を地域各市町へ連絡する。
- ③ 連絡主管市町は、所管の被災市町が甚大な被害を被り、被災状況等を連絡できないときには、独自に調査の上、各地域代表市町へ連絡する。
- ④ 文書により連絡するいとまがない場合には、口頭又は電話等により連絡する。

(3) 連絡主管市町の業務

- ① 被災市町の情報収集と状況把握
- ② 災害応急活動等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握
- ③ 被害状況及び応援要請内容の連絡調整
- ④ 輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報の連絡
- ⑤ 応援活動等に関する県との連絡調整
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うために必要な業務

(4) 応援要請及び調整

- ① 被応援市町は、連絡主管市町に対し、応援要請書（別紙様式2）により可能な限り内容を明記して、応援を要請する。ただし、そのいとまがない場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。
- ② 要請を受けた連絡主管市町は、速やかに他の市町と調整の上、応援内容を決定し、被応援市町に連絡する。
- ③ 被応援市町以外の市町は、連絡主管市町から被応援市町への応援を要請された場合、被応援市町から直接要請があったものとして、速やかに応援を実施するものとする。

(5) 応援の自主出動の連絡

応援要請を待たずに自主的な情報収集活動に基づいた独自の判断で応援する場合は、連絡主管市町に連絡する。

3 応援経費の負担等

(1) 応援職員の派遣に要する経費の負担等については、次のとおりとする。

- ① 被応援市町が負担する経費の額は、応援市町が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲とする。
- ② 応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援市町の負担とする。
- ③ 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被応援市町が、被応援市町への往復途中において生じたものについては応援市町が賠償の責めに任ずる。
- ④ その他応援職員の派遣に要する経費については、被応援市町及び応援市町が協議して定める。

(2) 応援市町は、応援に要する経費を一時繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額について、被応援市町に請求する。

- ① 備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
- ② 資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

(3) 請求は、応援市町の市町長名による請求書（関係書類添付）により、担当部局を經由して被応援市町の長に請求する。

(4) 前記により難いときは、被応援市町及び応援市町が協議して定める。

(5) 自主応援活動に要する経費の負担及び請求については、この規定を準用する。

4 応援の実施

(1) 応援職員は、応援市町名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにする。

(2) 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。

(3) 被応援市町は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舍の斡旋その他の便宜を供与する。

5 資料・情報等の交換

相互応援のための地域防災計画及び次の資料を相互に交換する。

- (1) 災害時の連絡窓口（連絡担当部課名、電話番号）、担当責任者及び同補助者の職氏名及びその他連絡に必要な事項（別紙 連絡担当者表）
- (2) 緊急物資及び資機材の保有状況
- (3) その他必要と考えられる事項

6 防災担当者会議の設置

別に定める要綱により西播磨地域防災担当事務主管者会議を設置し、協定に掲げる次の事項の推進を図る。

- (1) 広域防災体制及び防災協力体制の整備並びに広域防災計画の策定
- (2) その他協定に基づく次の活動
 - ① 連絡会の開催
 - ② 地域防災計画その他必要な資料の相互交換
 - ③ 防災訓練及び住民の啓発等
 - ④ 救援に必要な物資等の備蓄
 - ⑤ その他災害時の相互応援に必要な事項

7 施行

この実施細目は平成18年3月27日から施行する。

兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項及び第68条第1項の規定に基づき、県内で災害が発生し、被災した市町のみでは十分な対策を講じることができない場合に、兵庫県（以下「県」という。）及び県内市町による応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 応急対策及び応急復旧に必要な資機材、物資及び施設のあっせん又は提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 被災者の受入れ
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援の要請)

第3条 応援を受けようとする被災市町（以下「被災市町」という。）は、次の事項を可能な限り明らかにして、県に対し文書により要請するものとする。ただし、文書により要請するいとまのない場合は、電話、ファクシミリ又は兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム等により応援の要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
 - (2) 前条第1号に掲げる事項の応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
 - (3) 前条第2号に掲げる事項の応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人員
 - (4) 応援の場所及びその場所への経路
 - (5) 応援を必要とする期間
 - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 県は、前項の要請を受けたときは、速やかに、応援可能な市町と調整を行ったうえ、県の応援も含めた応援計画を作成し、被災市町に、応援計画を通知するものとする。
- 3 県及び応援を行う市町（以下「応援市町」という。）は、最大限その責務を果たすよう努めるものとする。
- 4 第1項による要請をもって、被災市町から各応援市町に対しての応援の要請があったものとみなす。

(市町を指定した応援要請)

第4条 被災市町は、あらかじめ指定した県内の市町（以下「応援指定市町」という。）に、応援を要請することができる。

- 2 前項に規定する応援については、前2条の規定を準用する。
- 3 県は、応援指定市町に対し、応援要請内容を伝えるとともに、協力を要請するものとする。
- 4 被災市町は、特に緊急を要する場合、応援指定市町に直接要請することができる、なお、この場合において、被災市町は事後必ず県にその旨連絡するものとする。

(自主応援)

第5条 県及び市町は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町と連絡が取れない場合に、自主的な情報収集活動等に基づき、応援の必要があると判断したときは、第3条又は第4条による被災市町からの応援要請を待たずに、この協定に定めるところにより応援を行うことができる。

2 前項の場合、第3条第1項の応援の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第6条 県又は市町が前3条の規定に基づく応援に要した経費は、原則として被応援市町の負担とする。

2 被応援市町において費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときには、応援を行った県又は応援市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、県又は市町が締結する災害時の応援に係る他の協定を妨げるものではない。

(平時の活動)

第8条 県及び市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から次の事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) 地域防災計画その他必要な資料の提供
- (2) 県と市町との連絡会等の開催
- (3) その他必要な事項

(補則)

第9条 この協定に関し必要な事項については、県及び県内市町が協議の上、別に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成18年11月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、兵庫県知事及び各市町長が記名押印の上、兵庫県知事、兵庫県市長会会長及び兵庫県町村会会長が各1通を保有し、他の市町長はその写しを保有する。

平成18年11月1日

兵庫県 兵庫県知事 井戸敏三

神戸市 神戸市長 矢田立郎

姫路市 姫路市長 石見利勝

尼崎市	尼崎市長	白井	文人
明石市	明石市長	北口	寛人
西宮市	西宮市長	山田	知郎
洲本市	洲本市長	柳	実健
芦屋市	芦屋市長	山中	保幸
伊丹市	伊丹市長	藤原	保紀
相生市	相生市長	谷口	芳治
豊岡市	豊岡市長	中貝	宗庄
加古川市	加古川市長	樽本	正一
たつの市	たつの市長	西田	正則
赤穂市	赤穂市長	豆田	正明
西脇市	西脇市長	來住	壽一
宝塚市	宝塚市長	阪上	善秀
三木市	三木市長	藪本	吉秀
高砂市	高砂市長	岡	恒雄
川西市	川西市長	大塩	民生
小野市	小野市長	蓬萊	生務
三田市	三田市長	岡田	義弘
加西市	加西市長	中川	暢三
篠山市	篠山市長	瀬戸	亀男
養父市	養父市長	梅谷	馨郎
丹波市	丹波市長	辻	重五
南あわじ市	南あわじ市長	中田	勝久
朝来市	朝来市長	井上	英俊
淡路市	淡路市長	門	康彦
宍粟市	宍粟市長	白谷	敏明
加東市	加東市長	山本	廣一
猪名川町	猪名川町長	真田	保男
多可町	多可町長	戸田	善規
稲美町	稲美町長	古谷	博
播磨町	播磨町長	清水	ひろ子
神河町	神河町長	足立	理秋
市川町	市川町長	尾崎	光雄
福崎町	福崎町長	嶋田	正義
太子町	太子町長	首藤	正弘
上郡町	上郡町長	安則	眞一
佐用町	佐用町長	庵途	典章
香美町	香美町長	藤原	久嗣
新温泉町	新温泉町長	馬場	雅人

兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定実施要領

(趣旨)

第1条 この実施要領は、「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」(以下「協定」という。)の実施に関し、必要な事項を定める。

(連絡窓口)

第2条 県及び市町は、応援に関する連絡調整を円滑に進めるため、連絡担当部局をあらかじめ定めるものとする。

2 各市町は、前項に規定する連絡担当部局を変更したときは、速やかに県(当該市町を所轄する県民局)に報告するものとする。

(情報の収集及び伝達方法)

第3条 被災市町は、速やかに被害状況の把握に努め、災害情報の伝達を行うとともに、県及びその他の市町にあっては情報収集に努めるものとする。

2 情報収集及び伝達は、兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム、電話、ファクシミリ、衛星通信又は職員の派遣等により行うものとする。

(応援の内容)

第4条 協定第2条第1号から第3号までに規定する応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 物 資 飲料水、食糧、生活必需物資、医薬品等
- (2) 資 機 材 給水車、物資輸送車、ゴミ収集車、し尿処理車、重機、バイク、自転車、仮設トイレ、仮設風呂、テント、発電機等
- (3) 施 設 避難所、福祉施設、公共宿泊施設、火葬場、ゴミ焼却場等
- (4) 派遣職員 県職員、市町職員

(応援の要請手続き)

第5条 被応援市町は、県及び市町に対し、応援要請書(様式第1号)により応援を要請するものとする。

2 県が、被応援市町の要請に対する応援計画を定めたときは、応援計画書(様式第2号)により関係市町に通知するものとする。

3 被応援市町に対する応援を速やかに行うため、県災害対策地方本部(県民局)は、被災市町と県災害対策本部並びに応援市町と県災害対策本部間における応援内容の調整を行うものとする。

4 被災市町は、緊急を要するとき、県災害対策地方本部(県民局)に連絡がつかないとき等の場合、県災害対策本部に、直接、応援を要請することができる。

5 協定第3条から第5条までの規定による応援要請の手続きは別紙のとおりとする。

6 応援要請の有無に関わらず応援活動を実施した県及び市町は、応援活動報告書(様式第3号)により被応援市町に報告するものとする。

(経費の負担)

第6条 協定第6条に定める経費の負担については、法令その他別に定めがある場合を除くほか、次

の各号に掲げるところにより、被応援市町が負担する。

- (1) 応援職員の所属する県又は市町の旅費に関する規定による応援職員の旅費
 - (2) 応援職員が応援業務に従事中、第三者に損害を与えた場合の補償費
 - (3) 応援物資、資機材の購入費、運搬費及び修理代
- 2 前項第2号に定める補償費のうち、被応援市町への往復途中において第三者に損害を与えた場合の補償費については、被応援市町と応援を行った県又は市町が協議して定める。
 - 3 協定第5条の自主的な情報収集活動に要する経費は、その活動を行った県又は市町が負担する。
 - 4 協定第6条第2項の規定により応援に要した経費を一時繰替え支弁した場合、応援を行った県又は市町は、当該経費の額を県知事又は市町の長名による請求書により関係書類を添付のうえ、被応援市町に請求するものとする。
 - 5 前各項により難しい場合については、被応援市町と応援を行った県又は市町がその都度協議して定めるものとする。

附 則

この実施要領は、平成18年11月1日から適用する。

中核市災害相互応援協定

中核市各市（以下「協定市」という）は、いずれかの市域において災害が発生し、被害を受けた都市（以下「被災市」という）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市の要請にこたえ、当該災害により被害を受けていない市が友愛的精神に基づき、相互に応援協力し、被災市の災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等及び災害からの復興に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧及び災害からの復興に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

2 被災市は、災害による被害により被災市のホームページを利用して災害情報等の発信をすることができなくなったときは、協定市に対し、当該災害情報等を協定市のホームページに掲載することを要請することができる。

（応援要請の手続き）

第2条 応援を要請しようとする被災市は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、電話又は電信により応援を要請するものとする。この場合において、被災市は必要事項を記載した文書を後日、速やかに協定市に送付しなければならない。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1項第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第1項第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員並びに業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された協定市は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。

2 激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市との連絡がとれない場合には、被災市以外の協定市相互が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、協定市が協議して別に定める。

（連絡担当部局）

第5条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(資料の交換)

第6条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(会議)

第7条 この協定の運用体制を整備し、併せて協定市の防災体制の整備に資するため、中核市市長会事務担当者会議の補助機関として中核市市長会防災担当者会議を置く。

(事務局)

第8条 この協定の実施に必要な連絡調整を行うため、中核市市長会防災担当者会議の会長の属する市に事務局を設置する。

(雑則)

第9条 この協定の締結後、新たに中核市への移行によりこの協定への参加希望がある場合は、特段の事情のない限り、協定市はこれを受け入れるものとする。

(その他)

第10条 この協定は、協定市及び協定市の各機関が消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定により別に締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定等に基づく応援を排除するものではない。

第11条 この協定の締結に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

(協定の発効)

第12条 この協定は、令和3年4月1日から効力を発生するものとする。

令和3年 4月 1日

松本市	松本市長	臥雲義尚
一宮市	一宮市長	中野正康
函館市	函館市長	工藤壽樹
旭川市	旭川市長	西川将人
青森市	青森市長	小野寺晃彦
八戸市	八戸市長	小林真
秋田市	秋田市長	穂積志
山形市	山形市長	佐藤孝弘
福島市	福島市長	木幡浩
郡山市	郡山市長	品川萬里
いわき市	いわき市長	清水敏男
盛岡市	盛岡市長	谷藤裕明
宇都宮市	宇都宮市長	佐藤栄一
越谷市	越谷市長	高橋努
川越市	川越市長	川合善明
川口市	川口市長	奥ノ木信夫
船橋市	船橋市長	松戸徹

鹿 児 島 市	鹿 児 島 市 長	下 鶴 隆 央
久 留 米 市	久 留 米 市 長	大 久 保 勉
那 覇 市	那 覇 市 長	城 間 幹 子

協定締結権者

豊 田 市 豊 田 市 長 太 田 稔 彦

〔経 緯〕

「中核市災害時相互応援に関する協定」

平成8年10月24日締結

- ・12市（宇都宮市、新潟市、富山市、金沢市、岐阜市、静岡市、
浜松市、堺市、姫路市、岡山市、熊本市、鹿児島市）

平成9年12月22日締結

- ・17市（上記の他、秋田市、郡山市、和歌山市、長崎市 大分市）

平成10年6月24日締結

- ・21市（上記の他、豊田市、福山市、高知市、宮崎市）

「中核市災害相互応援協定」

平成11年5月19日締結

- ・25市（上記の他、いわき市、長野市、豊橋市、高松市）

平成12年4月28日締結

- ・27市（上記の他、旭川市、松山市）

平成13年7月27日締結

- ・28市（上記の他、横須賀市）

平成14年8月2日締結

- ・30市（上記の他、奈良市、倉敷市）

平成15年9月1日締結

- ・35市（上記の他、川越市、船橋市、相模原市、岡崎市、高槻市）

平成17年9月1日締結

- ・35市（上記の他、東大阪市、なお、静岡市は政令市に移行のため脱会）

平成18年1月26日締結

- ・37市（上記の他、函館市、下関市）

平成18年11月10日締結

- ・37市（上記の他、青森市、なお、堺市は政令市に移行のため脱会）

平成20年10月20日締結

- ・39市（上記の他、柏市、久留米市、盛岡市、西宮市、
なお、新潟市、浜松市は政令市に移行のため脱会）

平成21年9月1日締結

- ・41市（上記の他、前橋市、大津市、尼崎市、
なお、岡山市は政令市に移行のため脱会）

平成23年5月2日締結

- ・41市（上記の他、高崎市、なお、相模原市は政令市に移行のため脱会）

平成24年4月1日締結

- ・41市（上記の他、豊中市、なお、熊本市は政令市に移行のため脱会）
平成25年4月1日締結
- ・42市（上記の他、那覇市）
平成26年4月1日締結
- ・43市（上記の他、枚方市）
平成27年4月1日締結
- ・45市（上記の他、八王子市、越谷市）
平成28年4月1日締結
- ・47市（上記の他、呉市、佐世保市）
平成29年1月1日締結
- ・48市（上記の他、八戸市）
平成30年4月1日締結
- ・54市（上記の他、福島市、川口市、八尾市、明石市、鳥取市及び松江市）
平成31年4月1日締結
- ・58市（上記の他、山形市、福井市、甲府市及び寝屋川市）
令和2年4月1日締結
- ・60市（上記の他、水戸市、吹田市）
令和3年4月1日締結
- ・62市（上記の他、松本市、一宮市）

中核市災害相互応援協定実施細目

(趣旨)

第1条 中核市災害相互応援協定第11条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(経費等の負担)

第2条 協定第1条第1号から第3号までの規定の応援に要する経費のうち、次に掲げる経費は応援を要請した市（以下「応援要請市」という。）の負担とし、その他の経費は応援をした市（以下「応援市」という。）の負担とする。

- (1) 協定第1条第1号及び第2号に掲げる食糧等の購入費及び輸送費
- (2) 協定第1条第3号の車両等の借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

2 協定第1条第4号の応援（以下「応援業務」という。）に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援業務に従事した職員（以下「応援職員」という。）の旅費及び諸手当は、応援市の条例等の規定により算定した旅費の額及び諸手当の額の範囲内において応援要請市の負担とする。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷し、疫病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。
- (3) 応援職員が応援業務中第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものに係る賠償については応援要請市が、応援要請市への往復の途中において生じたものに係る賠償については応援市の負担とする。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援業務に要する経費については、応援要請市と応援市との間で協議して定める。

3 応援職員は、応援市名を表示した腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

4 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携帯するものとする。

5 応援要請市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舍の斡旋その他の便宜を供与するものとする。

(経費の請求)

第3条 前条に定める経費の請求は、応援市の市長名による請求書（関係書類添付）により、連絡担当部局を経由して応援要請市の長に宛てて行うものとする。

2 自主応援活動に要する経費の負担及び請求については、前条及び前項の規定を準用する。

(連絡担当部局)

第4条 協定第5条の規定により協定市は、相互応援のための連絡担当部局の課名、担当責任者及び同代理者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡するものとする。

(その他)

第5条 この実施細目により難しい事項及び実施細目に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

(実施細目の発効)

第6条 この実施細目は、令和3年4月1日から効力を発生するものとする。

「中核市災害相互応援協定」に係る申し合わせ

平成8年10月14日合意

平成11年6月9日中核市連絡会防災担当者会議総会決議

協定市は本協定の運用にあたり次のことを申し合わせる。

1 協定の性格

本協定は災害により被害を受けていない都市が友愛的精神に基づき援助の手を差し伸べるという紳士協定である。従って第3条並びに第7条にも規定されているように努力義務であり、他の協定等を排除するものではない。

従って、

- (1) 災害時、国、府県の要請等は本協定に優先するものである。
- (2) 本協定は地方自治法第96条の議決事項ではない。

2 他の災害への準用

本協定による災害は災害対策基本法による災害を前提としているが、本協定はその他の災害についてもこの協定に準じて対応していく精神を有するものである。

3 協定の条文解釈

- (1) 第1条第1号中、「その供給に必要な資器材」とは例えば給水に必要なポリタンク及びタンク車、食糧等物資輸送に必要な車両、また、炊き出しに必要な調理器具等をいう。
- (2) 第2条中、「速やかに協定市に送付しなければならない。」という表現は本来強制用語であるが、要請をした側は当然速やかに事務処理をすべきであるという意味で事務処理の適正を期するものであるので、紳士協定である本協定に矛盾しない。
- (3) 第3条第1項中、「法令その他特別に定めがある場合」とは災害対策基本法等に基づく府県及び他の市町村の応援要請等をいう。
- (4) 第4条中、「協定市が協議して定める。」とは協定実施細目をいう。
- (5) 第5条中、「あらかじめ相互応援のための連絡担当部局」とは各市防災担当所管課とする。
- (6) 第11条中、「この協定に定めのない事項」とは、新たに中核市に移行した市に対し、本協定への加入を呼びかけること等をいう。
- (7) 実施細目第2条第4項中、「応援職員は災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携帯するもの」とあるが、これは職員が応援に際して当座のものを携帯するということで、その後必要となった、被服、食糧等については同条第2項第4号に基づき応援要請市と応援市との間で協議する。

中核市災害相互応援協定の運用マニュアル

	平成11年	6月	9日	中核市連絡会防災担当者会議総会決議
改正	平成23年	7月	29日	中核市連絡会防災担当者会議総会決議
改正	平成23年	11月	1日	中核市連絡会防災担当者会議総会決議
改正	令和2年	7月	1日	中核市市長会防災担当者会議総会決議
改正	令和4年	5月	27日	中核市市長会防災担当者会議総会決議

1 応援の要請方法

- (1) 協定第2条に掲げる文書は、応援要請書（様式1）とし、電話等により応援を要請する場合においても、可能な限りその内容に準じて行うものとする。
- (2) 応援の要請は、被災市の所属するブロックの幹事に対し行うものとする。
- (3) 被害がブロック全体に及ぶ災害の場合は、幹事が取りまとめのうえで会長に対し、要請を行うものとする。また、取りまとめが不可能なときは各被災市が直接会長に要請を行うことができる。
- (4) 応援要請書は、会長市に送付するものとする。

2 情報伝達

- (1) 幹事は、被災市の被害状況を会長へ報告するものとする。
- (2) 会長は、報告を受けた内容を各協定市に連絡担当部局を通じ伝達するものとする。

3 応援計画

- (1) 応援要請を受けた幹事は、被災市を除くブロック内の協定市と連絡担当部局を通じ、応援活動について協議する。
- (2) 前号により応援活動を決定した応援市は、応援計画を応援計画書（様式2）により、被災市及び幹事に通知する。
- (3) 幹事は、ブロック内応援市の応援計画を会長へ報告する。
- (4) 幹事は、ブロック内での応援活動が困難と判断したときは、会長へ応援を要請することができる。
- (5) 会長は、被災ブロックの幹事から応援の要請を受けたときは、規約第6条第2項応援チームの応援隊長市（応援チーム内で被災市に最も近い協定市となり、応援チームを代表しチーム内の取りまとめを行う）へ要望事項を伝達するものとし、要請を受けた応援隊長市はそのチーム内の協定市と応援活動を協議し、規約第6条第1項ブロック内の被災市以外の協定市と協力しながら応援するものとする。

4 応援の完了

- (1) 応援市は、応援活動が完了し被災市の状況が安定した後、細目第2条に基づき応援業務に要した経費を算定し、応援を要請した協定市に請求するものとする。
- (2) 応援市は、前項に掲げる経費について、会長に報告する。
- (3) 会長は、応援活動が完了したとき又は応援活動が長期にわたる場合は随時、協定市に応援の内容を報告するものとする。

5 自主応援活動

- (1) 協定第3条第2項の規定により自主応援活動を行う場合は、被災市の属するブロックの幹事が連絡調整し、自主応援活動を行うものとする。
- (2) 自主応援活動を行う場合の手続きについては、このマニュアルの規定を準用する。

6 任務の代行

このマニュアルにおいて、会長又は幹事の属する市が被災市となったときは、それぞれ副会長又は副幹事がその任務を遂行するものとする。また、副会長についてはその在任期間の長い市から第1順位とし、同一在任期間の市が複数の場合、被災市に遠い順とする。

7 その他

この運用マニュアルに記載のない事項は、会長市(会長市が被災市となったときは、副会長市)が、各市の被災状況及び意向を考慮し、対応を決定する。

※ 参考 中核市市長会防災担当者会議規約(令和4年5月27日)

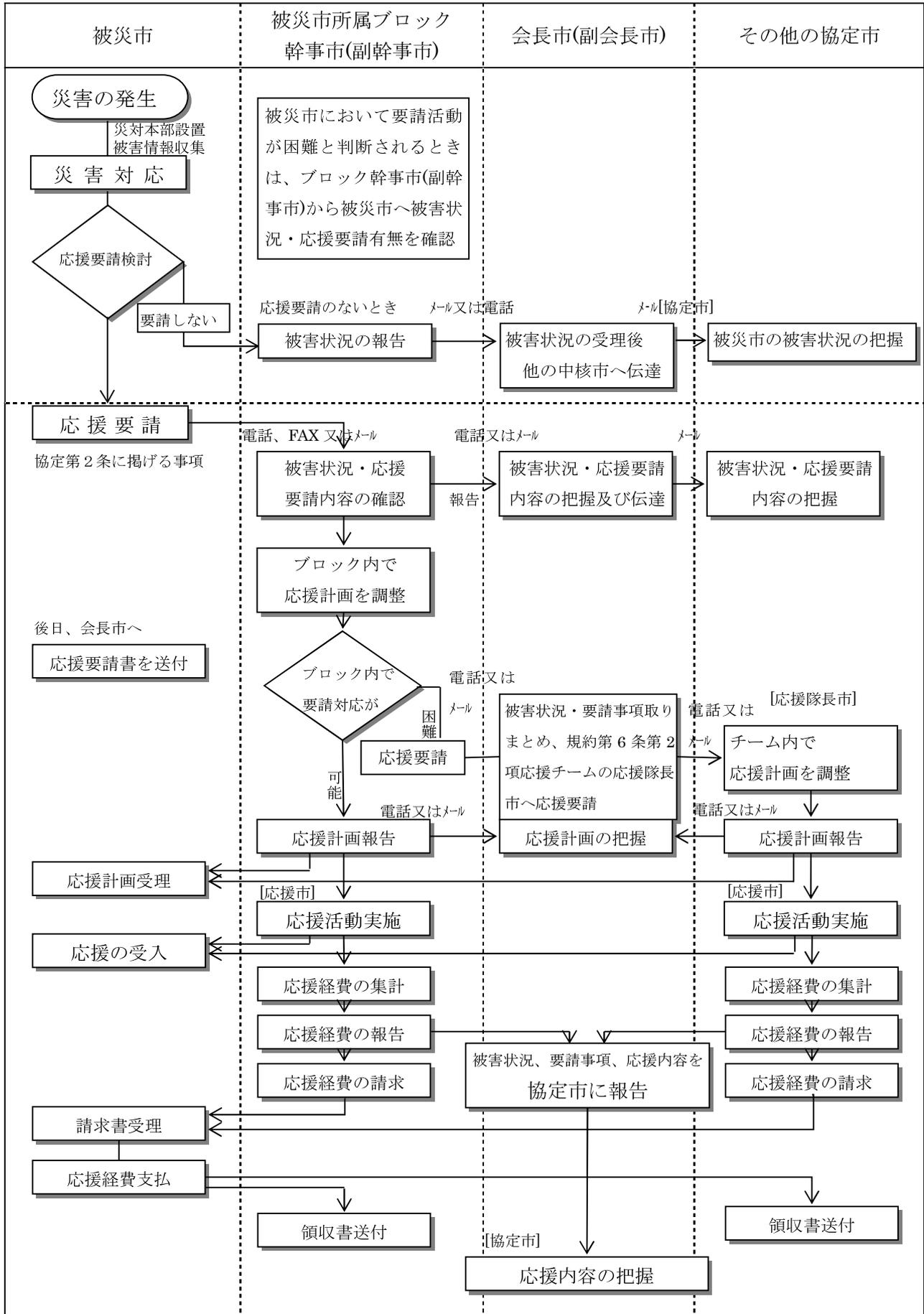
別表1

ブロック名称	地方	構成市
北海道・東北・関東 ブロック (28市)	北海道・東北地方	函館市、旭川市、青森市、秋田市、郡山市、いわき市、盛岡市、山形市、八戸市、福島市
	関東地方	宇都宮市、川越市、船橋市、横須賀市、八王子市、柏市、前橋市、高崎市、藤沢市、越谷市、川口市、水戸市、つくば市、所沢市、春日部市、草加市、市川市、町田市
中部ブロック (14市)	北陸・甲信越地方	富山市、金沢市、長野市、福井市、甲府市、松本市
	東海地方	岐阜市、豊橋市、岡崎市、豊田市、四日市市、津市、一宮市、春日井市
近畿・中国ブロック (20市)	近畿地方	高槻市、東大阪市、姫路市、奈良市、和歌山市、大津市、枚方市、西宮市、尼崎市、豊中市、明石市、八尾市、寝屋川市、吹田市
	中国地方	倉敷市、福山市、下関市、呉市、鳥取市、松江市
四国・九州ブロック (11市)	四国地方	高松市、松山市、高知市
	九州地方	長崎市、大分市、宮崎市、鹿児島市、久留米市、那覇市、佐世保市、佐賀市

別表2

応援チーム 番号	中核市名
①	函館市・郡山市・宇都宮市・岡崎市・奈良市・松山市・長崎市・枚方市・鳥取市・甲府市
②	いわき市・高崎市・柏市・長野市・大津市・福山市・大分市・八王子市・明石市・寝屋川市・一宮市
③	青森市・横須賀市・岐阜市・豊橋市・尼崎市・倉敷市・那覇市・越谷市・八尾市・山形市・松本市
④	旭川市・前橋市・豊田市・高槻市・姫路市・高知市・鹿児島市・呉市・福島市・福井市
⑤	秋田市・船橋市・金沢市・西宮市・和歌山市・下関市・宮崎市・佐世保市・川口市・吹田市
⑥	盛岡市・川越市・富山市・東大阪市・高松市・久留米市・豊中市・八戸市・松江市・水戸市

災害発生から応援活動の完了まで



令和7年度中核市市長会防災担当者会議役員市

役職名		役員市	担当部署
会長市		豊中市	危機管理課
副会長市		水戸市	防災・危機管理課
		松江市	防災危機管理課
		松山市	危機管理課
		(新) 姫路市	危機管理室
		(新) 鹿児島市	危機管理課
幹事市	北海道・東北・関東	横須賀市	危機管理課
	中部	豊田市	防災対策課
	近畿・中国	寝屋川市	防災課
	四国・九州	久留米市	防災対策課
副幹事市	北海道・東北・関東	福島市	危機管理室
	中部	長野市	危機管理防災課
	近畿・中国	倉敷市	危機管理課
	四国・九州	那覇市	防災危機管理課

榊原公ゆかり都市災害時相互応援に関する協定

姫路市と上越市、館林市、豊田市（以下「ゆかり都市」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条2項の規定に基づき、ゆかり都市において災害が発生した場合における相互応援について、次のとおり協定する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車輛等の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫並びに応急復旧に必要な医薬品等物資及び資機材の提供
- (4) 救援、応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の受入れ
- (6) 前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

（応援要請手続）

第2条 応援を要請する市（以下「要請都市」という。）は、次の事項を明らかにして、第8条第1項に定める連絡担当部局に対して電話電信により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資、車輛、資機材の種類、品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人数及び業務内容
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあつては、世帯数及び人数
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援期間
- (7) その他必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された市（以下「応援都市」という。）は、自らの業務に支障がない限り、極力これに応じ、救援に努めるものとする。

（応援のため派遣された職員の指揮）

第4条 応援のため派遣された職員は、要請都市の市長等の指揮の下に活動するものとする。

（経費の負担）

第5条 応援に要した経費は原則として要請都市の負担とする。

- 2 要請都市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、要請都市から要請があった場合には、応援都市は当該経費を一時繰替支弁するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、その都度ゆかり都市が協議して定めるものとする。

（損害賠償等）

第6条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害者となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援都市が対応するものとする。

2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が要請都市への往復途中に生じたものを除き、要請都市がその賠償の責めを負うものとする。

(応援の自主出動)

第7条 災害が発生し、被災市との連絡がとれない場合で、応援を行おうとする市が必要と認めるときは、関係職員で構成する情報収集班を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

2 前項の応援に要した経費の負担については、第5条の規定を準用する。

ただし、被災地の情報収集活動に要する経費は、応援を行おうとする市の負担とする。

(連絡担当部局)

第8条 ゆかり都市は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(資料の交換)

第9条 ゆかり都市は、この協定による応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、ゆかり都市が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成8年(1996年)5月29日から効力を生じるものとする。

この協定を証するため、本協定書4通を作成し、各市長が署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成8年5月29日

姫路市長	堀 川	和 洋
上越市長	宮 越	馨
館林市長	山 本	達 司
豊田市長	加 藤	正 一

災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、姫路市、岡山市及び鳥取市（以下「協定市」という。）が、協定市のうちいずれかの市において災害が発生し、当該災害を受けた市（以下「被災市」という。）が単独では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市からの応援要請に基づき、被災市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、医療、防疫及び応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティア派遣の斡旋
- (6) 児童及び生徒の受入れ支援
- (7) 被災者に対する住宅の斡旋
- (8) 前各号に掲げるもののほか特に要請があった事項

(応援要請の手続)

第3条 応援を要請する被災市（以下「応援要請市」という。）は、原則として、次に掲げる事項を明らかにし、第6条に定める連絡担当部局を通じて、口頭、電話又は電信により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、資機材、車両等の種類、品名及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された協定市（以下「応援市」という。）は、極力これに応ずるものとする。

2 応援市は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市との連絡がとれない場合には、前条に定める応援要請を待たないで、自主的な情報収集活動に基づいた独自の判断で必要な応援（以下「自主出動」という。）を行うことができる。この場合においては、前条に定める応援要請があったものとみなす。

3 自主出動した応援市は、応援内容等を被災市に速やかに連絡する。

4 自主出動した応援市は、応援に必要な情報の収集をし、その情報を被災市に提供する。

また、応援活動にあたっては、自律的活動に努めるものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援要請市の負担とする。

2 応援要請市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請市から要請があった場合には、応援市は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別途定めるものとする。

(連絡担当部局)

第6条 協定市は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(資料の交換)

第7条 協定市は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、協定市が締結する災害時の応援に係る他の協定を妨げるものではない。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、協定市は記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年8月26日

姫路市長 石 見 利 勝

岡山市長 高 谷 茂 男

鳥取市長 竹 内 功

災害時相互応援協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、姫路市、岡山市及び鳥取市（以下「協定市」という。）との間で締結した災害時相互応援協定（以下「協定」という。）第9条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(応援職員の派遣に要する経費の負担等)

第2条 協定第5条第1項に定める経費のうち、協定第2条第4号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援要請市（協定第3条第1項に規定する応援要請市をいう。以下同じ。）が負担する経費の額は、応援市（協定第4条第1項に規定する応援市をいう。以下同じ。）が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
 - (2) 応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援要請市の負担とする。
 - (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請市が、応援要請市への往復の途中において生じたものについては応援市が、賠償の責に任ずる。
 - (4) 前3号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、応援要請市及び応援市が協議して定める。
- 2 応援職員は、応援市名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。
 - 3 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。
 - 4 応援要請市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舍の斡旋その他の便宜を供与する。

(救援物資等の経費の支払方法)

第3条 応援市は、協定第5条第2項に定める応援に要する経費を繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額について、応援要請市に請求する。

- (1) 備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
 - (2) 車両、舟艇及び機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- 2 前項に定める請求は、応援市の市長名による請求書に關係書類を添付の上、担当部局を経由して応援要請市の市長に請求する。
 - 3 前2項の規定により難いときは、応援要請市及び応援市が協議して定める。

(連絡担当部局)

第4条 協定第6条の規定により、協定市は、相互応援のための連絡担当部局の課名、担当責任者及び同代理者の職氏名並びに電話番号その他必要な事項をあらかじめ相互に連絡するものとする。

(資料の交換)

第5条 協定第7条の規定により、協定市は、資料の交換に伴い必要に応じ連絡担当部局及び防災関係者等による意見交換等を開催するものとする。

(その他)

第6条 この実施細目により難しい事項及びこの実施細目に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

この実施細目の締結を証するため、本書3通を作成し、協定市は記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年8月26日

姫路市長 石 見 利 勝

岡山市長 高 谷 茂 男

鳥取市長 竹 内 功

災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、姫路市と鳥取市（以下「締結市」という。）とが、姉妹都市としての友好・連帯の精神に基づき、いずれかの市域において災害が発生し、被災市では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市の要請にこたえ、相互に協力し、被災市の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

(応援の事項)

第2条 応援の事項は次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 児童・生徒の受入れ
- (7) 被災者に対する住宅の斡旋
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続き)

第3条 応援を要請する市（以下「被応援市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。

ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、極力これに応ずるものとする。

2 応援市は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被応援市と連絡がとれない場合には、前条に定める応援要請を待たないで、自主的な情報収集活動に基づいた独自の判断で必要な応援を行うことができる。この場合には、前条に定める応援要請があつたものとみなす。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として被応援市の負担とする。

2 被応援市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被応援市から要請があつた場合には、応援市は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別紙「応援経費の負担等基準」に定めるところによる。

(連絡担当部局)

第6条 締結市は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(資料の交換)

第7条 締結市は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(補 則)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、締結市が協議して定めるものとする。

(補 則)

第9条 この協定は、平成8年(1996年)11月1日から適用する。

上記協定の締結の証として本協定書2通を作成し、締結市長記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成8年(1996年)11月1日

姫路市長

堀 川 和 洋

鳥取市長

西 尾 迢 富

応援経費の負担等基準

1 応援職員の派遣に要する経費の負担等

第5条第1項に定める経費のうち、第2条第4号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援を受けた市（以下「被応援市」という。）が負担する経費の額は、応援をした市（以下「応援市」という。）が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。但し、被災地において応急治療する場合の治療費は、被応援市の負担とする。
- (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被応援市が、被応援市への往復の途中において生じたものについては応援市が賠償の責めに任ずる。
- (4) (1)、(2)及び(3)のほか、応援職員の派遣に要する経費については、両市が協議して定める。

2 経費の一時繰替支弁等

- (1) 応援市は、第5条第2項に定める応援に要する経費を一時繰替支弁した場合は、次に掲げる経費に相当する額を、被応援市に請求する。

区 分	経 費
第2条第1号から第3号までの物資に係るもの	購入費及び輸送費
第2条第1号から第3号までの資機材に係るもの	借上料、燃料費、輸送費若しくは破損費又は故障が生じた場合の修理費
第2条第4号の職員の派遣に係るもの	1に定める経費
第2条第7号の住宅の提供に係るもの	借上料
第2条第8号の特に要請のあった事項に係るもの	実施に要した経費

- (2) (1)の請求は、応援市の市長名による請求書により、被応援市の市長に請求するものとする。
- (3) (1)及び(2)により難しいときは、両市が協議して定める。

災害時相互応援協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、姫路市と松本市（以下「締結市」という。）とが、姉妹都市としての友好・連帯の精神に基づき、いずれかの市域において災害が発生し、被災市では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市の要請にこたえ、相互に協力し、被災市の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

(応援の事項)

第2条 応援の事項は次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 児童・生徒の受入れ
- (7) 被災者に対する住宅の斡旋
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続き)

第3条 応援を要請する市（以下「被応援市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。

ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、極力これに応ずるものとする。

2 応援市は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被応援市と連絡がとれない場合には、前条に定める応援要請を待たないで、自主的な情報収集活動に基づいた独自の判断で必要な応援を行うことができる。この場合には、前条に定める応援要請があったものとみなす。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として被応援市の負担とする。

2 被応援市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被応援市から要請があった場合には、応援市は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別紙「応援経費の負担等基準」に定めるところによる。

(連絡担当部局)

第6条 締結市は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(資料の交換)

第7条 締結市は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(補 則)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、締結市が協議して定めるものとする。

(適用日)

第9条 この協定は、平成8年(1996年)11月1日から適用する。

上記協定の締結の証として本協定書2通を作成し、締結市長記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成8年(1996年)11月1日

姫路市長 堀 川 和 洋

松本市長 有 賀 正

応援経費の負担等基準

1 応援職員の派遣に要する経費の負担等

第5条第1項に定める経費のうち、第2条第4号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援を受けた市（以下「被応援市」という。）が負担する経費の額は、応援をした市（以下「応援市」という。）が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。但し、被災地において応急治療する場合の治療費は、被応援市の負担とする。
- (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被応援市が、被応援市への往復の途中において生じたものについては応援市が賠償の責めに任ずる。
- (4) (1)、(2)及び(3)のほか、応援職員の派遣に要する経費については、両市が協議して定める。

2 経費の一時繰替支弁等

- (1) 応援市は、第5条第2項に定める応援に要する経費を一時繰替支弁した場合は、次に掲げる経費に相当する額を、被応援市に請求する。

区 分	経 費
第2条第1号から第3号までの物資に係るもの	購入費及び輸送費
第2条第1号から第3号までの資機材に係るもの	借上料、燃料費、輸送費若しくは破損費又は故障が生じた場合の修理費
第2条第4号の職員の派遣に係るもの	1に定める経費
第2条第7号の住宅の提供に係るもの	借上料
第2条第8号の特に要請のあった事項に係るもの	実施に要した経費

- (2) (1)の請求は、応援市の市長名による請求書により、被応援市の市長に請求するものとする。
- (3) (1)及び(2)により難しいときは、両市が協議して定める。

災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、高砂市と姫路市（以下「締結市」という。）とが、隣接都市としての共助・連帯の精神に則り、いずれかの市域において災害が発生し、被災市では十分な応急措置が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号の規定に基づき、相互に協力し、被災市の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

(応援の事項)

第2条 応援の事項は次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 児童・生徒の受入れ
- (7) 被災者に対する住宅の斡旋
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続き)

第3条 応援を要請する市（以下「被応援市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。

ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、極力これに応ずるものとする。

2 応援市は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被応援市と連絡がとれない場合には、前条に定める応援要請を待たないで、自主的な情報収集活動に基づいた独自の判断で必要な応援を行うことができる。この場合には、前条に定める応援要請があったものとみなす。

(応援のため派遣された職員の指揮)

第5条 応援のため派遣された職員は、被応援市長等の指揮の下に活動する。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として被応援市の負担とする。

2 被応援市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被応援市から要請があった場合には、応援市は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別紙「応援経費の負担等基準」に定めるところによる。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、締結市及び締結市の各機関が別に消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定により締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定に基づく応援を排除するものではない。

(連絡担当部局)

第8条 締結市は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(資料の交換)

第9条 締結市は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(補 則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、締結市が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成10年（1998年）1月17日から効力を生じるものとする。

上記協定の締結の証として本協定書2通を作成し、締結市長記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成10年（1998年）1月17日

高砂市長	大 内	秀 夫
姫路市長	堀 川	和 洋

応援経費の負担等基準

1 応援職員の派遣に要する経費の負担等

第5条第1項に定める経費のうち、第2条第4号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援を受けた市（以下「被応援市」という。）が負担する経費の額は、応援をした市（以下「応援市」という。）が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。但し、被災地において応急治療する場合の治療費は、被応援市の負担とする。
- (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被応援市が、被応援市への往復の途中において生じたものについては応援市が賠償の責めに任ずる。
- (4) (1)、(2)及び(3)のほか、応援職員の派遣に要する経費については、両市が協議して定める。

2 経費の一時繰替支弁等

- (1) 応援市は、第5条第2項に定める応援に要する経費を一時繰替支弁した場合は、次に掲げる経費に相当する額を、被応援市に請求する。

区 分	経 費
第2条第1号から第3号までの物資に係るもの	購入費及び輸送費
第2条第1号から第3号までの資機材に係るもの	借上料、燃料費、輸送費若しくは破損費又は故障が生じた場合の修理費
第2条第4号の職員の派遣に係るもの	1に定める経費
第2条第7号の住宅の提供に係るもの	借上料
第2条第8号の特に要請のあった事項に係るもの	実施に要した経費

- (2) (1)の請求は、応援市の市長名による請求書により、被応援市の市長に請求するものとする。
- (3) (1)及び(2)により難いときは、両市が協議して定める。

災害時相互応援協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、加古川市と姫路市（以下「締結市」という。）とが、隣接都市としての互助・連帯の精神に則り、いずれかの市域において災害が発生し、被災市では十分な応急措置が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号の規定に基づき、相互に協力し、被災市の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

(応援の事項)

第2条 応援の事項は次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 児童・生徒の受入れ
- (7) 被災者に対する住宅の斡旋
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続き)

第3条 応援を要請する市（以下「被応援市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。

ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、極力これに応ずるものとする。

2 応援市は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被応援市と連絡がとれない場合には、前条に定める応援要請を待たないで、自主的な情報収集活動に基づいた独自の判断で必要な応援を行うことができる。この場合には、前条に定める応援要請があったものとみなす。

(応援のため派遣された職員の指揮)

第5条 応援のため派遣された職員は、被応援市長等の指揮の下に活動する。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として被応援市の負担とする。

2 被応援市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被応援市から要請があった

場合には、応援市は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別紙「応援経費の負担等基準」に定めるところによる。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、締結市及び締結市の各機関が別に消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定により締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定に基づく応援を排除するものではない。

(連絡担当部局)

第8条 締結市は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(資料の交換)

第9条 締結市は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(補 則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、締結市が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成10年（1998年）1月17日から効力を生じるものとする。

上記協定の締結の証として本協定書2通を作成し、締結市長記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成10年（1998年）1月17日

加古川市長	木 下	正 一
姫路市長	堀 川	和 洋

応援経費の負担等基準

1 応援職員の派遣に要する経費の負担等

第5条第1項に定める経費のうち、第2条第4号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援を受けた市（以下「被応援市」という。）が負担する経費の額は、応援をした市（以下「応援市」という。）が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。但し、被災地において応急治療する場合の治療費は、被応援市の負担とする。
- (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被応援市が、被応援市への往復の途中において生じたものについては応援市が賠償の責めに任ずる。
- (4) (1)、(2)及び(3)のほか、応援職員の派遣に要する経費については、両市が協議して定める。

2 経費の一時繰替支弁等

- (1) 応援市は、第5条第2項に定める応援に要する経費を一時繰替支弁した場合は、次に掲げる経費に相当する額を、被応援市に請求する。

区 分	経 費
第2条第1号から第3号までの物資に係るもの	購入費及び輸送費
第2条第1号から第3号までの資機材に係るもの	借上料、燃料費、輸送費若しくは破損費又は故障が生じた場合の修理費
第2条第4号の職員の派遣に係るもの	1に定める経費
第2条第7号の住宅の提供に係るもの	借上料
第2条第8号の特に要請のあった事項に係るもの	実施に要した経費

- (2) (1)の請求は、応援市の市長名による請求書により、被応援市の市長に請求するものとする。
- (3) (1)及び(2)により難しいときは、両市が協議して定める。

災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、加西市と姫路市（以下「締結市」という。）とが、隣接都市としての共助・連帯の精神に則り、いずれかの市域において災害が発生し、被災市では十分な応急措置が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号の規定に基づき、相互に協力し、被災市の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

(応援の事項)

第2条 応援の事項は次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 児童・生徒の受入れ
- (7) 被災者に対する住宅の斡旋
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続き)

第3条 応援を要請する市（以下「被応援市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。

ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、極力これに応ずるものとする。

2 応援市は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被応援市と連絡がとれない場合には、前条に定める応援要請を待たないで、自主的な情報収集活動に基づいた独自の判断で必要な応援を行うことができる。この場合には、前条に定める応援要請があったものとみなす。

(応援のため派遣された職員の指揮)

第5条 応援のため派遣された職員は、被応援市長等の指揮の下に活動する。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として被応援市の負担とする。

2 被応援市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被応援市から要請があった場

合には、応援市は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別紙「応援経費の負担等基準」に定めるところによる。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、締結市及び締結市の各機関が別に消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定により締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定に基づく応援を排除するものではない。

(連絡担当部局)

第8条 締結市は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(資料の交換)

第9条 締結市は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(補 則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、締結市が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成10年（1998年）1月17日から効力を生じるものとする。

上記協定の締結の証として本協定書2通を作成し、締結市長記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成10年（1998年）1月17日

加西市長	藤 岡	重 弘
姫路市長	堀 川	和 洋

応援経費の負担等基準

1 応援職員の派遣に要する経費の負担等

第5条第1項に定める経費のうち、第2条第4号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援を受けた市（以下「被応援市」という。）が負担する経費の額は、応援をした市（以下「応援市」という。）が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。但し、被災地において応急治療する場合の治療費は、被応援市の負担とする。
- (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被応援市が、被応援市への往復の途中において生じたものについては応援市が賠償の責めに任ずる。
- (4) (1)、(2)及び(3)のほか、応援職員の派遣に要する経費については、両市が協議して定める。

2 経費の一時繰替支弁等

- (1) 応援市は、第5条第2項に定める応援に要する経費を一時繰替支弁した場合は、次に掲げる経費に相当する額を、被応援市に請求する。

区 分	経 費
第2条第1号から第3号までの物資に係るもの	購入費及び輸送費
第2条第1号から第3号までの資機材に係るもの	借上料、燃料費、輸送費若しくは破損費又は故障が生じた場合の修理費
第2条第4号の職員の派遣に係るもの	1に定める経費
第2条第7号の住宅の提供に係るもの	借上料
第2条第8号の特に要請のあった事項に係るもの	実施に要した経費

- (2) (1)の請求は、応援市の市長名による請求書により、被応援市の市長に請求するものとする。
- (3) (1)及び(2)により難いときは、両市が協議して定める。

瀬戸内・海的路ネットワーク災害時相互応援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、瀬戸内・海的路ネットワーク推進協議会（以下「海ネット」という。）を構成する会員のうち、この協定を締結した会員（以下「海ネット共助会員」という。）が、海ネット共助会員の地域において地震等による災害が発生し、被災会員独自では十分な応急対応ができない場合に、主に海的路を介した連携により、相互に救援協力し、被災会員の応急及び復旧対策を円滑に遂行することを目的に締結するものである。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 医療機関への被災傷者等の受入れ
- (4) 被災者への臨時的な居住施設の提供
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

(地域ブロックの設置)

第3条 災害の規模等に応じて応援を円滑に行うため、以下のとおり地域ブロックを設置する。

地域ブロック	海ネット共助会員
近畿・中国ブロック	大阪府堺市、大阪府岸和田市、大阪府貝塚市、大阪府高石市、大阪府忠岡町、大阪府岬町 兵庫県姫路市、兵庫県明石市、兵庫県洲本市、兵庫県芦屋市、兵庫県南あわじ市、兵庫県淡路市、兵庫県播磨町 和歌山県和歌山市、和歌山県海南市、和歌山県湯浅町、和歌山県由良町 岡山県玉野市、岡山県笠岡市、岡山県備前市、岡山県浅口市 岡山県瀬戸内市 広島県広島市、広島県呉市、広島県竹原市、広島県三原市、広島県尾道市、広島県福山市、広島県大竹市、広島県東広島市、広島県廿日市市、広島県江田島市、広島県海田町、広島県坂町 山口県下関市、山口県宇部市、山口県山口市、山口県防府市、山口県岩国市、山口県光市、山口県柳井市、山口県周南市、山口県山陽小野田市、山口県周防大島町、山口県上関町
四国・九州ブロック	徳島県小松島市、徳島県松茂町 香川県高松市、香川県丸亀市、香川県坂出市、香川県観音寺市、香川県さぬき市、香川県東かがわ市、香川県三豊市、香川県土庄町、香川県小豆島町、香川県直島町、香川県宇多津町、香川県多度津町

	愛媛県松山市、愛媛県今治市、愛媛県宇和島市、愛媛県八幡浜市、 愛媛県新居浜市、愛媛県西条市、愛媛県大洲市、愛媛県伊予市、 愛媛県四国中央市、愛媛県西予市、愛媛県上島町、愛媛県松前町、 愛媛県伊方町、愛媛県愛南町 大分県中津市、大分県姫島村、大分県津久見市、大分県佐伯市
--	--

(地域ブロックによる応援の連絡調整)

第4条 地域ブロックには地域ブロック幹事及び地域ブロック副幹事(以下「地域ブロック幹事等」という。)を置くものとし、海ネット共助会員から互選により選出するものとする。

2 地域ブロック幹事等の任期は、それぞれ1年とする。

3 地域ブロック幹事等は、被災会員に対する応援を速やかに行うため、地域ブロック内の総合調整を行うものとする。

(応援の要請)

第5条 被災会員は、応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、文書により所属する地域ブロック幹事等に対し要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信等により応援を要請することができる。この場合、当該要請後速やかに文書を提出するものとする。

(1) 災害の状況及び要請理由

(2) 必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路

(3) 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所と経路

(4) 受入れを必要とする被災傷者等の人数及び診療科目

(5) 受入港及び受入港への海上経路

(6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

2 要請を受けた地域ブロック幹事(以下「応援とりまとめ幹事」という。)は、速やかに他の地域ブロック幹事等と協議を行い、被災会員を応援できる海ネット共助会員を決定し、その旨を被災会員及び他の地域ブロック幹事等並びに海ネット事務局に通知する。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

3 通知を受けた海ネット事務局は、必要に応じて状況を関係機関に報告するものとする。

(応援の実施)

第6条 海ネット共助会員は、前条に規定する応援の要請を受けた場合、可能な範囲でこれを実施するものとする。

2 海ネット共助会員は、前条に規定する応援の要請がない場合でも、速やかに協議を行い、当該被災会員に応援が必要と判断したときは、応援を実施することができる。この場合は、前条に規定する応援の要請があったものとみなし、前条の規定を準用する。

3 応援とりまとめ幹事は、他の地域ブロック幹事等と緊密な連絡をとり、被災会員が必要とする応援を適切に実施できるよう努めるものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として被災会員が負担する。ただし、被災会員と応援を行う海ネット共助会員（以下、「応援会員」という。）との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

2 被災会員において経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災会員から要請があった場合は、応援会員は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、経費負担等に関し必要な事項は別途調整を図る。

(協定運営協議会の設置)

第8条 この協定の運営を円滑に行うため、協定運営協議会を設置する。

(1) 協定運営協議会は、地域ブロック幹事等で構成する。

(2) 協定運営協議会には幹事及び副幹事を置くものとし、互選により選出するものとする。

(3) 前号の幹事及び副幹事の任期は、それぞれ1年とする。

(4) 協定運営協議会の事務局は、幹事の担当課内におき、協議会の庶務を行う。

2 協定運営協議会の行う業務は、以下のとおりとする。

(1) この協定に参加又は離脱を希望する海ネット共助会員への同意

(2) 協定の実効性の確保に関する企画及び管理

(3) この協定の運営に係る連絡及び調整

(4) その他、この協定の運営に関し必要な事項の決定

(海ネット共助会員への参加及び離脱)

第9条 海ネット共助会員への参加及び離脱は、別紙様式の協定（参加・離脱）申請書を協定運営協議会へ提出し、当該申請書を協定運営協議会が受理したときをもって同意したものとみなす。

2 前条第1項第2号の幹事は、海ネット共助会員に異動があった場合は、速やかに他の海ネット共助会員及び海ネット事務局に通知する。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、海ネット共助会員が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(通信体制の整備)

第11条 海ネット共助会員は、複数の通信体制を整備し、災害時における連絡手段の確保を図るよう努める。

2 海ネット共助会員は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

(協定の実効性の確保)

第12条 海ネット共助会員は、平素より相互に海の路を通じた交流・連携の推進を図りつつ、この協定の実効性の確保に努めるものとする。

(協定に関する協議)

第13条 この協定に定めるもののほか、瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関し必要な事項は、協定運営協議会が別に定める。

附 則

この協定は、平成24年3月29日から施行する。

この協定は、平成24年10月29日から施行する。

この協定は、平成25年3月27日から施行する。

この協定は、平成25年5月22日から施行する。

この協定は、平成25年10月25日から施行する。

この協定は、平成25年12月27日から施行する。

この協定は、平成26年3月28日から施行する。

この協定は、平成26年5月29日から施行する。

この協定は、平成26年12月17日から施行する。

この協定は、平成29年7月21日から施行する。

この協定は、平成29年8月14日から施行する。

この協定は、平成30年9月10日から施行する。

この協定は、令和元年5月23日から施行する。

この協定は、令和元年10月25日から施行する。

この協定は、令和2年3月13日から施行する。

瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定申し合わせ書

(趣旨)

第1条 この申し合わせ書は、瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(地域ブロック幹事等の設置)

第2条 協定第4条第1項に規定する地域ブロック幹事等を以下のとおり設置する。

- (1) 地域ブロック幹事は、1会員選出するものとする。
- (2) 地域ブロック副幹事は、前号の地域ブロック幹事の在する府県以外の会員から各府県それぞれ1会員選出するものとする。
- (3) 前2号の地域ブロック幹事等は、別表1のとおりとする。

2 地域ブロック幹事を行う業務は、以下のとおりとする。

- (1) 協定第4条第3項に規定する地域ブロック内の総合調整。
- (2) 協定第5条第2項に規定する応援とりまとめ幹事との協議。

3 地域ブロック副幹事は、被災等により前項の業務を処理できない場合に、これを代行する。

4 地域ブロック幹事等が、ともに被災等により同条第2項の業務を処理できない場合は、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、地域ブロック幹事等に代わって業務を行う会員を決定する。

5 地域ブロック会員が、ともに被災等により同条第2項の業務を処理できない場合は、協定運営協議会で速やかに協議のうえ、地域ブロック幹事等に代わって業務を行う会員を決定する。

(応援とりまとめ幹事)

第3条 被災会員と応援を行う海ネット共助会員（以下、「応援会員」という。）の連絡及び調整は、協定第5条第2項に規定する応援とりまとめ幹事が行うものとする。

(応援要請の手続き)

第4条 被災会員は、応援とりまとめ幹事に対し、協定第5条に掲げる事項を明らかにした別紙1応援要請書により応援を要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信等により応援を要請することができる。この場合、当該応援実施後速やかに文書を提出するものとする。

(応援実施の手続き)

第5条 前条の応援要請を受けた応援とりまとめ幹事は、他の海ネット共助会員に当該要請を通知する。

2 応援会員は、応援を行う事項について応援計画を作成し、応援内容の連絡及び調整を行う。

3 応援会員は、次の事項について別紙2応援通知書により応援とりまとめ幹事を經由し被災会員に連絡した上、応援を実施する。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信等により連絡することができる。この場合、当該要請後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 物的応援をするときは、物資等の品目及び数量
- (2) 人的応援をするときは、活動内容、派遣人数及び期間等
- (3) 被災傷者等の受入れをするときは、受入可能な医療機関及び人数等
- (4) その他の応援をするときは、応援の内容及び期間等
- (5) 前4号に定めるもののほか必要な事項

(応援物資の受領通知)

第6条 被災会員は、前条に規定する応援通知書に基づく物資等を受領したときは、応援とりまとめ幹事を經由した上、応援会員に対し別紙3応援物資等受領書により通知する。

(応援終了の報告)

第7条 応援会員は、応援が終了したときは、応援とりまとめ幹事を經由した上、被災会員に対し別紙4 応援終了報告書により報告する。

(連絡担当部局の設置)

第8条 海ネット共助会員は、災害時に効率的な相互応援が実施できるよう、あらかじめ連絡担当部局を定め、部局名及び連絡先等必要な事項を他の海ネット共助会員に周知する。

(応援職員の派遣に要した経費負担等)

第9条 協定第7条の規定による、職員の派遣に要した経費の負担については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 被災会員が負担する経費の額は、応援会員が定める規定により算定した当該応援職員の旅費及び諸手当を合算した額を超えない額とする。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要した経費は、原則として応援会員の負担とする。
- (3) 応援職員が応援業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたときは被災会員が、被災会員への往復の途中において生じたときは応援会員が賠償責任を負う。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要した経費については、被災会員と応援会員の協議により定める。

(協定運営協議会の設置)

第10条 協定第8条に規定する協定運営協議会は、別表2のとおりとする。

(附則)

本申し合わせ書は、令和5年4月1日から施行する。

別表1

申し合わせ書第2条に規定する地域ブロック幹事等は、次のとおりとする。

地域ブロック	地域ブロック幹事	地域ブロック副幹事
近畿・中国ブロック	和歌山県和歌山市	大阪府堺市、兵庫県明石市、岡山県玉野市、広島県海田町、山口県防府市
四国・九州ブロック	香川県宇多津町	徳島県松茂町、愛媛県松前町、大分県佐伯市

別表2

申し合わせ書第10条に規定する協定運営協議会の構成は、次のとおりとする。

協定運営協議会構成会員
大阪府 堺市
兵庫県 明石市
和歌山県 和歌山市
岡山県 玉野市
広島県 海田市
山口県 防府市 ※副幹事
徳島県 松茂市
香川県 宇多津町
愛媛県 松前町
大分県 佐伯市 ※幹事

兵庫県広域消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、兵庫県下の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の消防広域応援体制を確立して、大規模又は特殊な災害（以下「大規模災害等」という。）に対処することを目的とする。

(地域区分)

第2条 兵庫県下を次の地域に区分するものとする。

(1) 阪神地域

尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、篠山市、丹波市及び猪名川町

(2) 神戸地域

神戸市

(3) 東播地域

明石市、淡路広域消防事務組合、加古川市、北はりま消防組合、三木市、高砂市及び小野市

(4) 西播地域

姫路市、西はりま消防組合及び赤穂市

(5) 但馬地域

豊岡市、南但広域行政事務組合及び美方郡広域事務組合

(災害種別及び規模)

第3条 この協定において、大規模災害等とは次の各号に掲げるもののうち、応援活動を必要とするものをいう。

(1) 大規模林野火災、高層建築物火災、危険物火災その他特殊火災

(2) 地震、風水害その他大規模な自然災害

(3) 航空機事故及び列車事故等で、大規模又は特殊な救急・救助事故

(4) 毒性物質、生物剤、放射性物質に係る事故による災害

(応援の種別)

第4条 応援の種別は、次のとおりとする。

(1) 地域内応援

第2条に規定する地域内の市町等に対する応援

(2) 県内応援

前号に規定する地域以外の市町等に対する応援

(応援要請の手続)

第5条 応援要請は、被災した場所を管轄する市町等（以下「被災地」という。）の消防長が行うものとする。ただし、災害の規模等により被災地の消防長の要請を待たずに応援出動した場合には、要請があったものとみなす。

2 要請は、被災地の消防長が、あらかじめ定められた地域の代表消防本部を通じて、応援を求めようとする市町等の消防長に対し、電話、ファクシミリ又は兵庫県衛星通信ネットワークにより行う

ものとする。

3 応援の要請に際しては、次の各号に定める事項を連絡するものとする。

- (1) 災害の発生場所及び概要
- (2) 必要とする車両、人員及び資機材
- (3) 集結場所及び活動内容
- (4) その他必要事項

4 応援要請を行った市町等は、その旨を兵庫県消防主管課に対して通報するものとする。

(応援隊の手続)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた市町等の消防長は、応援を行うことが可能と判断した場合は、被災地の消防長に対してその旨を連絡するものとする。

(応援の中断)

第7条 応援を行った市町等（以下「応援市町等」という。）に応援隊を帰還させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援市町等は、応援を受けた市町等（以下「受援市町等」という。）と協議のうえ応援を中断することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊は、消防組織法第47条の規定に基づき、受援市町等の長の指揮の下に行動するものとする。

(応援経費)

第9条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 応援市町等において負担する経費

- ア 公務災害補償に要する経費
- イ 旅費及び出動手当
- ウ 受援市町等との間の移動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等
- エ 被服の損料等
- オ 上記以外の人件費その他の経費

(2) 受援市町等において負担する経費

- ア 応援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費
- イ 宿泊費及び食料費
- ウ 当該応援のために特別に必要な車両及び機械器具の修理費
- エ 賞じゅつ金、賞慰金
- オ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等（応援市町等に対して当該損害を対象として保険金等が支払われる場合には、当該保険金等の額を控除した額）
ただし、応援市町等の故意又は重大な過失に基づく損害賠償に要する経費は応援市町等の負担とする。
- カ 化学消火薬剤等の資機材費

2 本条において、受援市町等において負担する経費については、応援市町等は特段の事情がない限り、部隊の帰庁後3ヶ月以内に別記様式により請求するものとする。

(航空消防隊応援)

第10条 航空消防隊の応援を要請する場合は、兵庫県が定める要綱によるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、そのつど市町等が協議のうえ決定するものとする。

(委任)

第12条 この協定の実施に関し、必要な事項については市町等の消防長等が協議して定めるものとする。

(実施期日)

第13条 この協定は、平成25年10月23日から実施する。

附 則

- 1 兵庫県広域消防相互応援協定（平成24年3月27日締結）は、廃止する。
- 2 本協定の成立を証するため、協定書24通を作成し、市町等において記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

兵庫県広域消防相互応援覚書

- 第1章 総則（第1条 - 第6条）
- 第2章 応援要請等（第7条 - 第9条）
- 第3章 代表消防機関等の任務（第10条 - 第12条）
- 第4章 指揮活動等（第13条 - 第20条）
- 第5章 活動の終了（第21条 - 第23条）
- 第6章 雑則（第24条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この覚書は、兵庫県広域消防相互応援協定（平成25年10月23日締結。以下「協定」という。）第12条の規定に基づき、兵庫県下の消防相互応援について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この覚書における用語の定義は協定に定めがあるものを除き、次の各号のとおりとする。

（1）ブロック

協定第2条各号に定める地域をいう。

（2）県下広域応援

大規模災害等が発生した市町等の消防本部が行う消防活動を支援するために行う、協定第4条に定める応援活動をいう。

（3）ブロック内応援

協定第4条第1号に規定する地域内応援であって、ブロック内の消防本部から応援要請があった場合における当該ブロック内での応援活動をいう。

（4）通常県内応援

県内応援（協定第4条第2号に規定する県内応援をいう。以下同じ。）のうち、単独のブロックから応援要請があった場合における県下の応援活動をいう。

（5）特別県内応援

県内応援のうち、大規模地震災害等の発生によって複数のブロックから同時に県内応援の要請があった場合又はそのおそれがある場合における県下の応援活動をいう。

- (6) 県下広域応援部隊
県下広域応援のため、大規模災害等が発生した市町等へ派遣する部隊をいう。
- (7) 代表消防機関
兵庫県下消防長会の会長消防本部をいう。
- (8) 代表消防機関代行
代表消防機関に事故がある場合に、その任務を代行する消防本部をいう。
- (9) ブロック別代表消防本部
ブロックを代表する消防本部をいう。
- (10) ブロック別代表消防本部代行
ブロック別代表消防本部に事故がある場合に、その任務を代行する消防本部をいう。
- (11) 受援側ブロック別代表消防本部
被災又は発災により応援を要請した消防本部（以下「被災地消防本部」という。）が属するブロックのブロック別代表消防本部をいう。
- (12) 応援側ブロック別代表消防本部
県下広域応援部隊を出動させる又は出動させた消防本部が属するブロックのブロック別代表消防本部(受援側ブロック別代表消防本部を除く。)をいう。

(代表消防機関等)

第3条 代表消防機関、代表消防機関代行、ブロック別代表消防本部及びブロック別代表消防本部代行は、別表1に定めるとおりとする。

(平常時の任務)

第4条 平常時においては、代表消防機関は兵庫県消防主管課（以下「兵庫県」という。）及びブロック別代表消防本部と、ブロック別代表消防本部は代表消防機関及びブロック内の消防本部と、それぞれ連絡、調整及び情報交換に努めるものとする。

(情報連絡先等の交換)

第5条 各消防本部は、大規模災害等の発生に関し、的確な県下広域応援を実施するため、あらかじめ別表2から別表4に定める情報連絡先その他の情報を交換しておくものとする。

- 2 各消防本部は、別表2から別表4に変更が生じた場合、速やかに、ブロック別代表消防本部を通じて代表消防機関へ連絡するものとし、代表消防機関は、

速やかに各ブロック別代表消防本部を通じて各消防本部へ連絡するものとする。

(早期要請)

第6条 災害発生時、各消防本部は、初動時における情報収集体制の強化に努め、被害の甚大性が見込まれる場合には、ブロック別代表消防本部と協議するとともに、早期に県下広域応援を要請するものとする。

第2章 応援要請等

(応援要請の手続)

第7条 応援要請は、電話による口頭要請の後、ファクシミリ又は電子メールにより行うものとし、手続きは次のとおりとする。

(1) ブロック内応援

被災地消防本部は、ブロック別代表消防本部に様式第1号を送付するものとし、要請を受けたブロック別代表消防本部は、ブロック内の各消防本部に様式第1号を送付するとともに、ブロック内応援の要請があった旨を代表消防機関に連絡するものとする。

(2) 通常県内応援

被災地消防本部は、ブロック別代表消防本部（受援側ブロック別代表消防本部）を通じて、代表消防機関に様式第1号を送付するものとし、代表消防機関は、応援側ブロック別代表消防本部を通じて、応援側ブロック内の各消防本部に様式第1号を送付するものとする。

(3) 特別県内応援

特別県内応援は、次に定める適用基準に該当した場合（代表消防機関が適用基準に該当するおそれがあると判断した場合を含む。）に適用するものとし、代表消防機関は各ブロック別代表消防本部に様式第3号の2を、各ブロック別代表消防本部はブロック内の各消防本部に様式第3号の1を、それぞれ送付し、被害状況、応援の必要性、応援出動の可否等（以下「被害状況等」という。）の報告を求めるものとする。

ア 消防庁長官により「南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン」の適用がなされた場合

イ 地震の発生により、兵庫県内の複数のブロックにおいて、震度6弱以上が観測された場合

ウ 大規模災害等の発生により、複数のブロックから同時に県内応援の要請

がなされた場合

(4) 前号に規定する被害状況等の報告は、次のとおり行うものとする。

ア 各消防本部は、管轄区域における被害状況等の把握に努め、特別県内応援の適用基準該当後、概ね 30 分を目途に様式第 3 号の 1 によりブロック別代表消防本部に報告するものとする。

イ ブロック別代表消防本部は、ブロック内の被害状況等を様式第 3 号の 2 によりとりまとめ、代表消防機関に報告するものとする。

ウ 各消防本部は、被害状況等に変化があれば、その都度、様式第 3 号の 1 によりブロック別代表消防本部に報告するものとし、ブロック別代表消防本部は、ブロック内の被害状況等をその都度、様式第 3 号の 2 によりとりまとめ、代表消防機関へ報告するものとする。

2 被災地消防本部は、応援要請の即時性を高めるため、兵庫県フェニックス防災システム（兵庫県地域防災計画に定める防災情報システムをいう。）による災害報告に併せて、県内応援要請を行うよう努めるものとする。

(出動可能隊数及び応援出動の決定)

第 8 条 応援出動の決定は、応援要請を受けた又は被害状況等の報告を求められた消防本部が、様式第 2 号の 1（特別県内応援時は様式第 3 号の 1）によりブロック別代表消防本部へ出動可能隊数等を報告したうえで、次のとおり決定するものとする。

(1) ブロック内応援

ブロック別代表消防本部は、ブロック内の各消防本部の出動可能隊数等の状況を踏まえ、応援出動隊を決定し、様式第 2 号の 1 により応援先となる被災地消防本部名を付して、ブロック内の関係する消防本部に通知するものとする。

(2) 通常県内応援

ア 各ブロック別代表消防本部は、ブロック内の出動可能隊数等を様式第 2 号の 2 によりとりまとめ、代表消防機関に報告するものとする。

イ 報告を受けた代表消防機関は、被災地消防本部が属するブロック内の状況を踏まえ、各ブロックの出動隊数（規模）を決定し、様式第 4 号により応援先となる被災地消防本部名を付して、各ブロック別代表消防本部に通知するものとする。

ウ 通知を受けた応援側ブロック別代表消防本部は、ブロック内における応

援出動隊を決定し、様式第2号の1により応援先となる被災地消防本部名を付して、ブロック内の関係する消防本部に通知するものとする。

(3) 特別県内応援

特別県内応援適用時は、次のとおり、各ブロックがそれぞれブロック内応援で対応することを基本とし、ブロック内応援の必要がない又は必要がなくなったブロックから、順次、他のブロックへの応援に移行するものとする。

ア 受援側ブロック別代表消防本部は、ブロック内の被害状況等を踏まえ、ブロック内応援が可能な場合は応援出動隊を決定し、様式第3号の1により応援先となる被災地消防本部名を付して、ブロック内の関係する消防本部に通知するものとする。

イ 代表消防機関は、各ブロックの被害状況等（各ブロック別代表消防本部がとりまとめた様式第3号の2の報告）を踏まえ、県内応援が可能なブロックを選定し、当該ブロックの出動隊数（規模）を決定のうえ、様式第4号により応援先となる被災地消防本部名を付して、各ブロック別代表消防本部に通知するものとする。

ウ 応援出動が決定した応援側ブロック別代表消防本部は、応援が可能な消防本部の中から応援出動隊を決定するとともに、様式第3号の1により応援先となる被災地消防本部名を付して、ブロック内の関係する消防本部に通知するものとする。

2 応援出動が決定した消防本部（以下「応援消防本部」という。）は、様式第5号により出動隊数、代表者、無線呼出名称等をブロック別代表消防本部に報告するものとし、報告を受けたブロック別代表消防本部は、様式第6号によりブロック内の出動部隊をとりまとめ、様式第5号と併せて、ブロック内の各消防本部及び代表消防機関に報告するものとする。なお、代表消防機関は集約された出動部隊の情報を、ブロック別代表消防本部を通じて各消防本部と共有するものとする。

3 応援消防本部の各隊は、自己完結型の活動を心がけ、必要資機材及び物品を携行するものとする。

（応援種別の切り替え）

第9条 応援種別の切り替えは、次のとおりとする。

(1) ブロック内応援中に県内応援が要請された場合は、当該ブロック内の応援種別は、自動的に県内応援に切り替えられたものとする。

(2) 県下広域応援の要請前に、隣接する市町等との間において相互応援協定等

に基づく応援活動が行われていた場合は、当該市町等との間における応援種別の切り替えは、被災地消防本部が決定するものとする。

第3章 代表消防機関等の任務

(受援側ブロック別代表消防本部の任務)

第10条 受援側ブロック別代表消防本部の任務は次の各号に定めるものとする。

- (1) 応援要請に関する連絡及び調整に関すること。
- (2) 代表消防機関との連絡及び情報共有に関すること。
- (3) ブロック内における県下広域応援部隊の編成及び中隊長等の指名に関すること。
- (4) 被災地消防本部の指揮支援に関すること。
- (5) 特別県内応援時におけるブロック内の被害状況等の確認に関すること。
- (6) その他必要な事項

2 ブロック別代表消防本部が被災地消防本部となり、受援側ブロック別代表消防本部としての任務の遂行が困難な場合は、受援側ブロック別代表消防本部代行が前項各号の任務を行うものとする。

(応援側ブロック別代表消防本部の任務)

第11条 応援側ブロック別代表消防本部の任務は次の各号に定めるものとする。

- (1) 応援要請に関する連絡及び調整に関すること。
- (2) 代表消防機関との連絡及び情報共有に関すること。
- (3) ブロック内における県下広域応援部隊の編成及び中隊長等の指名に関すること。
- (4) 特別県内応援時におけるブロック内の被害状況等の確認に関すること。
- (5) その他必要な事項

2 ブロック別代表消防本部が何らかの理由により応援側ブロック別代表消防本部としての任務の遂行が困難な場合は、応援側ブロック別代表消防本部代行が前項各号の任務を行うものとする。

(代表消防機関の任務)

第12条 代表消防機関の任務は次の各号に定めるものとする。

- (1) ブロック別代表消防本部との調整に関すること。
- (2) 応援要請及び情報連絡に関すること。
- (3) 兵庫県及び総務省消防庁との連絡及び情報交換に関すること。
- (4) 県内応援時における県下広域応援部隊の活動管理及び被災地消防本部の指

揮支援に関すること。

- (5) 特別県内応援時における各ブロックの被害状況等の確認及び応援出動部隊の調整に関すること。
 - (6) 県下広域応援本部の設置に関すること。
 - (7) その他必要な事項
- 2 代表消防機関が被災地消防本部となり、代表消防機関としての任務の遂行が困難な場合は、代表消防機関代行が前項各号の任務を行うものとする。

第4章 指揮活動等

(県下広域応援部隊の指揮)

- 第13条** 県下広域応援部隊は、受援市町等の長又はその委任を受けた消防長(以下「指揮者」という。)の指揮の下に活動するものとする。
- 2 ブロック内応援時においては、ブロック別代表消防本部は、指揮者を補佐し、その指揮の下で、県下広域応援部隊の活動の管理を行うものとする。
 - 3 県内応援時においては、受援側ブロック別代表消防本部(代表消防機関が応援出動した場合は代表消防機関。)は、指揮者を補佐し、その指揮の下で、県下広域応援部隊の活動の管理を行うものとする。
 - 4 前項において、代表消防機関が応援出動した場合、受援側ブロック代表消防本部は代表消防機関を補佐するものとする。

(後方支援本部の設置)

- 第14条** 県下広域応援部隊を出動させたブロック別代表消防本部は、出動部隊の活動を支援するとともに、ブロック内の各消防本部との連絡調整を行うため、後方支援本部を設置するものとし、必要に応じてブロック内の消防本部から職員の派遣を求めることができるものとする。

(連絡調整員の派遣)

- 第15条** ブロック内応援及び通常県内応援がなされた場合、県下広域応援部隊を出動させたブロック別代表消防本部は、県下広域応援部隊の中から連絡調整員を被災地消防本部へ派遣するものとする。
- 2 派遣された連絡調整員は、被災地消防本部と県下広域応援部隊との連絡調整及び後方支援本部との連絡調整にあたるものとする。
 - 3 前項の任務を達成するため、被災地消防本部又は派遣された連絡調整員は、次の各号に定める者に対して応援を求めることができるものとする。

- (1) 受援側ブロック別代表消防本部の職員
- (2) 応援側ブロック別代表消防本部の職員
- (3) 代表消防機関の職員
- (4) 上記のほか、必要と認める県下消防本部の職員

(県下広域応援本部の設置)

第16条 代表消防機関は、特別県内応援の適用を決定した場合又は通常県内応援時で必要と認めた場合、県下広域応援部隊が迅速かつ的確に活動できるよう、また包括的に被災地消防本部の指揮支援活動が行えるよう、代表消防機関内又は兵庫県庁内に県下広域応援本部を設置するものとする。

- 2 県下広域応援本部の構成員は、原則として、代表消防機関消防長の委任を受けた職員、ブロック別代表消防本部消防長の委任を受けた派遣職員、被災地消防本部の派遣職員その他必要な者とし、代表消防機関消防長の委任を受けた職員を本部長とする。
- 3 県下広域応援本部は、兵庫県、代表消防機関及びブロック別代表消防本部等と連携し、次の任務をつかさどるものとする。
 - (1) 県下広域応援部隊の市町等への部隊配備及び部隊移動に関すること。
 - (2) ブロック別代表消防本部との連絡調整に関すること。
 - (3) 無線統制に関すること。
 - (4) 関係機関との連絡調整に関すること。
 - (5) 各種情報の集約、整理及び各消防本部との共有に関すること。
 - (6) 県下広域応援部隊の後方支援に関すること。
 - (7) 緊急消防援助隊消防応援活動調整本部との連絡調整に関すること。
 - (8) その他必要な事項

(部隊の単位)

第17条 部隊の単位は1隊を1小隊とし、2隊以上の場合はブロックごと又は消火、救助、救急等の任務ごとに中隊を編成するものとし、それぞれに中隊長をおくものとする。なお、単一の消防本部から2隊以上の部隊を派遣する場合は、消防本部代表者を派遣するものとする。

- 2 県内応援時における中隊長は、ブロックごとに編成する場合は各ブロック別代表消防本部から、任務ごとに編成する場合の消火中隊長は明石市消防局から、救助中隊長は西宮市消防局から、救急中隊長は姫路市消防局から、それぞれ選出するものとする。

- 3 特別県内応援時はブロックごとに中隊を編成するものとし、災害現場ごと又は市町ごとに中隊を分散して活動する場合は、中隊長が各部隊の指揮者を指名するものとする。
- 4 ブロック別代表消防本部が応援出動できない場合は、当該ブロック別代表消防本部が、ブロック内の応援出動可能な消防本部から中隊長を指名するものとする。

(通信連絡体制)

第 18 条 県下広域応援部隊に係る通信連絡体制は、原則として次により行うものとする。

- (1) 県下広域応援本部と各中隊長相互間及び各中隊長と県下広域応援部隊相互間の通信は、消防救急デジタル無線「主運用波 3」を使用する。
- (2) 各消防本部間における小隊相互間の通信は、署活動用無線機「県内共通波」を使用する。
- (3) 同一消防本部内における小隊相互間の通信は、各消防本部が使用している署活動用無線機の周波数を使用するものとし、各消防本部の署活動用無線機使用周波数については、別表 4 のとおりとする。

(部隊の交代)

第 19 条 部隊の交代は、原則として、ブロック単位で行うものとする。

(活動報告等)

第 20 条 各中隊長は、災害状況、活動状況及びその他必要な事項を、被災地消防本部、後方支援本部及び県下広域応援本部に適宜報告するものとする。

第 5 章 活動の終了

(現場引き揚げ)

第 21 条 県下広域応援部隊の現場引き揚げは、被災地消防本部の消防長の指示によるものとする。

- 2 県下広域応援部隊の長は、被災地消防本部の消防長に対して次の事項を報告した後、引き揚げるものとする。
 - (1) 部隊の活動概要（場所、時間、隊数等）
 - (2) 活動中の異常の有無
 - (3) 隊員の負傷の有無
 - (4) 車両、資機材等の損傷の有無

(5) その他必要な事項

(帰署(所)報告)

第22条 県下広域応援部隊を出動させた消防本部は、当該消防本部に属する出動隊の最終帰署(所)後、速やかにその旨をブロック別代表消防本部に報告するものとする。

2 ブロック別代表消防本部は、ブロック内の消防本部に属する出動隊の最終帰署(所)後、速やかにその旨を被災地消防本部及び代表消防機関に報告するものとする。

(活動結果報告)

第23条 県下広域応援部隊を出動させた消防本部は、当該消防本部に属する出動隊の最終帰署(所)後、速やかに様式第7号によりブロック別代表消防本部に報告するものとする。

2 ブロック別代表消防本部は、ブロック内の消防本部に属する出動隊の報告をとりまとめ、被災地消防本部及び代表消防機関に報告するものとする。

第6章 雑則

(協議)

第24条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この覚書は、令和5年 3月 7日から施行する。
- 2 兵庫県広域消防相互応援覚書(平成31年3月26日)は、廃止する。
- 3 この覚書の成立を証するため、本書24通を作成し、各消防本部において各1通を保有するものとする。

令和5年 3月 7日

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱

	平成 27 年 3 月 31 日	消 防 広 第 74 号
改正	平成 28 年 3 月 30 日	消 防 広 第 80 号
改正	平成 29 年 3 月 28 日	消 防 広 第 93 号
改正	平成 31 年 3 月 8 日	消 防 広 第 35 号
改正	令和 2 年 7 月 17 日	消 防 広 第 190 号
改正	令和 3 年 3 月 22 日	消 防 広 第 89 号
改正	令和 4 年 6 月 24 日	消 防 広 第 211 号

目次

第 1 章	総則
第 2 章	応援等の要請
第 3 章	出動の求め又は指示等
第 4 章	受援体制
第 5 章	部隊移動及び増隊要請
第 6 章	応援等の引揚げの決定
第 7 章	大規模地震発生時における迅速出動基準
第 8 章	防災関係機関との連携
第 9 章	応援等実施計画及び受援計画
第 10 章	応援に要した経費の負担区分
第 11 章	その他

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）、緊急消防援助隊に関する政令（平成 15 年政令第 379 号。以下「援助隊政令」という。）及び緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成 16 年消防震第 9 号。以下「基本計画」という。）に定めるもののほか、緊急消防援助隊の応援等の要請、出動の求め又は指示その他の緊急消防援助隊に関する都道府県及び市町村の対応について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 政令市等とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市及び東京都の特別区をいう。

- (2) 被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。
- (3) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。
- (4) 指揮者とは、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。
- (5) 航空指揮本部とは、被災地（被災地の周辺地域を含む。）における航空機を用いた消防活動の拠点（以下「活動拠点ヘリベース」という。）の指揮本部をいう。
- (6) 応援等とは、法第 44 条第 1 項の消防の応援等をいう。
- (7) 受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。
- (8) 受援市町村とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた市町村をいう。
- (9) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。
- (10) 応援市町村とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた市町村をいう。
- (11) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。
- (12) 登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された小隊等が属する市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。）をいう。
- (13) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊の属する都道府県をいう。
- (14) 航空隊とは、法第 30 条第 3 項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。
- (15) 消防庁ヘリコプターとは、法第 50 条の規定に基づき、都道府県又は市町村が無償使用しているヘリコプター（以下「消防庁ヘリ」という。）をいう。
- (16) 進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一時的に集結する場所を含む。）をいう。
- (17) 迅速出動とは、法第 44 条の規定に基づき、あらかじめ消防庁長官（以下「長官」という。）と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求等を行い、これに応じて出動することをいう。
- (18) 震央管轄都道府県とは、地震が発生した場合の、当該地震の震央が存する都道府県をいう。
- (19) 震央管轄消防本部とは、地震が発生した場合の、当該地震の震央が存する市町村を管轄する消防本部をいう。
- (20) 最大震度都道府県とは、地震が発生した場合の、最大震度を計測した都道府県をいう。
- (21) 部隊移動とは、法第 44 条の規定に基づく長官の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合は、一の市町村とみなす。以下この号において同じ。）若しくは都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第 44 条の 3 の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村をまたいで当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。

第 2 章 応援等の要請

(都道府県知事による緊急消防援助隊の応援等の要請)

第3条 被災地の属する都道府県の知事は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び当該都道府県内の消防力を考慮して緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、法第44条第1項の規定に基づき、長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。

2 被災地の属する都道府県の知事は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に把握できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、法第44条第1項の規定に基づき、長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。

3 前二項の要請は電話（災害時優先通信、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク、都道府県防災行政無線、衛星携帯電話その他災害時に有効な通信を行える手段を含む。以下同じ。）により直ちに行うものとし、以下に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階で、ファクシミリ（これと併せて電子メールによっても可能とする。以下同じ。）により速やかに行うものとする（別記様式1-1）。

(1) 災害の概況

(2) 出動を希望する区域及び活動内容

(3) 緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

4 被災地の属する都道府県の知事は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行うに当たって、同時に緊急消防援助隊の応援等の必要性について検討するものとする。

5 被災地の属する都道府県の知事は、被災地及びその周辺地域に原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、第1項及び第2項の要請と併せて報告するよう努めるものとする。この場合において、当該報告を受けた長官は、当該都道府県に出動する指揮支援部隊長に対して情報提供するものとする。

(応援等の要請のための市町村長の連絡)

第4条 被災地の市町村長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び当該被災地の市町村の消防力を考慮して、大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合は、都道府県知事に対して、当該応援等が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、前条第3項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、ファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式1-2）。

2 被災地の市町村長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び当該市町村の災害の状況を長官に直ちに電話により連絡することができるものとする。

3 被災地の市町村長は、都道府県知事に対して第1項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡することができるものとし、前条第3項各号に掲げる事項が明らか

になり次第電話により連絡することができるものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、ファクシミリにより速やかに行うことができるものとする（別記様式1-2）。

4 前条第5項の規定は、前3項の連絡に準用する。

第3章 出動の求め又は指示等

（出動可能隊数の報告及び出動準備）

第5条 消防庁は、大規模災害若しくは特殊災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害等の状況を考慮して必要と認めるときは、出動の可能性があると考えられる都道府県及び当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、緊急消防援助隊の出動可能隊数報告及び出動準備を依頼（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする（別記様式2-1）。

2 消防庁から出動可能隊数報告及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するとともに、出動準備を行うものとする（別記様式2-2）。この場合において、当該都道府県は、当該都道府県内の出動可能隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式2-2）。

3 登録都道府県の航空消防隊及び登録市町村の消防本部は、別表A-1及び別表A-2に定める災害が発生した場合は、同表に定めるところにより出動準備を行うものとする。この場合において、消防庁は、都道府県及び当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数報告及び出動準備を依頼（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする（別記様式2-1）。

4 前項の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼を受けた登録市町村の消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとし、当該報告を受けた都道府県は、当該都道府県内の出動可能隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式2-2）。

5 都道府県は、消防庁から出動可能隊数報告の求めがない場合であっても、災害の状況を考慮して必要と判断したときは、当該都道府県内の出動可能隊数を調査し、消防庁に対して報告するものとする（別記様式2-2）。

6 消防庁は、災害の状況、被災地消防本部及び消防団の消防力並びに当該被災地の属する都道府県内の消防応援を考慮して緊急消防援助隊の応援等が不要と判断した場合は、第2項及び第3項の規定に基づき出動準備を行っている都道府県及び当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、書面等により出動準備の解除を連絡（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする（別記様式2-3）。

（長官による出動の求め、指示等）

第6条 長官は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況、被災地消防本部及び消防団の消防力並びに当該被災地の属する都道府県内の消防応援を考慮して緊急消防援助隊の応援等が

必要と判断した場合は、法第 44 条及び基本計画に基づき、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うものとする（別記様式 3-1）。

- 2 前項の求め又は指示を行う場合において、長官は、原則として、応援先市町村を指定するものとする。ただし、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階では応援先市町村を指定することが困難な場合は、応援先都道府県を指定するものとし、その後、第 14 条に規定する消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）と調整の上、応援先市町村を指定するものとする。
- 3 長官は、前項の指定を行う場合、原則として、都道府県大隊又は部隊（指揮支援部隊及び航空部隊を除く。）を単位とし、指揮支援隊の属する消防本部が含まれる都道府県大隊については、当該指揮支援隊の応援先市町村と同一の市町村を指定するものとする。ただし、水上小隊、航空小隊及び航空後方支援小隊については、調整本部と調整の上、応援先市町村を指定するものとする。
- 4 長官は、複数の都道府県において大規模災害又は特殊災害が発生した場合その他多くの緊急消防援助隊の出動が必要と判断する災害が発生した場合は、災害発生都道府県に対応する全ての指揮支援隊、第一次出動都道府県大隊、出動準備都道府県大隊、第 11 条に規定する第一次出動航空小隊及び出動準備航空小隊を第一次出動の求め又は指示の対象とし、応援先都道府県を指定して出動の求め又は指示を行うものとする。ただし、アクションプランが適用された場合は、当該アクションプランに定めるところによるものとする。
- 5 長官は、第 1 項の緊急消防援助隊の出動の求めを行った場合において、時間経過とともに災害の情勢が明らかになり、基本計画第 4 章 1（1）の規定を踏まえ、必要と認めるときは、従前の求めによる出動を指示によるものに変更する。この場合において、長官は、受援都道府県の知事及び当該受援都道府県に属する受援市町村の長並びに応援都道府県の知事及び当該応援都道府県に属する緊急消防援助隊を出動させた市町村長に対して、速やかに通知（市町村長にあっては、都道府県知事を経由して行う。）するものとする。

（応援等決定通知）

第 7 条 長官は、法第 44 条の規定に基づき必要な措置をとることを求め又は指示した場合は、受援都道府県の知事及び当該受援都道府県に属する受援市町村の長に対してその旨を通知（市町村長にあっては、都道府県知事を経由して行う。）するものとする（別記様式 3-2）。

（都道府県知事による出動の求め又は指示）

第 8 条 長官から緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を受けた応援都道府県の知事は、登録市町村の長に対して、直ちに緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うものとする。

（緊急消防援助隊の出動）

第 9 条 長官から緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を受けた登録都道府県の知事及び登録市町村の長は、速やかに緊急消防援助隊を出動させるものとする。

- 2 緊急消防援助隊を出動させた消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動隊数を報告するものとし（別記様式 2-2）、当該報告を受けた都道府県は、

当該都道府県内の出動隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動隊数を報告するものとする（別記様式2-2）。

- 3 前項の報告を受けた消防庁は、受援都道府県及び当該受援都道府県内における被災地消防本部に対して通知（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする（別記様式3-3）。

（指揮支援部隊の基本的な出動計画）

第10条 指揮支援部隊の基本的な出動計画は、次に掲げるとおりとする。

- （1）統括指揮支援隊は、別表Bに定める災害発生都道府県に応じた統括指揮支援隊指定順位第1位の消防本部が出動することとする。ただし、被災等により当該消防本部が出動できない場合は、統括指揮支援隊指定順位第2位の消防本部が出動する。
- （2）指揮支援隊は、別表Bに定める災害発生都道府県に応じた消防本部のうち必要な隊が出動する。
- （3）航空指揮支援隊は、活動拠点ヘリベースにおいて多数の航空小隊の活動管理が必要な場合、原則として耐空検査等により自隊のヘリコプターが運休中の航空隊の中から、活動拠点ヘリベースに迅速に到着可能な隊が出動する。

（航空小隊の基本的な出動計画）

第11条 航空小隊の基本的な出動計画は、次に掲げるとおりとし、あらかじめ任務を指定しておくものとする。

- （1）原則として第一次的に応援出動する航空小隊を第一次出動航空小隊とし、別表Cに定める災害発生都道府県に応じて必要な隊が出動することとする。
- （2）原則として第一次出動航空小隊のほか、速やかに応援出動の準備を行う航空小隊を出動準備航空小隊とし、別表Dに定める災害発生都道府県に応じて必要な隊が出動の準備を行うこととする。

2 航空小隊の任務は、次に掲げるとおりとする。

- （1）統括指揮支援隊輸送航空小隊及び指揮支援隊輸送航空小隊は、統括指揮支援隊及び指揮支援隊の輸送を任務とする。
- （2）情報収集航空小隊は、ヘリコプター衛星通信システム（以下「ヘリサット」という。）又はヘリコプターテレビ電送システムを活用した情報収集及び映像配信を任務とする。
- （3）救助・救急・輸送航空小隊は、救助用資機材及び救急用資機材を活用した救助・救急活動又は統括指揮支援隊及び指揮支援隊以外の人員、物資等の輸送を任務とする。
- （4）消火航空小隊は、ヘリコプター消火用タンク等を活用した空中消火を任務とする。

3 次に掲げる任務に対して、消防庁ヘリを優先的に使用するものとする。

- （1）ヘリサットを活用した情報収集及び映像配信
- （2）第15条に規定する現地派遣職員の輸送

（航空小隊の出動に関する留意事項）

第12条 航空小隊は、原則として、前条により指定された任務を行うものとする。ただし、災害

の種別、規模、受援都道府県からの要請内容等により、消防庁は任務指定の変更を行うものとする。

- 2 航空小隊の出動順位は、原則として、被災地又は航空小隊の進出拠点からの直近順とし、当該航空小隊の装備品等を考慮し、出動の求め又は指示を行うものとする。
- 3 指揮支援隊輸送航空小隊及び情報収集航空小隊の両任務を指定されている航空小隊は、兼務するものとする。
- 4 指揮支援隊輸送航空小隊及び救助・救急・輸送航空小隊又は消火航空小隊の両任務を指定されている航空小隊は、指揮支援隊の輸送任務を優先するものとする。
- 5 航空小隊は、複数の任務が遂行可能な体制で出動するよう努めるものとする。
- 6 各地域ブロックに、原則として、残留する運航可能な航空隊を1隊以上確保するものとする。
- 7 航空指揮支援隊の輸送は、各任務の指定状況を踏まえ、消防庁が別に指定するものとする。
- 8 航空隊は、前各項により難しい場合は、消防庁と調整するものとする。

(航空後方支援小隊の基本的な出動計画)

第13条 航空後方支援小隊は、活動拠点ヘリベース等において輸送・補給活動等が必要な場合に、原則として、耐空検査等により自隊のヘリコプターが運休中の航空隊の中から出動することとする。

第4章 受援体制

(消防応援活動調整本部の設置)

第14条 受援都道府県の知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、被災地が2以上ある場合において緊急消防援助隊が出動したときは、直ちに法第44条の2の規定に基づく調整本部を設置するものとする。

なお、被災地が1の場合であっても、受援都道府県の知事が必要と認めるときは、調整本部と同様の組織を設置することができるものとする。

- 2 調整本部（調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。）は、都道府県災害対策本部と緊密な連携を図る必要があることから、原則として、都道府県災害対策本部及び政府現地対策本部（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第25条第6項若しくは第28条の3第8項の規定に基づく非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部をいい、これらが設置された場合に限る。）に近接した場所に設置するものとする。
- 3 調整本部は、自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関と緊密な連携を図ることができる場所に設置するものとする。
- 4 調整本部の本部員は、次の例を参考に、第40条に規定する都道府県緊急消防援助隊受援計画（以下「受援計画」という。）に定めておくものとする。
 - (1) 法第44条の2第5項第1号の「部内の職員」については、当該都道府県の消防防災主管課等の職員及び航空消防隊員
 - (2) 法第44条の2第5項第2号の「消防本部」については、当該都道府県内の代表消防機関又は代表消防機関代行

- (3) 法第 44 条の 2 第 5 項第 3 号の「災害発生市町村の長の指名する職員」については、被災地消防本部の職員
- (4) 法第 44 条の 2 第 5 項第 4 号の「緊急消防援助隊の隊員のうちから都道府県知事が任命する者」については、当該都道府県に出動した指揮支援部隊長
- 5 調整本部は、都道府県災害対策本部及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - (1) 被害状況、都道府県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
 - (2) 被災地消防本部、消防団、当該都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
 - (3) 緊急消防援助隊の都道府県内での部隊移動に関すること。
 - (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T 等関係機関との連絡調整に関すること。
 - (5) 当該都道府県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。
 - (6) 第 16 条に規定する航空運用調整班との連絡調整に関すること。
 - (7) 都道府県災害対策本部に設置された災害医療本部との連絡調整に関すること。
 - (8) その他必要な事項に関すること。
- 6 調整本部長は、法第 44 条の 2 第 8 項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議に出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対してその旨を連絡するものとする。
- 7 調整本部は、受援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県消防応援活動調整本部」と呼称する。
- 8 受援都道府県の知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、構成員及び連絡先について、長官に対して速やかに報告するものとする。
- 9 受援都道府県の知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

(消防庁職員の現地派遣)

- 第 15 条 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、調整本部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員（以下「現地派遣職員」という。）を派遣するものとする。
- 2 長官は、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、指揮支援本部、市町村災害対策本部又は航空指揮支援本部に現地派遣職員を派遣するものとする。
 - 3 長官は、被災地における消防の広報活動が必要と判断した場合は、災害現場等に現地派遣職員を派遣するものとする。
 - 4 現地派遣職員は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - (1) 被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。
 - (2) 都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活動の支援に関すること。
 - (3) 緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係る消防庁との連絡調整に関すること。
 - (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T 等関係機関との連絡調整に関すること。

- (5) 報道機関への対応に関すること。
- (6) 被害状況や活動状況に係る動画及び静止画の収集及び共有に関すること。

(航空運用調整班の設置)

第 16 条 受援都道府県の知事は、航空小隊と関係機関の航空機との活動調整を図るため、都道府県災害対策本部に、航空運用調整班を設置するものとする。

(進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等)

第 17 条 進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、次のとおりとする。

(1) 進出拠点

消防庁は、災害の状況、道路の状況、都道府県大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、進出拠点を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(2) 宿営場所

消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、宿営場所を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(情報共有等)

第 18 条 消防庁は、調整本部、指揮支援本部、指揮者、航空指揮支援本部、ヘリベース指揮者、都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体制（別記様式 7）により情報連絡体制等の明確化を図るものとする。

2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部、都道府県大隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム、情報収集活動用ドローン、映像伝送装置等を積極的に活用し、緊急消防援助隊の活動等について必要な情報共有を図るとともに、被害状況や活動状況について動画及び静止画による共有に努めるものとする。

第 5 章 部隊移動及び増隊要請

(部隊移動の基本)

第 19 条 部隊移動は、緊急消防援助隊の隊員の負担軽減及び安全管理上の観点を考慮し、原則として、新たな緊急消防援助隊の投入によりがたい、次に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 地理的要因により、新たな緊急消防援助隊の投入には時間を要し、人命救助のためそのいとまがない場合
- (2) 市街地が連たんした複数市町村が被災するなど、市町村境界をまたぎ、多数の災害が発生している場合
- (3) 緊急消防援助隊が不足し、新たな緊急消防援助隊の投入が不可能な場合

2 前項の部隊移動については、都道府県大隊又は部隊単位を原則とする。ただし、被害状況、

部隊の規模、車両、資機材の特殊性等を踏まえ、中隊又は小隊単位で部隊移動を行うことが効率的かつ効果的な場合は、この限りではない。

(長官による部隊移動の求め又は指示)

第20条 長官による部隊移動の求め又は指示の手続は、次のとおりとする。

- (1) 長官は、移動先、規模及び必要性を明示して、緊急消防援助隊行動市町村の属する都道府県の知事(以下「緊急消防援助隊行動都道府県知事」という。)及び緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、緊急消防援助隊行動市町村の長に対して、部隊移動に関する意見を求めるものとする(別記様式6-1)。
- (2) 前号により意見を求められた緊急消防援助隊行動市町村の長は、緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、長官に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする(別記様式6-2)。
- (3) 第1号により意見を求められた緊急消防援助隊行動都道府県知事は、当該都道府県内の被害状況、緊急消防援助隊及び都道府県内消防応援隊の活動状況を考慮し、前号の緊急消防援助隊行動市町村の長の意見を付して、長官に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする(別記様式6-2)。
- (4) 長官は、前号の意見を踏まえ、緊急消防援助隊が都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村が属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、部隊移動の求め又は指示を行うものとする(別記様式6-3)。
- (5) 長官は、部隊移動の求め又は指示を行った場合は、緊急消防援助隊行動都道府県知事及び緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、緊急消防援助隊行動市町村の長に対して、その旨を通知するものとする(別記様式6-4)。
- (6) 長官は、部隊移動の求め又は指示を行った場合は、部隊移動先の都道府県の知事及び当該都道府県知事を経由して、部隊移動先の市町村の長に対して、その旨を通知するものとする(別記様式6-5)。

(受援都道府県の知事による部隊移動の指示)

第21条 受援都道府県の知事による部隊移動の指示の手続は、次のとおりとする。

- (1) 受援都道府県の知事は、移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。
- (2) 前号により意見を求められた調整本部は、緊急消防援助隊行動市町村の意見等を把握するよう努めるとともに、当該都道府県内の被害状況、緊急消防援助隊及び都道府県内消防応援隊の活動状況を考慮し、受援都道府県の知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。
- (3) 受援都道府県の知事は、前号の意見を踏まえ、指揮支援本部長を経由して、都道府県大隊及び部隊の長に対して、部隊移動の指示を行うものとする(別記様式6-6)。
- (4) 受援都道府県の知事は、部隊移動の指示を行った場合は、緊急消防援助隊行動市町村の長及び移動先の市町村の長に対して、速やかにその旨を通知するものとする(別記様式6-7)。

- (5) 受援都道府県の知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して速やかにその旨を通知するものとする（別記様式6－8）。
- (6) 前号の通知を受けた長官は、部隊移動の指示を受けた緊急消防援助隊が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村の属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、速やかにその旨を通知するものとする（別記様式6－9）。
- (7) 調整本部は、部隊移動の指示の内容を適切に記録しておくものとする。
- (8) 調整本部は、部隊移動を行う場合は、都道府県災害対策本部に対して、移動先、規模、経路等を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

（受援都道府県の知事による増隊要請）

第22条 受援都道府県の知事は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、長官に増隊の要請を行うものとする（別記様式1－1）。

（受援市町村の長による増隊要請のための連絡）

第23条 受援市町村の長は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、都道府県の知事に増隊が必要である旨を連絡するものとする（別記様式1－2）。

第6章 応援等の引揚げの決定

（活動終了に関する市町村長の連絡）

第24条 受援市町村の長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を総合的に勘案し、当該市町村の区域内における緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、当該市町村が属する都道府県の知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

（都道府県知事による緊急消防援助隊の引揚げの決定）

第25条 前条の連絡を受けた受援都道府県の知事は、政府現地対策本部等と調整の上、当該都道府県内からの緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、受援市町村の長及び当該都道府県に出動した指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式4－1）。

（指揮支援部隊長による部隊への引揚げ決定連絡）

第26条 前条の通知を受けた指揮支援部隊長は、指揮支援本部長及び航空指揮支援本部長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。

2 前項の連絡を受けた指揮支援本部長は、活動を管理している都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。

- 3 前項の連絡を受けた都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、被災地における活動を終了するとともに、指揮支援本部長に対して次に掲げる事項を報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げるものとする。
 - (1) 活動概要（場所、時間、隊数等）
 - (2) 活動中の異常の有無
 - (3) 隊員の負傷の有無
 - (4) 車両、資機材等の損傷の有無
 - (5) その他必要な事項
- 4 前項の報告を受けた指揮支援本部長は、指揮者及び指揮支援部隊長に対してその旨を報告し、指揮支援部隊長の了承を得て引揚げるものとする。当該報告を受けた指揮支援部隊長は、消防庁及び調整本部長に対して、指揮支援本部長からの本項の報告及び指揮支援本部長の引揚げについて報告するものとする。
- 5 第1項の連絡を受けた航空指揮支援本部長は、活動を管理している航空部隊の各小隊長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。
- 6 前項の連絡を受けた航空部隊の各小隊長は、被災地における活動を終了するとともに、航空指揮支援本部長に対して次に掲げる事項を報告し、航空指揮支援本部長の了承を得て引揚げるものとする。
 - (1) 活動概要（場所、時間、隊員数等）
 - (2) 活動中の異常の有無
 - (3) 隊員の負傷の有無
 - (4) 航空機、車両、資機材等の損傷の有無
 - (5) その他必要な事項
- 7 前項の報告を受けた航空指揮支援本部長は、ヘリベース指揮者及び指揮支援部隊長に対してその旨を報告し、指揮支援部隊長の了承を得て引揚げるものとする。当該報告を受けた指揮支援部隊長は、消防庁及び調整本部長に対して、航空指揮支援本部長からの本項の報告及び航空指揮本部長の引揚げについて報告するものとする。
- 8 指揮支援部隊長は、活動を管理する全ての緊急消防援助隊の活動が終了した場合は、長官及び受援都道府県の知事に対してその旨を報告し、受援都道府県の知事の了承を得て引揚げるものとする。

（長官による応援都道府県の知事への引揚げ決定通知）

第27条 第25条の通知を受けた長官は、引揚げ決定を受けた緊急消防援助隊が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村が属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式4-2）。

（帰署（所）報告）

第28条 緊急消防援助隊として出動した小隊等の属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）

後、応援都道府県及び後方支援本部に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

- 2 応援都道府県は、当該都道府県及び当該都道府県内の消防本部に属する小隊等の最終帰署(所)後、消防庁に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

(活動結果報告)

第 29 条 応援都道府県は、当該都道府県内の緊急消防援助隊として出動した小隊等の最終帰署(所)後、速やかに都道府県内の消防本部の意見等を取りまとめるとともに、当該都道府県の代表消防機関と連携して、緊急消防援助隊活動報告書(別記様式 5)を作成し、消防庁及び応援都道府県に対して、報告するものとする。

第 7 章 大規模地震発生時における迅速出動基準

(迅速出動の適用条件)

第 30 条 迅速出動の対象となる災害は地震とし、最大震度 6 弱(政令市等は 5 強)以上の地震が発生した場合に適用するものとする。ただし、次に掲げる場合は適用しない。

- (1) 基本計画第 4 章 4 に基づき定められたアクションプランを適用する場合
- (2) 発生した地震の震央が海域の場合

(迅速出動に係る措置要求等の内容)

第 31 条 迅速出動に係る措置要求等の内容は、別表 A-1 及び別表 A-2 のとおりとし、登録都道府県の知事及び登録市町村の長は、地震発生と同時に行われる長官からの出動の求め又は指示に基づき、第 34 条に規定する出動先へ、速やかに緊急消防援助隊を出動させるものとする。この場合において、被災等により緊急消防援助隊の全部又は一部が出動することができない場合、当該都道府県の知事は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

- 2 前項の場合において、後方支援本部は、統括指揮支援隊、指揮支援隊、都道府県大隊及び統合機動部隊が出動する前に消防庁に対して、電話により出動の要否を確認するものとする。
- 3 消防庁は、迅速出動の適用となる地震発生後、別表 A-1 及び別表 A-2 に基づき、登録都道府県及び登録市町村に対して、速やかに迅速出動の適用である旨を電話により連絡するとともに、その後、様式(別記様式 3-1 又は 3-4)を送付するものとする。
- 4 長官は、災害の状況等により必要があると判断した場合、速やかに応援規模の増強等の措置を講ずるものとする。

(迅速出動に係る応援等決定通知)

第 32 条 長官は、迅速出動の適用となる地震発生後、震央管轄都道府県の知事に対して、速やかに迅速出動の適用である旨を電話により連絡するとともに、その後、出動の求め又は指示を行った旨を通知するものとする(別記様式 3-2)。

(迅速出動の中止)

第 33 条 長官は、災害の状況等により、明らかに人的、住家被害等がないと判断した場合は、速

やかに迅速出動の中止を連絡するものとする。

(迅速出動適用時の出動先)

第 34 条 迅速出動適用時の緊急消防援助隊の出動先（進出拠点を兼ねる。）は、原則として、次に掲げるとおりとする。

(1) 指揮支援部隊

ア 統括指揮支援隊

震央管轄都道府県の都道府県庁舎

イ 指揮支援隊

消防庁又は指揮支援部隊長が連絡する消防本部の庁舎（消防本部を置かない町村にあっては、町村役場。以下同じ。）

(2) 統合機動部隊及び都道府県大隊

震央管轄消防本部の庁舎

(3) 航空小隊

震央管轄都道府県又は震央管轄消防本部の航空隊基地等

(迅速出動適用時の出動先の変更等)

第 35 条 震央管轄都道府県の知事は、迅速出動の適用となる地震が発生した場合、速やかに被害状況等を確認し、長官に報告するものとする。

2 長官は、迅速出動により出動した緊急消防援助隊の出動途上において、被害状況等により、出動先の変更、応援規模の縮小等の必要があると判断した場合は、震央管轄都道府県の調整本部と調整の上、指揮支援部隊長、指揮支援隊長、統合機動部隊長、都道府県大隊長及び応援都道府県に対して連絡するものとする。

(迅速出動適用時の出動可能隊数等の報告)

第 36 条 応援都道府県は、迅速出動により、当該都道府県内の緊急消防援助隊が出動準備を行う場合は、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式 2-2）。

2 応援都道府県は、迅速出動により、当該都道府県内から緊急消防援助隊が出動した場合は、消防庁に対して、当該出動した緊急消防援助隊の隊数を報告するものとする（別記様式 2-2）。

第 8 章 防災関係機関との連携

(防災関係機関等との連絡調整等)

第 37 条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める防災関係機関、関係公共機関等との連絡調整を行うものとする。

(調整本部等における防災関係機関との連携)

第 38 条 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び後方支援本

部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるように、緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。

- 2 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部及び航空指揮本部は、緊急消防援助隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じて、都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。

第9章 応援等実施計画及び受援計画

(応援等実施計画)

第39条 都道府県知事は、当該都道府県内の緊急消防援助隊の登録状況等を踏まえて、緊急消防援助隊が参集し、被災地に出動するための応援等実施計画を策定するものとする。

- 2 応援等実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 都道府県大隊の編成、出動体制及び集結場所に関する事。
 - (2) 統合機動部隊の編成、出動体制及び集結場所に関する事。
 - (3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊の編成、出動体制及び集結場所に関する事。
 - (4) NBC災害即応部隊の編成及び出動体制に関する事。
 - (5) 土砂・風水害機動支援部隊の編成、出動体制及び集結場所に関する事。
 - (6) 航空部隊の編成及び出動体制に関する事。
 - (7) 情報連絡体制に関する事。
 - (8) その他必要な事項に関する事。
- 3 都道府県知事は、応援等実施計画の策定及び変更にあたっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、登録市町村の消防長の意見を集約するものとする。
- 4 都道府県知事は、応援等実施計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、当該都道府県が第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊に該当する都道府県の知事に対して策定又は変更した旨を連絡するものとする。

(受援計画)

第40条 都道府県知事は、当該都道府県内の市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。

- 2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 調整本部の運営体制及び早期設置に関する事。
 - (2) 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関する事。
 - (3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関する事。
 - (4) 宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関する事。
 - (5) 救助活動拠点施設（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）に規定する救助活動のための拠点施設をいう。）の運用に関する事。
 - (6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関する事。
 - (7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関する事。
 - (8) 航空運用調整班、空港・基地施設管制との調整、無線運用、安全管理、ヘリコプターの離着

陸場、燃料補給等の航空機の受援に関すること。

(9) その他必要な事項に関すること。

- 3 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更にあたっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、当該都道府県内の消防長の意見を集約するものとする。
- 4 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更にあたっては、地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
- 5 都道府県知事は、受援計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、当該都道府県に対応する第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊の都道府県の知事並びに当該都道府県に対応する統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長に対して策定又は変更した旨を連絡するものとする。

(都道府県知事の事務の委任等)

第41条 地方自治法第153条に基づき、調整本部又は部隊移動に係る都道府県知事の権限に属する事務を、その補助機関である職員に委任等する場合は、受援計画にその旨を明記するものとする。

第10章 応援に要した経費の負担

(長官の求めにより出動した場合における応援経費の負担)

第42条 法第44条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、長官の出動の求めを受けて出動した緊急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費用は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 受援市町村において負担する経費 法第49条第1項に規定する経費及び援助隊政令第5条各号に掲げる経費
 - (2) 応援都道府県又は応援市町村(以下「応援都道府県等」という。)において負担する経費 緊急消防援助隊の活動により生じた公務災害補償に要する経費
- 2 前項各号に掲げる経費以外の経費は、原則として受援市町村及び応援都道府県等双方の協議により当該経費の負担を決定するものとし、当該協議を円滑に行うための経費負担に関する原則的な考え方については、消防庁が別に定める。

(長官の指示により出動した場合における応援経費の負担)

第43条 法第44条第5項の規定に基づき、長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費用は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 消防庁において負担する経費 法第49条第1項に規定する経費及び援助隊政令第5条各号に掲げる経費
 - (2) 応援都道府県等において負担する経費 緊急消防援助隊の活動により生じた公務災害補償に要する経費
- 2 前項各号に掲げる経費以外の経費は、原則として受援市町村及び応援都道府県等双方の協議

により当該経費の負担を決定するものとし、当該協議を円滑に行うための経費負担に関する原則的な考え方については、消防庁が別に定める。

第11章 その他

(都道府県の訓練)

第44条 都道府県は、都道府県防災訓練、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練等において、関係機関と合同で調整本部の設置運営訓練を行うなど、緊急消防援助隊の応受援体制の強化を図るものとする。

(都道府県の即応体制等の強化)

第45条 都道府県は、都道府県知事、危機管理担当幹部等に常時連絡可能な体制を確保するとともに、都道府県知事が不在時の職務の代理者を事前指定するなど、状況に応じた判断及び決定を適切にできる体制を確保するものとする。

2 都道府県は、調整本部の運営にあたる責任者等については庁舎近傍に居住させるなど、緊急参集できる体制を整備するものとする。

(その他)

第46条 この要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目は、消防庁が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日消防広第80号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月28日消防広第93号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月8日消防広第35号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年7月17日消防広第190号)

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月22日消防広第89号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年6月24日消防広第211号)

この要綱は、令和4年6月24日から施行する。

別表A-1 (震度6弱(政令市等については震度5強)以上の地震等が発生した場合の出動準備及び迅速出動)

下表の区分に応じ、災害発生都道府県に対応する隊が、出動準備(第5条関係)及び迅速出動(第31条関係)の措置を講ずるものとする。なお、基本計画第4章4に基づき定められたアクションプランを適用する場合は、本別表を適用せず、当該アクションプランに基づき措置を講ずるものとする。

区分	指揮支援部隊			都道府県大隊及び統合機動部隊				航空小隊	
	統括指揮支援隊	指揮支援隊	第1次出動都道府県大隊	統合機動部隊	都道府県大隊	出動準備		第1次出動航空小隊	出動準備航空小隊
						都道府県大隊	都道府県大隊		
I	震央が海域	別表Bにより対応する指定順位第1位の隊	別表Bにより対応する全隊	基本計画別表第2により対応する都道府県	基本計画別表第3により対応する都道府県	都道府県大隊	都道府県大隊	別表Cにより対応する全隊	別表Dにより対応する全隊
	震央が陸域	出動準備	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備
II	震央が海域	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備
	震央が陸域	迅速出動 (出動準備を含む。)	出動準備	迅速出動 (出動準備を含む。)	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備及び長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動※2	出動準備及び長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動※2
III-ア	震央が海域	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備
	震央が陸域	出動準備及び長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動※2	出動準備	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	出動準備	出動準備	出動準備及び長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動※2	出動準備及び長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動※2
III-イ	大津波警報が発せられた都道府県に対する措置	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備
	噴火警報(居住区域)が発せられた都道府県に対する措置	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備
IV		出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備 (統括指揮支援隊輸送航空小隊及び情報収集航空小隊に限る。)

※1 地震の震央が海域の場合は、「震央管轄都道府県」を「最大震度都道府県」に読み替える。

※2 災害の状況を踏まえ、出動準備をしている隊の中から必要な隊を出動させる。

別表A-2 (複数の都道府県において震度6弱(政令市等については震度5強)以上の地震等が発生した場合の出動準備及び迅速出動)

下表の区分に応じ、災害発生都道府県に対応する隊が、出動準備(第5条関係)及び迅速出動(第31条関係)の措置を講ずるものとする。なお、基本計画第4章4に基づき定められたアクションプランを適用する場合は、本別表を適用せず、当該アクションプランに基づき措置を講ずるものとする。

区分	指揮支援部隊		都道府県大隊及び統合機動部隊				航空小隊	
	統括指揮支援隊	指揮支援隊	第1次出動都道府県大隊		出動準備都道府県大隊		第1次出動航空小隊	出動準備航空小隊
			統合機動部隊	都道府県大隊	統合機動部隊	都道府県大隊		
	別表Bにより対応する指定順位第1位の隊	別表Bにより対応する全隊	基本計画別表第2により対応する都道府県				別表Cにより対応する全隊	別表Dにより対応する全隊
I	震央が海域	出動準備						
最大震度7の地震の震央管轄都道府県※1に対する措置	震央が陸域	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	出動準備及び長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動※2
II	震央が海域	出動準備						
最大震度6強(東京都特別区は6弱)の地震の震央管轄都道府県※1に対する措置	震央が陸域	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	出動準備及び長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動※2
III-A	震央が海域	出動準備						
最大震度6弱(東京都特別区は5強、政令市は5強又は6弱)の地震の震央管轄都道府県※1に対する措置	震央が陸域	出動準備及び長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動※2						
III-I	大津波警報が発せられた都道府県に対する措置	出動準備						

※1 地震の震央が海域の場合は、「震央管轄都道府県」を「最大震度都道府県」に読み替える。

※2 災害の状況を踏まえ、出動準備をしている隊の中から必要な隊を出動させる。

別表B (統括指揮支援隊及び指揮支援隊)

(第10条関係)

災害発生 都道府県	統括指揮支援隊の属する消防本部		指揮支援隊の属する消防本部				
	統括指揮支援隊 指定順位第1位	統括指揮支援隊 指定順位第2位					
北海道	札幌市消防局	仙台市消防局	札幌市消防局	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	新潟市消防局
青森県	仙台市消防局	札幌市消防局	札幌市消防局	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	新潟市消防局
岩手県	仙台市消防局	札幌市消防局	札幌市消防局	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	新潟市消防局
宮城県	仙台市消防局	東京消防庁	仙台市消防局	さいたま市消防局	千葉市消防局	東京消防庁	新潟市消防局
秋田県	仙台市消防局	札幌市消防局	札幌市消防局	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	新潟市消防局
山形県	仙台市消防局	東京消防庁	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	川崎市消防局	新潟市消防局
福島県	仙台市消防局	東京消防庁	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	川崎市消防局	新潟市消防局
茨城県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	千葉市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局
栃木県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局	相模原市消防局
群馬県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局	相模原市消防局
埼玉県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	千葉市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局
千葉県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	千葉市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局
東京都	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	千葉市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局
神奈川県	横浜市消防局	東京消防庁	さいたま市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局	相模原市消防局
新潟県	仙台市消防局	東京消防庁	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	川崎市消防局	新潟市消防局
富山県	名古屋市消防局	京都市消防局	新潟市消防局	浜松市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局
石川県	名古屋市消防局	京都市消防局	新潟市消防局	浜松市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局
福井県	京都市消防局	名古屋市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
山梨県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	相模原市消防局	静岡市消防局
長野県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	新潟市消防局	静岡市消防局
岐阜県	名古屋市消防局	京都市消防局	浜松市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局
静岡県	横浜市消防局	名古屋市消防局	横浜市消防局	相模原市消防局	静岡市消防局	浜松市消防局	名古屋市消防局
愛知県	名古屋市消防局	京都市消防局	静岡市消防局	浜松市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局
三重県	名古屋市消防局	京都市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
滋賀県	京都市消防局	大阪市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
京都府	京都市消防局	大阪市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
大阪府	大阪市消防局	京都市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
兵庫県	大阪市消防局	京都市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局
奈良県	京都市消防局	大阪市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
和歌山県	大阪市消防局	京都市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
鳥取県	大阪市消防局	京都市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局
島根県	広島市消防局	大阪市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	北九州市消防局
岡山県	広島市消防局	大阪市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局
広島県	広島市消防局	福岡市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局
山口県	広島市消防局	福岡市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
徳島県	大阪市消防局	京都市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局
香川県	広島市消防局	大阪市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局
愛媛県	広島市消防局	福岡市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局
高知県	広島市消防局	大阪市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局
福岡県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
佐賀県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
長崎県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
熊本県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
大分県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
宮崎県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
鹿児島県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
沖縄県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局

※統括指揮支援隊指定順位第1位及び第2位の消防本部について、統括指揮支援隊として出動しない場合は、指揮支援隊として出動する。

別表C(第一次出動航空小隊)

(第11条関係)

災害発生 都道府県	第一次出動航空小隊										
	統括指揮支援隊 輸送航空小隊	情報収集航空小隊		救助・救急・輸送航空小隊等							
北海道		青森県	宮城県	岩手県	仙台市	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	新潟県
青森県	仙台市	岩手県	宮城県	北海道	札幌市	秋田県	山形県	福島県	栃木県	新潟県	
岩手県	仙台市	青森県	宮城県	北海道	札幌市	秋田県	山形県	福島県	栃木県	新潟県	
宮城県		岩手県	山形県	青森県	秋田県	福島県	茨城県	栃木県	埼玉県	千葉県	新潟県
秋田県	仙台市	岩手県	宮城県	北海道	札幌市	青森県	山形県	福島県	栃木県	新潟県	
山形県	仙台市	岩手県	宮城県	青森県	秋田県	福島県	栃木県	茨城県	埼玉県	新潟県	
福島県	仙台市	宮城県	栃木県	岩手県	山形県	茨城県	埼玉県	東京	川崎市	新潟県	
茨城県	東京	栃木県	埼玉県	宮城県	福島県	千葉県	横浜市	川崎市	山梨県	静岡県	
栃木県	東京	茨城県	埼玉県	宮城県	福島県	千葉県	横浜市	川崎市	山梨県	静岡県	
群馬県	東京	栃木県	埼玉県	茨城県	千葉県	横浜市	川崎市	新潟県	山梨県	長野県	
埼玉県	東京	茨城県	栃木県	福島県	千葉県	横浜市	川崎市	山梨県	長野県	静岡市	
千葉県	東京	茨城県	埼玉県	栃木県	横浜市	川崎市	山梨県	長野県	静岡県	静岡市	
東京都		埼玉県	山梨県	茨城県	栃木県	千葉県	横浜市	川崎市	長野県	静岡県	静岡市
神奈川県		埼玉県	山梨県	茨城県	栃木県	千葉県	東京	長野県	静岡県	静岡市	名古屋市
新潟県	仙台市	埼玉県	富山県	宮城県	山形県	福島県	栃木県	東京	横浜市	長野県	
富山県	名古屋市	埼玉県	新潟県	東京	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	京都市	
石川県	名古屋市	埼玉県	富山県	福井県	長野県	岐阜県	浜松市	愛知県	滋賀県	京都市	
福井県	京都市	富山県	滋賀県	石川県	岐阜県	愛知県	名古屋市	三重県	大阪市	神戸市	
山梨県	東京	埼玉県	静岡県	栃木県	横浜市	川崎市	長野県	岐阜県	静岡市	浜松市	
長野県	東京	埼玉県	山梨県	横浜市	新潟県	富山県	岐阜県	静岡市	浜松市	名古屋市	
岐阜県	名古屋市	愛知県	京都市	富山県	石川県	福井県	長野県	浜松市	三重県	滋賀県	
静岡県	横浜市	埼玉県	山梨県	千葉県	東京	川崎市	長野県	岐阜県	愛知県	名古屋市	
愛知県		滋賀県	京都市	富山県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	静岡市	浜松市	三重県
三重県	名古屋市	愛知県	京都市	滋賀県	福井県	岐阜県	大阪市	神戸市	奈良県	和歌山県	
滋賀県	京都市	愛知県	兵庫県	福井県	岐阜県	名古屋市	三重県	大阪市	神戸市	奈良県	
京都府		滋賀県	兵庫県	福井県	愛知県	名古屋市	三重県	大阪市	神戸市	奈良県	鳥取県
大阪府		京都市	兵庫県	愛知県	名古屋市	三重県	滋賀県	神戸市	奈良県	和歌山県	徳島県
兵庫県	大阪市	京都市	岡山市	三重県	滋賀県	奈良県	和歌山県	鳥取県	岡山市	徳島県	
奈良県	京都市	滋賀県	和歌山県	愛知県	名古屋市	三重県	大阪市	兵庫県	神戸市	徳島県	
和歌山県	大阪市	徳島県	高知県	三重県	滋賀県	京都市	兵庫県	神戸市	奈良県	岡山市	
鳥取県	大阪市	京都市	島根県	兵庫県	神戸市	岡山市	岡山市	広島県	広島市	香川県	
島根県	広島市	京都市	鳥取県	兵庫県	神戸市	岡山市	岡山市	広島県	山口県	愛媛県	
岡山市	広島市	京都市	広島県	兵庫県	神戸市	鳥取県	島根県	徳島県	香川県	愛媛県	
広島県		岡山市	高知県	鳥取県	島根県	岡山市	山口県	香川県	愛媛県	福岡市	北九州市
山口県	広島市	愛媛県	高知県	島根県	岡山市	岡山市	広島県	福岡市	北九州市	大分県	
徳島県	大阪市	愛媛県	高知県	兵庫県	神戸市	和歌山県	岡山市	岡山市	広島市	香川県	
香川県	広島市	徳島県	高知県	大阪市	兵庫県	神戸市	岡山市	岡山市	広島県	愛媛県	
愛媛県	広島市	広島県	高知県	岡山市	岡山市	山口県	徳島県	香川県	北九州市	大分県	
高知県	広島市	徳島県	愛媛県	兵庫県	神戸市	岡山市	岡山市	広島県	山口県	香川県	
福岡県		高知県	大分県	岡山市	広島市	山口県	愛媛県	佐賀県	長崎県	熊本県	宮崎県
佐賀県	福岡市	高知県	長崎県	広島市	山口県	愛媛県	北九州市	熊本県	大分県	宮崎県	
長崎県	福岡市	高知県	大分県	広島市	山口県	北九州市	佐賀県	熊本県	宮崎県	鹿児島県	
熊本県	福岡市	高知県	大分県	広島市	山口県	北九州市	佐賀県	長崎県	宮崎県	鹿児島県	
大分県	福岡市	愛媛県	高知県	広島市	山口県	北九州市	佐賀県	長崎県	熊本県	宮崎県	
宮崎県	福岡市	高知県	鹿児島県	広島市	愛媛県	北九州市	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	
鹿児島県	福岡市	高知県	宮崎県	広島市	愛媛県	北九州市	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	
沖縄県	福岡市	高知県	鹿児島県	愛媛県	北九州市	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	

※ 東京:東京消防庁を示す。

※ 消防庁へリを使用している航空隊:宮城県、東京、埼玉県、京都市、高知県

注1 網掛けについては、統括指揮支援隊輸送航空小隊又は指揮支援隊輸送航空小隊を示す。

別表D(出動準備航空小隊)

(第11条関係)

災害発生都道府県	出動準備航空小隊											
	埼玉県	千葉県	東京都	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡県	浜松市
北海道	埼玉県	千葉県	東京都	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡県	浜松市
青森県	茨城県	埼玉県	千葉県	東京都	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡県
岩手県	茨城県	埼玉県	千葉県	東京都	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡県
宮城県	北海道	札幌市	東京都	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡県	浜松市
秋田県	茨城県	埼玉県	千葉県	東京都	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡県
山形県	北海道	札幌市	千葉県	東京都	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡県
福島県	札幌市	青森県	秋田県	千葉県	横浜市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡県	浜松市
茨城県	仙台市	山形県	新潟県	富山県	石川県	長野県	岐阜県	静岡県	浜松市	愛知県	名古屋市	大阪市
栃木県	仙台市	山形県	新潟県	富山県	石川県	長野県	岐阜県	静岡県	浜松市	愛知県	名古屋市	大阪市
群馬県	宮城県	仙台市	山形県	福島県	富山県	岐阜県	静岡県	静岡県	浜松市	愛知県	名古屋市	大阪市
埼玉県	宮城県	仙台市	山形県	新潟県	富山県	石川県	岐阜県	静岡県	浜松市	愛知県	名古屋市	大阪市
千葉県	宮城県	仙台市	山形県	福島県	新潟県	岐阜県	浜松市	愛知県	名古屋市	三重県	滋賀県	大阪市
東京都	宮城県	仙台市	山形県	福島県	新潟県	富山県	岐阜県	浜松市	愛知県	名古屋市	三重県	大阪市
神奈川県	宮城県	仙台市	福島県	新潟県	富山県	福井県	岐阜県	浜松市	愛知県	三重県	滋賀県	大阪市
新潟県	札幌市	秋田県	茨城県	千葉県	川崎市	石川県	福井県	山梨県	岐阜県	静岡県	静岡県	浜松市
富山県	千葉県	横浜市	川崎市	静岡県	静岡県	浜松市	愛知県	三重県	滋賀県	大阪市	兵庫県	神戸市
石川県	東京都	新潟県	山梨県	静岡県	静岡県	三重県	大阪市	兵庫県	神戸市	奈良県	和歌山県	鳥取県
福井県	埼玉県	東京都	新潟県	山梨県	長野県	静岡県	静岡県	浜松市	兵庫県	奈良県	鳥取県	岡山市
山梨県	福島県	茨城県	千葉県	新潟県	富山県	石川県	福井県	愛知県	名古屋市	三重県	京都市	大阪市
長野県	茨城県	栃木県	千葉県	川崎市	石川県	福井県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都市	大阪市
岐阜県	埼玉県	東京都	横浜市	川崎市	山梨県	静岡県	静岡県	大阪市	兵庫県	神戸市	奈良県	和歌山県
静岡県	茨城県	栃木県	新潟県	富山県	石川県	福井県	三重県	滋賀県	京都市	大阪市	神戸市	奈良県
愛知県	埼玉県	千葉県	東京都	横浜市	川崎市	石川県	福井県	大阪市	兵庫県	神戸市	奈良県	和歌山県
三重県	埼玉県	東京都	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡県	浜松市	兵庫県	岡山市	徳島県
滋賀県	埼玉県	東京都	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡県	浜松市	和歌山県	鳥取県	徳島県
京都府	東京都	石川県	岐阜県	静岡県	静岡県	浜松市	和歌山県	岡山県	岡山市	徳島県	香川県	高知県
大阪府	東京都	石川県	福井県	岐阜県	静岡県	静岡県	浜松市	鳥取県	岡山県	岡山市	香川県	高知県
兵庫県	東京都	石川県	福井県	岐阜県	浜松市	愛知県	名古屋市	鳥取県	広島県	広島市	香川県	高知県
奈良県	東京都	石川県	福井県	岐阜県	静岡県	静岡県	浜松市	鳥取県	岡山県	岡山市	香川県	高知県
和歌山県	東京都	石川県	福井県	岐阜県	静岡県	静岡県	浜松市	愛知県	名古屋市	鳥取県	岡山県	香川県
鳥取県	東京都	福井県	名古屋市	滋賀県	奈良県	山口県	徳島県	愛媛県	高知県	福岡市	北九州市	佐賀県
島根県	東京都	三重県	大阪市	奈良県	徳島県	香川県	高知県	福岡市	北九州市	佐賀県	熊本県	大分県
岡山県	東京都	名古屋市	三重県	滋賀県	大阪市	奈良県	和歌山県	山口県	高知県	福岡市	北九州市	熊本県
広島県	東京都	滋賀県	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	奈良県	和歌山県	徳島県	長崎県	熊本県	大分県
山口県	東京都	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	徳島県	香川県	長崎県	熊本県	宮崎県	鹿児島県
徳島県	東京都	名古屋市	三重県	滋賀県	京都市	奈良県	鳥取県	島根県	広島県	福岡市	北九州市	佐賀県
香川県	東京都	名古屋市	三重県	滋賀県	京都市	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	福岡市	北九州市	佐賀県
愛媛県	東京都	滋賀県	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	和歌山県	鳥取県	島根県	福岡市	熊本県	宮崎県
高知県	東京都	滋賀県	京都市	大阪市	和歌山県	鳥取県	島根県	福岡市	北九州市	大分県	熊本県	宮崎県
福岡県	東京都	滋賀県	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	島根県	岡山県	徳島県	香川県	鹿児島県
佐賀県	東京都	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	島根県	岡山県	岡山市	広島県	香川県	鹿児島県
長崎県	東京都	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	島根県	岡山県	岡山市	徳島県	香川県	愛媛県
熊本県	東京都	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	島根県	岡山県	岡山市	徳島県	香川県	愛媛県
大分県	東京都	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	島根県	岡山県	岡山市	徳島県	香川県	鹿児島県
宮崎県	東京都	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	和歌山県	島根県	岡山県	岡山市	広島県	徳島県	香川県
鹿児島県	東京都	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	和歌山県	島根県	岡山県	岡山市	広島県	徳島県	香川県
沖縄県	東京都	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	島根県	岡山県	岡山市	広島県	広島市	徳島県	香川県

※ 東京:東京消防庁を示す。

※ 消防庁ヘリを使用している航空隊:宮城県、東京、埼玉県、京都市、高知県

注1 網掛けについては、統括指揮支援隊輸送航空小隊又は指揮支援隊輸送航空小隊を示す。

資料
2

兵庫県緊急消防援助隊受援計画

令和2年5月変更

兵 庫 県

目 次

第1章	総 則	123
第2章	応援等の要請	123
第3章	消防応援活動調整本部	126
第4章	部隊配置及び指揮体制	127
第5章	応援部隊の進出拠点及び到達ルート	128
第6章	部隊移動	128
第7章	情報連絡体制、指示及び情報提供	129
第8章	通信運用体制	130
第9章	宿営場所	130
第10章	補給体制	131
第11章	応援等の引揚げの決定	131
第12章	受援体制の事前整備等	131

別図1	緊急消防援助隊応援要請系統図
別図2-1	緊急消防援助隊指揮体制図（被災地が一つの場合）
別図2-2	緊急消防援助隊指揮体制図（被災地が複数の場合）
要請要綱別記様式1-1	緊急消防援助隊の応援等要請（県知事→消防庁長官）
要請要綱別記様式1-2	応援等要請のための連絡事項（市町長→県知事）
要請要綱別記様式4-1	緊急消防援助隊の引揚げ決定通知
要請要綱別記様式6-1	部隊移動に関する意見（照会）
要請要綱別記様式6-2	部隊移動に関する意見（回答）
要請要綱別記様式6-4	緊急消防援助隊の部隊移動通知（消防庁長官→行動市町長等）
要請要綱別記様式6-5	緊急消防援助隊の部隊移動通知（消防庁長官→県知事（市町長））
要請要綱別記様式6-6	緊急消防援助隊の部隊移動の指示
要請要綱別記様式6-7	緊急消防援助隊の部隊移動通知（県知事→被災地市町長等）
要請要綱別記様式6-8	緊急消防援助隊の部隊移動通知（県知事→消防庁長官）

別表 1	用語の定義
別表 2	地域別消防本部及び管轄市町一覧
別表 3-1	災害対策本部連絡先
別表 3-2	消防本部連絡先
別表 4	関係機関及び連絡窓口
別表 5	地上部隊進出拠点一覧
別表 6	県内消防機関の署活動用無線機使用周波数等一覧
別表 7	宿営可能場所
別表 8	燃料補給可能事業所（地上部隊）
別表 9	補給物資調達可能事業所
別表 10	広域防災拠点備蓄物資のブロック拠点別配置数量
別表 11	スピンドルドライバー（消火栓金具）口径・形状

兵庫県緊急消防援助隊受援計画

第1章 総則

(目的)

第1 この計画は、兵庫県内で地震水火災等の大規模災害又は特殊災害が発生し、兵庫県内の消防部隊だけでは対応が困難となり、もしくは困難であることが予測される場合に、緊急消防援助隊の応援を受けるに際して、同隊の効果的な活動及び運用ができる体制の確保を図るため、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成31年消防広第35号。以下「要請要綱」という。）第39条に基づき必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2 この計画において、用語の定義は、次に定めるところによる。

1 代表消防機関

神戸市消防局がこの任にあたるものとする。

ただし、神戸市消防局が被災地消防本部となった場合は、必要に応じて姫路市消防局、西宮市消防局又は明石市消防局が代表消防機関代行として代表消防機関の任務を代行するものとする。（以下「代表消防機関代行」という。）

なお、代行の担当順位は原則として次のとおりとする。

- ① 姫路市消防局
- ② 西宮市消防局
- ③ 明石市消防局

2 前項までに定めるもののほか、用語については別表1のとおりとする。

第2章 応援等の要請

(市町長による兵庫県知事への応援等の要請のための連絡（別図1参照）)

第3 被災地市町長等は、大規模災害又は特殊災害が発生し、大規模な消防の応援等が必要であると判断したときは、要請要綱第4条第1項の規定に従い、兵庫県知事に応援等が必要である旨を直ちに電話（災害時優先通信、地域衛星通信ネットワーク、衛星携帯電話その他災害時に有効な通信を行える手段を含む。以下同じ。）により連絡し、下記(1)に掲げる事項が明らかになり次第電話連絡する。詳細な災害の状況及び応援等に必要の隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、「応援等要請のための連絡事項（要請要綱別記様式1-2）」により、速やかに兵庫県知事にファクシミリ（これと併せて電子メールによっても可能とする。以下同じ。）で送信するものとする。

(1) 明らかになり次第電話連絡する情報

- (ア) 災害の概況
- (イ) 出動を希望する区域及び活動内容
- (ウ) その他参考となるべき事項

(2) 書面により連絡する情報

- (ア) 災害発生日時
- (イ) 災害発生場所
- (ウ) 出動を希望する区域及び活動内容
- (エ) 災害の状況（推定・予測）
- (オ) 応援等連絡日時及び連絡責任者
- (カ) 必要な応援隊種別
- (キ) その他の参考事項・添付書類

（気温、積雪などの気象情報、それによるチェーン装着、防寒着等の装備の必要性）

(3) 追加的に連絡を要する情報

- (ア) 応援隊の隊数・資機材
- (イ) 応援の内容
- (ウ) 緊急消防援助隊の進出拠点及び到達ルート
- (エ) 現地指揮本部の連絡先
- (オ) その他の参考事項

- 2 被災地市町長等は前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び災害の状況を総務省消防庁長官（以下、「総務省消防庁」は「消防庁」、「総務省消防庁長官」は「長官」という。）に直ちに電話により連絡することができるものとする。
- 3 被災地市町長等は、兵庫県知事に第1項の連絡ができない場合、その旨を長官に直ちに電話により連絡することができるものとし、第1項第1号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、要請要綱別記様式1-2により、速やかに長官にファクシミリにより行うものとする。
- 4 被災地市町長等は被災地及びその周辺地域に石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、前3項の連絡に併せて報告するよう努めるものとする。

（県知事による長官への応援等の要請（別図1参照））

第4 被災地市町長等からの要請による応援等の要請

兵庫県知事は、被災地市町長等から緊急消防援助隊の応援等の要請を受けた場合は、県内の被災状況を勘案の上、長官に対し応援等の要請を行うものとする。

併せて兵庫県知事は、代表消防機関の長に緊急消防援助隊の応援要請を長官に行った旨を連絡し、必要な情報を伝達するものとする。

2 兵庫県知事の判断による応援等の要請

- (1) 兵庫県知事は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び県内の消防力を考慮して緊急消防援助隊の応援が必要な非常事態であると判断し、被災地市町長等の要請を待ついとまがないと認めるときは、代表消防機関の長と協議し、長官に対して応援等の要請を行うものとする。この場合において、兵庫県知事は、当該被災地市町長等に対し、速やかに応援等の要請を行った旨を連絡するものとする。

- (2) 兵庫県知事は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に把握できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、前号と同様に長官に緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。
- 3 前2項の要請は電話により直ちに行うものとし、下記に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要の隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階で、ファクシミリにより速やかに行うものとする(要請要綱別記様式1-1、第1項の場合は要請要綱別記様式1-2及び必要書類等添付)。
- ア 災害の概況
 - イ 出動を希望する区域及び活動内容
 - ウ その他参考となるべき事項
- 4 第3第4項の規定は、第4第1項及び第2項の要請に準用する。
- 5 長官から応援を決定した旨の通知を受けた場合は、兵庫県知事は被災地市町長等及び代表消防機関の長に速やかにその旨を連絡するものとする。

(受援体制の確立)

- 第5 緊急消防援助隊の応援を受けることが決定した場合、兵庫県は、直ちに次章に定める消防応援活動調整本部を設置し、受援体制を整えるものとする。
- 2 神戸市消防局が被災地消防本部となり、代表消防機関の任に耐えられない場合には、速やかに姫路市消防長、西宮市消防長又は明石市消防長に代行を依頼するものとする。
- ただし、兵庫県知事はその時間的猶予がないと判断した場合は、消防組織法(以下「法」という。)第43条により、姫路市消防長、西宮市消防長又は明石市消防長に代表消防機関の代行を指示することができるものとする。
- 3 災害により同一地域内の地域別代表消防本部、地域別代表代行消防本部全てが被災地消防本部となり、本計画に定める任を果たせないと、上記の当該本部の消防長又は代表消防機関の長が判断した場合は、すみやかに近隣の地域別代表消防本部又は代行消防本部の長にその代行を依頼するものとする。

(応援等の要請及び連絡時の主な連絡先)

- 第6 兵庫県災害対策本部、県下各市町災害対策本部及び県下各消防本部の連絡先は、別表3-1及び3-2のとおりとする。
- 2 関係機関及び連絡窓口は、別表4のとおりとする。
- 3 連絡方法については、被災、回線の集中等により公衆回線網・専用線が使用できない場合には、兵庫衛星通信ネットワークの衛星電話及び衛星FAXを使用して関係機関との通信を確保するものとする。

(兵庫県広域消防相互応援協定による応援要請)

- 第7 被災地市町長等は、大規模災害又は特殊災害が発生し、大規模な消防の応援等が必要であると判断したときは、兵庫県広域消防相互応援協定に基づく応援要請を行うものとする。

第3章 消防応援活動調整本部

(消防応援活動調整本部)

第8 消防応援活動調整本部(以下「調整本部」という。)の運営は次のとおりとする。

(1) 兵庫県知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、被災地が2以上ある場合において法第44条の規定に基づき緊急消防援助隊が出動した場合は、直ちに法第44条の2の規定に基づき、調整本部を、下記(2)(3)に掲げる者で構成し、原則として兵庫県災害対策センターに設置するものとする。

また、被災地が1市町であっても、兵庫県知事が必要と認める場合には、同様の組織を設置するものとする。

(2) 本部長は兵庫県知事とし、副本部長は兵庫県防災監及び兵庫県に出動した指揮支援部隊長(大阪市消防局職員又は京都市消防局職員)とする。

(3) 調整本部本部員については、次のとおりとする。

- ア 兵庫県職員(防災監、消防課長、消防課職員及び県消防防災航空隊職員)
- イ 代表消防機関派遣職員(神戸市消防局職員)
- ウ 被災地派遣職員(当該市町を管轄する消防本部の職員)
- エ その他調整本部長が必要と認める者

調整本部設置場所	連絡先
神戸市中央区下山手通 5-10-1 兵庫県災害対策センター	NTT 電話 078-362-9900 078-362-9898
	消防防災無線 28-80
	NTT ファックス 078-362-9911
	衛星無線電話 028-151-5360(5345、5346、5361)
	衛星無線ファックス 028-151-6380

被災状況により調整本部に参集できない場合は、電話等により、調整本部と連絡を取り合うなど適宜対応するものとする。

2 調整本部は、兵庫県災害対策本部及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次の事務をつかさどるものとする。

- (1) 被害状況、兵庫県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
- (2) 被災地消防本部、消防団、県下広域応援部隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊の県内での部隊移動に関すること。
- (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡に関すること。
- (5) 県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。
- (6) 兵庫県災害対策本部に設置される航空運用調整チームとの連絡調整に関すること。
- (7) 兵庫県災害対策本部に設置される災害医療本部との連絡調整に関すること。
- (8) その他必要な事項に関すること。

3 調整本部長は、法第44条の2第8項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議に出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対してその旨を連絡するものと

する。

- 4 調整本部は、「兵庫県消防応援活動調整本部」と呼称する。
- 5 兵庫県知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所及びその構成員を速やかに長官に報告するものとする。
- 6 調整本部は、消防庁と調整の上、指揮支援部隊長を受け入れるヘリコプター離着陸場や当該離着陸場から調整本部までの移動手段の確保等を行うものとする。
- 7 調整本部県職員は、緊急消防援助隊出動の決定がされた場合、速やかに調整本部を設置し、関係災害対策本部との情報連絡に努めるとともに、調整本部設置の旨を関係市町及び消防本部に周知するものとする。
- 8 兵庫県知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い、調整本部を廃止した場合には、その旨を長官に連絡するものとする。

第4章 部隊配置及び指揮体制

(部隊の配置)

- 第9 被災地市町が複数にわたる場合、進出拠点から被災地市町への部隊配置については、調整本部が決定するとともに、適宜必要な指示を行うものとする。
 - 2 被災地市町内での部隊配置については、被害状況と被災地消防本部の意見を考慮したうえで、指揮支援本部長が決定するものとする。

(緊急消防援助隊の指揮体系)

- 第10 緊急消防援助隊の編成及び隊の長は、緊急消防援助隊の運用に関する要綱（平成31年消防広第35号。以下「運用要綱」という。）によるものとし、指揮体制は別図2-1及び2-2のとおりである。
 - 2 指揮支援部隊長は、調整本部の副本部長として、被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支援部隊を統括し、兵庫県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
 - 3 指揮支援隊長は、指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
 - 4 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。
 - 5 統合機動部隊長は、都道府県大隊が被災地に到着するまでの間、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。
 - 6 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
 - 7 NBC災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該NBC災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
 - 8 土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。

(県下広域応援部隊の指揮体系)

第 11 県下広域応援部隊の各部隊の指揮系統は兵庫県広域消防相互応援協定に基づくこととする。

第 5 章 応援部隊の進出拠点及び到達ルート

(地上部隊の進出拠点)

第 12 緊急消防援助隊地上部隊の進出拠点候補地は別表 5 のとおりとする。

- 2 進出拠点は調整本部と協議のうえ消防庁が決定し、進出拠点候補地を管轄する消防本部、進出拠点候補地に近い消防本部又は兵庫県職員が、進出拠点候補地の現地整理を行うとともに、調整本部の指示事項を伝達するものとする。
- 3 進出拠点は原則として兵庫県広域防災センターとする。なお、災害の状況に応じ、被災地域周辺で大きな被害を受けていない地域から選択するものとする。
また、被災地が複数に及ぶ場合は、配置地域は消防庁が調整本部と調整のうえ決定し、進出拠点から部隊を被災地へ向かわせるものとする。
- 4 緊急交通路の確保及び決定は災害対策基本法第 76 条に基づき兵庫県警察本部が行うものであるが、兵庫県災害対策本部は、緊急交通路に関する情報を踏まえ、緊急消防援助隊が通行可能な経路を調整本部に連絡し、調整本部は消防庁に連絡するものとする。

第 6 章 部隊移動

(兵庫県知事の指示による部隊移動 (県内移動))

第 13 兵庫県知事が、緊急消防援助隊が行動している被災地以外の県内被災地への消防応援等に関して、部隊移動の指示ができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 地理的要因により新たな緊急消防援助隊の投入には時間を要し、人命救助のためいとまがない場合
 - (2) 市街地が連たんした複数市町が被災する等市町境界をまたぎ、多数の災害が発生している場合
 - (3) 緊急消防援助隊が不足し、新たな緊急消防援助隊の投入が不可能な場合
- 2 部隊移動は、大隊又は部隊単位を原則とする。ただし、航空小隊、水上小隊、特別の資機材を有している中隊の部隊移動を行う場合等、被害状況を考慮し特別の事情がある場合は、この限りではない。
- 3 兵庫県知事の指示による部隊移動の手続きは、次のとおりとする。
- (1) 兵庫県知事は部隊の移動先に関する被害の状況及び規模並びに部隊移動による応援実施の必要性を明示して、調整本部に部隊移動に関する意見を求めるものとする。
 - (2) 調整本部は、緊急消防援助隊が行動している被災地市町長等の意見を把握するとともに、県内全体の被害状況や県下広域応援部隊及び緊急消防援助隊の活動状況等を総合的に勘案して、兵庫県知事に部隊移動の可否に関する意見を回答するものとする。
 - (3) 兵庫県知事は、調整本部の意見を踏まえ、指揮支援本部長を経由して部隊移動の指示を行うものとする。(要請要綱別記様式 6-6)

- (4) 兵庫県知事は、部隊移動の指示を行った場合は、部隊移動先の市町長に対して、速やかにその旨を通知するものとする。(要請要綱別記様式 6-7)
- (5) 兵庫県知事は部隊移動の指示をした場合は、速やかにその旨長官に通知するものとする。(要請要綱別記様式 6-8)
- (6) 調整本部は、部隊移動の指示の内容を適切に記録しておくものとする。
- (7) 調整本部は、部隊移動を行う場合は、兵庫県災害対策本部に対し、移動先、部隊数、移動経路等を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

(長官の求め又は指示による部隊移動 (県外移動))

第 14 長官の求め又は指示による部隊移動について、兵庫県知事が意見を求められた場合の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 兵庫県知事は緊急消防援助隊が行動している被災地市町長等に、部隊移動に関する意見を求めるものとする。(要請要綱別記様式 6-1)
- (2) 前号により意見を求められた緊急消防援助隊が行動している被災地市町長等は、長官に対する部隊移動に関する意見を兵庫県知事に報告するものとする。(要請要綱別記様式 6-2)
- (3) 兵庫県知事は、県内全体の被害状況や県下広域応援部隊及び緊急消防援助隊の活動状況等を総合的に勘案して、調整本部と調整したうえで、緊急消防援助隊が行動している県内の被災地市町長等の意見を付して、長官に部隊移動に関する意見を回答するものとする。(要請要綱別記様式 6-2)
- (4) 兵庫県知事は、長官の求め又は指示による部隊移動に関して、長官から通知(要請要綱別記様式 6-3)を受けた場合は、緊急消防援助隊が行動している被災地市町長等にその旨を通知するものとする。(要請要綱別記様式 6-4)
- (5) 兵庫県知事は、長官の求め又は指示による県外からの部隊移動に関して、長官から通知を受けた場合は、部隊移動先の被災地市町長等にその旨を通知するものとする。
(要請要綱別記様式 6-5)

第 7 章 情報連絡体制、指示及び情報提供

(指揮支援隊等への連絡・指示)

第 15 被災地消防本部は、被災地に到着した都道府県大隊長、指揮支援隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長に対し、次に掲げる事項について連絡し、併せて被災地市町における活動方指針について指示を行うものとする。ただし、必要な場合は被災地消防本部の委任を受け、代表消防機関又は地域別代表消防本部派遣職員がこれを代行するものとする。

- (1) 現地指揮本部の設置場所、連絡方法、役割分担に係る事項
- (2) 現在の被害状況
- (3) 関係機関の対応状況
- (4) 安全管理に関する体制
- (5) 使用無線系統
- (6) 地理及び水利の状況

- (7) 燃料補給場所
- (8) その他応援活動に関する必要な事項

(来援途上の緊急消防援助隊との相互連絡)

第 16 来援途上の緊急消防援助隊と調整本部との連絡は、原則として消防庁を通じて行い、進出拠点到着後は、直接連絡を取るものとする。

第 8 章 通信運用体制

(通信運用体制)

第 17 被災地における無線運用及び緊急消防援助隊の無線は、運用要綱第 32 条に定めるところにより運用するものとする。

- (1) 指揮本部、調整本部、指揮支援本部及び都道府県大隊本部相互間は統制波 1 を使用するものとする。
- (2) 被災地市町が複数にわたる等のため、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、指揮支援部隊長は、統制波 2 及び統制波 3 のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定するものとする。
- (3) 主運用波は、兵庫県広域消防相互応援覚書第 13 条又は第 29 条に基づく応援隊調整本部と県下広域応援部隊及び被災地消防本部の相互連絡に使用するものとする。
- (4) 他都道府県主運用波【管制局 都道府県大隊長の属する現地指揮所】は、各都道府県大隊の内部での部隊間の相互連絡に使用するものとする。
- (5) 署活動系無線機は、応援都道府県大隊等に属する小隊の隊員相互での使用を原則とし、チャンネルは別表 6 を参照し、受援消防機関が使用しているチャンネル以外のチャンネルを使用するものとする。
- (6) その他の事象については、派遣元消防本部等において使用する周波数等を決定するものとする。
なお、周波数の決定に当たっては、関係法令を遵守するものとする。

第 9 章 宿営場所

(宿営場所)

- 第 18 調整本部は、応援部隊の規模等を加味して、宿営可能場所（別表 7）から宿営場所の候補を選択するものとする。
- 2 調整本部は、宿営場所の候補を選択するにあたり、被災地消防本部、当該宿営場所を管轄する消防本部及び宿営場所の施設管理者と調整し、消防庁と協議して決定するものとする。
 - 3 消防庁において決定された宿営場所を管轄する消防本部（災害対策本部）または被災地消防本部は、当該宿営場所を開放するものとする。
 - 4 応援部隊の宿営場所の割振りは、調整本部が決定する。

第10章 補給体制

(燃料の補給体制)

第19 地上部隊の消防車両等の燃料補給可能事業所は別表8のとおりとする。

2 兵庫県は、水上小隊への燃料補給を円滑に行うため、船艇への燃料補給計画を策定するものとする。

(食料等の補給可能事業所)

第20 緊急消防援助隊として出動した都道府県隊が、兵庫県内において食料等を補給する場合の補給可能事業所は、別表9のとおりとする。また、調整本部は、食料及び医薬品等の調達が必要と判断した場合は兵庫県災害対策本部を通じて、災害時における物資調達に関する協定に基づき関係機関及び関西広域連合等に要請するものとする。

(広域防災拠点備蓄物資等の使用)

第21 調整本部は、兵庫県災害対策本部に兵庫県の広域防災拠点の備蓄資材等の使用を申し出ることにより、緊急消防援助隊に対し、その救援物資等(別表10)を使用させることができるものとする。

(重機派遣要請)

第22 調整本部は重機保有団体の協力が必要と判断した場合、兵庫県災害対策本部と協議し、災害時における応急対策業務に関する協定書に基づき兵庫県を通じて重機の派遣を要請するものとする。

第11章 応援等の引揚げの決定

(活動終了に関する連絡)

第23 被災地市町長等は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を総合的に勘案し、当該市町の区域内における緊急消防援助隊の活動終了を判断し、兵庫県知事に直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

(引揚げの決定)

第24 第24の連絡を受けた兵庫県知事は、政府現地対策本部等と調整の上、緊急消防援助隊の引揚げを決定するものとする。この場合において、長官、被災地市町長等及び指揮支援部隊長に直ちに電話によりその旨通知するものとし、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする。

(要請要綱別記様式4-1)

第12章 受援体制の事前整備等

(指揮支援本部設置場所)

第25 被災地市町での指揮支援本部の設置について、各消防本部は、緊急消防援助隊の受援に備え、事前に下記の事項について計画しておくこととする。

- (1) 指揮支援本部設置場所並びに構成員
- (2) 電話、ファクシミリ等の通信機器の配置
- (3) パソコン並びに複写機等の事務処理機材の配置
- (4) 活動支援のための資料

ア 水利位置図（各市町の消火栓スピンドルドライバーの口径、形状は別表 11 のとおり）

（ア）水利種類（消火栓、防火水槽、プール、河川等）

（イ）水利の所在地

（ウ）管口径、貯水容量

（エ）水利地図（広域地図・住宅地図）

イ 医療機関の一覧表及び地図

ウ 宿営場所の地図

エ その他必要な事項

（航空部隊の受援計画）

第 26 航空部隊に係る受援については、本計画に定める事項の他、兵庫県緊急消防援助隊航空部隊受援計画に定める。

附 則

この計画は、平成 15 年 9 月 25 日から施行する。

この計画は、平成 18 年 5 月 25 日から施行する。

この計画は、平成 19 年 3 月 7 日から施行する。

この計画は、平成 21 年 11 月 20 日から施行する。

この計画は、平成 26 年 2 月 12 日から施行する。

この計画は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。ただし、明石市消防本部の代表消防機関代行に係る箇所については、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この計画は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

この計画は、令和 2 年 6 月 9 日から施行する。

兵庫県消防防災ヘリコプター運航管理要綱

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 運航管理（第4条～第12条）
- 第3章 使用手続（第13条～第14条）
- 第4章 補則（第15～第16条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、兵庫県が運航する消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の運航及び管理について必要な事項を定める。

（他の法令との関係）

第2条 航空機の運航及び管理は、航空関係法令に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 航空機等

航空機、航空機用装備品、消防防災業務活動用装備品等をいう。

(2) 消防防災業務

航空機を使用して行う救急活動、救助活動、火災防御活動、情報収集活動、災害応急対策活動、広域航空消防防災応援活動、その他の消防防災活動に関する業務をいう。

(3) 航空隊員

航空機に搭乗し、消防防災業務に従事する兵庫県消防防災航空隊の隊員をいう。

(4) 自隊訓練

航空隊員が基本技術及び応用技術の習得、習熟及び維持向上を図るために隊内で行う訓練をいう。

第2章 運航管理

（総括管理者）

第4条 航空機の運航管理の総括は、兵庫県防災監（以下「防災監」という。）が行い消防保安課長が補佐する。

（運航責任者）

第5条 運航責任者は、兵庫県消防防災航空隊の隊長（以下「隊長」という。）とし、航空隊員の指揮監督及び航空機の運航管理に関する業務を行う。なお、隊長に事故があるときは、副隊長が代行する。

（運航安全管理者）

第6条 運航安全管理者は、航空機の運航その他の消防防災業務に関する専門的な知見を有

する者を充てるものとし、航空機の運航の安全を確保する観点から、運航責任者、機長その他の関係者に対する航空機の運航、消防防災業務の実施、航空隊員の健康管理その他必要と認める事項に関する助言、教育訓練計画等の立案及びこれらの業務に必要な調査研究等を行う。

(航空機に搭乗する者の指定)

第7条 隊長は、搭乗する航空隊員を指定するとともに、運航目的、任務等を明示して当該運航の責任体制を明確にしなければならない。

(業務指揮者)

第8条 業務指揮者は、消防防災業務に関する知識及び技術を有する隊員の中から、隊長が指定するものとし、消防防災業務の指揮を行う。

2 業務指揮者は、航空機に搭乗中、運航責任者による航空機の安全維持に関する指示に従い、隊員（他の搭乗者を含む。）を指揮監督して消防防災業務の遂行に万全を期さなければならない。

(飛行作業命令)

第9条 隊長は、航空機の運航、消防防災業務及び自隊訓練等を適正かつ円滑に行うため、航空業務計画として飛行作業命令を定めなければならない。ただし、緊急運航にあつてはこの限りでない。

(運航基準)

第10条 航空機は、次に掲げる活動でその特性を十分に活用することができ、かつその必要性が認められ、気象条件等が運航可能な場合に運航するものとする。

(1) 救急活動

救急現場からの傷病者の緊急搬送、救急現場への医師及び医療資機材等の搬送並びに高次医療機関への傷病者の搬送など

(2) 救助活動

水難事故、山岳遭難事故及び火災等における要救助者の捜索並びに救助、救出など

(3) 火災防御活動

林野火災等の大規模火災における空中消火、人員及び資機材の搬送、伝達広報など

(4) 情報収集活動

火災、救急、救助事案等に伴う情報収集活動など（被害状況調査を含む）

(5) 災害応急対策活動

災害時の状況把握、緊急物資、医薬品等の輸送及び対策要員、医師等の搬送並びに住民への避難誘導、警報等の伝達など

(6) 広域航空消防防災応援活動

応援協定等に伴う相互応援活動及び緊急消防援助隊に伴う活動など

(7) 災害予防活動

災害危険箇所等への調査、各種防災訓練への参加及び住民への災害予防広報など

(8) 訓練のための活動

自隊訓練、緊急消防援助隊訓練、他機関合同訓練など

(9) その他防災監が必要と認める活動

2 航空機の運航は、気象条件及び点検整備等により運航できない場合を除き、原則として

日の出から日没までの間とする。ただし、運航責任者が必要と認めた場合は、夜間照明設備のある場所に限り、日の出前又は日没後に離着陸することができるものとする。

(緊急運航)

第11条 緊急運航とは、前条第1項第1号から第6号に規定する運航をいう。

- 2 緊急運航は、第9条に規定する飛行作業命令に基づく航空機の運航（以下「通常運航」という。）に優先する。
- 3 運航責任者は、緊急運航を要する事態が生じた場合には、直ちに航空機の出動について決定し、航空機の通常運航中にあつては通常運航を中断し緊急運航を優先する。
- 4 緊急運航に関して必要な事項は、兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要領に定める。

(情報連絡及び報告)

第12条 業務指揮者は、航空機の搭乗中に得た重要な情報等を遅滞なく運航責任者に報告しなければならない。

- 2 業務指揮者は、航空機に搭乗し業務（緊急運航の場合を除く。）を終了したときは、運航状況等について運航活動報告書（様式第1号）を作成し、保管しなければならない。

第3章 使用手続

(使用申請)

第13条 航空機の使用を予定（希望）するものは、使用する日の2ヶ月前までに、兵庫県消防防災ヘリコプター使用申請書（様式第2号）を作成し、防災監に申請するものとする。

- 2 訓練等参加申請の場合は、訓練等実施日の2ヶ月前までに、兵庫県消防防災航空隊合同訓練等参加申請書（様式第3号）を作成し、防災監に申請するものとする。
- 3 前項に規定する申請は、兵庫県消防防災航空隊において受理するものとする。
- 4 防災監が指定した臨時離着陸場以外の場所を離着陸に使用するときは、速やかに所有者又は管理者の使用承認を得るとともに、その場所及び周辺の略図を付して申請するものとする。

(使用承認)

第14条 防災監は、前条の使用申請があつた場合、その使用内容、飛行経路、離着陸場所及び飛行時間等について審査のうえ、適当と認めたときは承認するものとする。

- 2 防災監は、前項により承認した場合は、兵庫県消防防災ヘリコプター使用承認書（様式第4号）又は兵庫県消防防災航空隊合同訓練等参加承認書（様式第5号）を申請者に交付するものとする。

第4章 補則

(事故の報告)

第15条 機長は、航空機に搭乗し消防防災業務中に、航空機の事故が発生した場合は、その状況を運航責任者に報告しなければならない。

- 2 運航責任者は、機長から航空機の事故発生を報告を受けた場合には、直ちに総括管理者に事故に関する報告を行わなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるほか、航空機の運航及び管理に必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成12年5月1日から施行する。
- 2 兵庫県航空機使用管理要綱（昭和55年7月15日施行）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月7日から施行する。

兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣旨)

第1 この要領は、兵庫県消防防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第11条第4項の規定に基づき、兵庫県消防防災ヘリコプターの緊急運航（以下「緊急運航」という。）に関して必要な事項を定める。

(緊急運航の要件)

第2 緊急運航は、原則として、要綱第10条第1項第1号から6号までに掲げる活動で、次の要件を充たす場合に運航することができるものとする。

- (1) 公共性 災害等から県民の生命、身体及び財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。
(緊急に活動を行わなければ、県民の生命、身体及び財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合)
- (3) 有効性 兵庫県消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）による活動が災害を防御するうえで、最も有効な手段であること。

(緊急運航の要請基準)

第3 緊急運航は、第2の要件を充たし、かつ、次に掲げる基準に該当する場合に要請できるものとする。

(1) 救急活動

ア 救急現場から空名救急センター等への緊急搬送

救急現場から傷病者を緊急に救命救急センター等へ搬送する必要がある場合で、航空機による搬送が救急自動車又は船舶による搬送より時間が短縮できる場合

イ 救急現場への医師の搬送及び医療資機材等の輸送

救急現場において緊急医療を行うため、医師及び医療資機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ 傷病者の緊急転送

傷病者の応急処置等のために一時的に収容された医療機関から、高次医療機関又は当該傷病者に必要な処置が可能な医療機関に緊急に搬送する場合で、医師が搭乗できる場合

エ 県内の救命救急センター等への傷病者の転院搬送

県内の救命救急センター等へ緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、搬送元医療機関又は搬送先医療機関の医師が搭乗できる場合

オ 遠隔地の高次医療機関への傷病者の転院搬送

遠隔地の高次医療機関へ緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、搬送元医療機関又は搬送先医療機関の医師が搭乗できる場合

カ 高速道路上での事故

高速自動車国道及び自動車専用道路上での事故で、救急者での収容、搬送が困難と認められる場合

キ 臓器の緊急搬送

公益社団法人日本臓器移植ネットワークの要請を受け、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）の規定に基づき、摘出された臓器を緊急に搬送する必要がある場合で、かつ、医師が搭乗できる場合

- ク その他救急活動上、特に航空機による活動が有効と認められる場合
- (2) 救助活動
 - ア 水難事故、山岳遭難事故等における捜索又は救助
水難事故（水面からの救助に限る。）、山岳遭難事故等において、航空機による捜索又は救助の必要があると認められる場合
 - イ 高層建築物火災における救助
高層建築物火災において、地上からの救助が困難で、航空機による救助が必要と認められる場合
 - ウ 山崩れ、洪水、河川の増水等により、陸上から接近できない要救助者等の救助
山崩れ、洪水、河川の増水、高潮等により、陸上からの救助が困難で、航空機による救助が必要と認められる場合
 - エ その他救助活動上、特に航空機による活動が有効と認められる場合
- (3) 火災防御活動
 - ア 林野火災等における空中からの消火活動
地上における消火活動では消火が困難であり、航空機による消火の必要があると認められる場合
 - イ 消防隊員、消防資機材等の搬送
大規模林野火災等において、人員（防御計画を立案するための上空視察）、資機材等の搬送手段がない場合又は航空機による搬送が有効と認められる場合
 - ウ その他火災防御活動上、特に航空機による活動が有効と認められる場合
- (4) 情報収集活動
 - ア 救急活動、救助活動、火災防御活動に伴う情報収集
前(1)から(3)のうち、別表第1の出動区分が第1出動に区分される事案で、航空機による活動が予測される災害において、早期に災害状況を把握する必要があると認められる場合
 - イ 火災等即報、救急・救助即報該当事案（発生中事案）
消防組織法第40条に基づく「火災・災害等即報要領」に規定する即報基準のうち、火災等即報、救急・救助事故即報に定める災害に該当若しくは該当する可能性がある事案（以下「火災・災害等即報該当事案」という。）が運航時間内に発生若しくは発生中で、早期に情報収集活動が必要と認める場合
 - ウ 火災等即報、救急・救助即報該当事案（終息事案）
火災・災害等即報該当事案で、運航時間外に発生し、かつ、終息した事案で情報収集が必要な場合
 - エ 「火災・災害等即報該当事案」に該当しない事案
上記ア、イ、ウの他、地上のみでは情報収集が困難であり、航空機による情報収集活動の必要があると認められる場合
 - オ その他広範囲な被害状況調査等を行う必要がある場合
- (5) 災害応急対策活動
 - ア 被災状況等の調査及び情報収集活動
地震、津波等の自然災害が発生若しくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合
 - イ 食糧、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資、人員等の搬送
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、食糧、衣料、その他の生活必需品・

復旧資機材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に輸送又は搬送する必要があると認められる場合

ウ 災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の情報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合

エ その他災害応急対策活動上、特に航空機による活動が有効と認められる場合

(6) 広域航空消防防災応援活動

消防防災業務に関する応援協定等に伴う要請及び消防組織法第44条の規定に基づく緊急消防援助隊等の要請で応援の必要があると認められる場合

(通常時における緊急運航)

第4 通常時における緊急運航の要請は、市町若しくは消防事務組合の長、消防長又はそれらの者から委任された者（以下「要請者」という。）が、防災監が指定する電話会議システムにより行うものとし、その後、兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要請書（様式第1号）をファクシミリ等により提出するものとする。なお、臓器の緊急搬送に関する事項については、別に定める。

2 前項の要請は、兵庫県消防防災航空隊において受理するものとする。

3 兵庫県消防防災航空隊の運航責任者は、第1項に規定する要請に対し、次のとおり対応するものとする。

(1) 別表第1の要請区分で出動区分が「第1出動」に該当する場合は、直ちに出動の可否を決定し、要請者に回答する。

(2) 別表第1の要請区分で出動区分が「第2出動」に該当する場合は、消防保安課を経由して防災監に出動の可否の判断を仰ぎ、防災監の決定内容に基づき要請者に回答する。

(兵庫県災害対策本部等設置時における緊急運航)

第5 兵庫県災害対策本部又は兵庫県災害警戒本部設置時における緊急運航の要請は、市町若しくは消防事務組合の長又は消防長等（以下「災害時要請者」という。）が、兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要請書（様式第1号）により、ファクシミリ等で防災監に要請するものとする。

2 前項の要請は、兵庫県災害対策本部事務局において受理するものとする。

3 防災監は、第1項に規定する要請があった場合には、災害の状況等を確認のうえ、出動の可否を決定し、災害時要請者に回答するものとする。

(受入れ態勢)

第6 要請者は、兵庫県消防防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受入れ態勢を整えるものとする。

(1) 臨時離着陸場の確保及び安全対策

(2) 傷病者等の搬送先の臨時離着陸場及び病院等への搬送手配

(3) 空中消火基地の確保

(4) その他必要な事項

(報告)

第7 業務指揮者は、緊急運航を終了した場合には、兵庫県消防防災航空隊の隊長に対して、緊急運航活動報告書（様式第2号）により活動の概要等を報告しなければならない。

附 則

この要領は、平成12年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月7日から施行する。

別表第1

要 請 区 分		出動区分
1	救急活動	
	ア 救急現場から救命救急センター等への緊急搬送	第1出動
	イ 救急現場への医師の搬送及び医療資機材等の輸送	第1出動
	ウ 傷病者の緊急転送	第1出動
	エ 別表第2に規定する医療機関への傷病者の転院搬送 ただし、救急自動車を使用する場合と比べ、搬送時間が30分以上短縮できる場 合に限る	第1出動
	オ エ以外の高次医療機関への傷病者の転院搬送	第2出動
	カ 高速道路上での事故	第1出動
	キ 臓器の緊急搬送	第2出動
	ク その他	第2出動
2	救助活動	
	ア 水難事故、山岳遭難事故等における捜索又は救助	第1出動
	イ 高層建築物火災における救助	第1出動
	ウ 山崩れ、洪水、河川の増水等により、陸上から接近できない要救助者等の救助	第1出動
	エ その他	第2出動
3	火災防御活動	
	ア 林野火災等における空中からの消火活動	第1出動
	イ 消防隊員（防御計画を立案するための上空視察）、消防資機材等の搬送	第1出動
	ウ その他	第2出動
4	情報収集活動	
	ア 救急活動、救助活動、火災防御活動に伴う情報収集	第1出動
	イ 火災等即報、救急・救助即報該当事案（発生中事案）	第1出動
	ウ 火災等即報、救急・救助即報該当事案（終息事案）	第2出動
	エ 「火災・災害等即報該当事案」に該当しない事案	第1出動
	オ その他	第2出動
5	災害応急対策活動	
	ア 被災状況等の調査及び情報収集活動	第2出動
	イ 食糧、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資、人員等の搬送	第2出動
	ウ 災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動	第2出動
	エ その他	第2出動
6	その他	
	ア 他府縣市等からの航空応援要請による災害活動	第2出動
	イ 同一災害に対する複数機による災害活動	第2出動
(備考)		
第1出動：緊急運航の要請を受けた運航責任者の決定に基づく出動		
第2出動：緊急運航の要請を受けた運航責任者が防災監に出動可否の判断を仰ぎ、その決定に基づき出動		

別表第2

区分	医療機関名
救命救急センター	兵庫県災害医療センター
	神戸市立医療センター中央市民病院
	県立尼崎総合医療センター
	兵庫医科大学病院
	県立西宮病院
	県立加古川医療センター
	県立はりま姫路総合医療センター
	県立丹波医療センター
	公立豊岡病院
	県立淡路医療センター
	神戸大学医学部附属病院
特殊専門病院	県立こども病院

兵庫県ドクターヘリ運航要領
第 10 版

兵庫県ドクターヘリ運航調整委員会
(2024 年 04 月 01 日)

目 次

1. 目的	146
2. 定義	146
3. 事業主体、事業実施主体および基地病院・準基地病院等	146
(1) 事業主体・事業実施主体	
(2) 基地病院・準基地病院	
(3) ドクターヘリ駐機日の分担	
(4) 搭乗人員	
4. 出動待機時間および運航範囲等	147
(1) 出動待機時間（通年）（別紙1）	
(2) 運航範囲およびドクターヘリの相互補完（別紙2、別紙3）	
(3) 運航条件	
5. 救急現場への出動（現場出動）	148
(1) 要請（別紙3、別紙4）	
(2) 出動	
(3) 離着陸場所の選定	
(4) 傷病者の搬送	
6. 施設間搬送	151
(1) 適応（別紙4）	
(2) 搬送先医療機関の選定	
(3) 傷病者搬送中の診療責任の所在	
(4) 施設内ヘリポートの有無およびその規格に基づく施設間搬送手順 の相違	
(5) 搬送	
7. 兵庫県消防防災航空隊・神戸市航空機動隊との連携	153
8. 災害時の対応	154
(1) 兵庫県内で発生した災害への対応	
(2) 大規模災害時のドクターヘリ運航	
9. ドクターヘリ運航調整委員会等の運営	154
10. 基地病院・準基地病院の体制確保	155

(1) 体制づくり	
(2) 検証	
(3) 病床確保	
11. 訓練および各種講習会への参加	155
12. 県内各消防本部および地域との連携・協力体制の構築	155
13. ドクターヘリ運航時に生じた問題への対処	155
14. ドクターヘリ運航時に発生した事故などの補償	155
(1) 医事紛争	
(2) 航空機事故	
15. 搬送費用	156
16. 感染症等の対策	156
17. その他	156
附則	157
別紙1 出動待機時間	158
別紙2 運航範囲	159
別紙3 兵庫県内消防機関におけるドクターヘリ・消防防災ヘリの相互補完	160
別紙4 ドクターヘリ出動要請基準	160
別紙5 傷病者搬送先医療機関リスト	164
別紙6 現場出動における DH 要請手順	165
別紙7 施設間搬送における DH 要請手順	166
別紙8 現場出動における DH 要請 (医療機関を RP として使用時の取扱い)	167

序 文

1995年に発生した阪神・淡路大震災でヘリコプター搬送が殆ど行われなかったことを契機に、ヘリコプターによる救急患者搬送体制整備の必要性が大きく取り上げられ、2001年4月よりドクターヘリの本格運航が開始された。兵庫県では、2004年に神戸市消防ヘリ2機と兵庫県防災ヘリ1機による3機一体運用によるドクターヘリ的運用が開始され、ヘリコプターによる救急搬送件数は次第に増加し、現場出動のみならず施設間搬送にも多く用いられるようになった。このような状況下で発生した2005年のJR福知山線脱線事故では、消防防災ヘリにより10数名の患者搬送が行われ、阪神・淡路大震災時と比べると格段の進歩が認められた。一方、消防防災ヘリが救急ヘリ専用ではなく救助や消火活動など多目的用途で運用されることなどから、救急医療専用ヘリコプターの必要性が改めて指摘されるようになった。

2007年にドクターヘリ特別措置法が制定された後、全国に多くのドクターヘリが配備され、救命率の向上や後遺症軽減の効果が実証され、重症患者の施設間搬送も地域医療の一環としてその重要性が認知されるようになった。これらを背景として、重症救急患者の救命率のより一層の向上を目的として、2013年11月より播磨地域を中心とした兵庫県南部地域においてもドクターヘリの運航が開始されることとなった。

1. 目的

本要領は、厚生労働省が定めた救急医療対策事業実施要綱中の「第10ドクターヘリ導入促進事業（平成24年3月26日付医政発第0326号 厚生労働省医政局長通知）に基づき実施されるドクターヘリ事業に関する必要事項を定めたものである。特に強調すべきは以下の点である。

- *最重要事項は、傷病者の救命率向上と後遺症軽減を図ることである。
- *広大な面積を有する兵庫県では、現場出動のみならず施設間搬送業務も重要との認識に立ち、これらを現場出動と同等に扱う。
- *兵庫県消防防災航空隊・神戸市航空機動隊（以下、兵庫県・神戸市航空隊）が運用する兵庫県・神戸市消防防災ヘリとの密接な連携を図る。
- *消防機関、医療機関、警察、行政機関など関係諸機関の協力のもと、傷病者の救命救急を最優先とし、ドクターヘリ事業を円滑かつ安全に推進する。

2. 定義

ドクターヘリとは、基地病院ないし準基地病院に常駐する救急医療に必要な医療機器や医薬品を搭載したヘリコプターで、救急医療の専門医・看護師らが同乗して救急現場などに向かい、現場などから医療機関に搬送するまでの間、傷病者に救命救急医療を行うことのできる専用のヘリコプターのことをいう。

3. 事業主体、事業実施主体および基地病院・準基地病院等

- (1) 事業主体・事業実施主体

事業主体：関西広域連合 事業実施主体：兵庫県立加古川医療センター

(2) 基地病院・準基地病院

基地病院：兵庫県立加古川医療センター

(兵庫県加古川市神野町神野 203 電話：079-497-7000)

準基地病院：兵庫県立はりま姫路総合医療センター

(兵庫県姫路市神屋町3丁目264番地 電話：079-289-5080)

* 基地病院および準基地病院は、救命救急センターを有しており、DH に搭乗する医師・看護師の教育・訓練を行い常に出動できる体制を整える。

(3) ドクターヘリ駐機日の分担

ドクターヘリ駐機日を基地病院と準基地病院で以下のように分担する。

- 1) 週のうち5日(月曜日-水曜日、土曜日-日曜日)を基地病院、2日(木曜日-金曜日)を準基地病院に駐機する。準基地病院駐機日であっても、夜間は基地病院格納庫に帰還することを原則とする。
- 2) 準基地病院駐機日は、フライトクルーは準基地病院で調整するとともに運航管理室業務も準基地病院で行う。
- 3) 出動待機時間、運航範囲、要請基準、要請手順およびドクターヘリ出動要請ホットライン(以下、DH ホットライン)については、基地病院と準基地病院駐機のいずれの場合も、本運航要領に記載された運航範囲、要請基準、要請手順に従って運用される。DH ホットラインについても同一電話番号を使用する。

(4) 搭乗人員

操縦スタッフ：操縦士(機長)1名および整備士または操縦士1名の計2名

医療スタッフ：医師1名、看護師1名の計2名(場合により医師または看護師2名の計3名となる場合がある)

救急救命士1名(基地病院/準基地病院研修中救急救命士):ドクターヘリ搭乗について希望し、かつ搭乗医師が認めた者に限る。

搬送可能患者数:最大2名(担架2台の場合は搭乗スタッフ1名減)

家族の同乗:家族が遠方かつ患者の容体が急変する可能性や侵襲的治療を行う可能性が高い場合、搭乗医師と機長が協議して家族の同乗を決定する。その際、傷病者に近い近親者であることや航空機の重量制限内の体重であることなどを考慮する。同乗する場合は、運航管理室に報告し、機長または看護師が機内へ誘導し、安全のための説明、ヘッドセット装着方法、機内でのコミュニケーション方法などを説明する。

4. 出動待機時間および運航範囲等

(1) 出動待機時間(通年)(別紙1)

4月より9月までの上半期は午前8時30分から日没30分前まで、10月より3月までの下半期は午前8時00分より日没30分前までとする(平成28年4月1日より)。

また、日没までに基地病院へ帰還する必要があるため、月毎・地域毎の日没にかかる出動要請の実際については、別紙1を参照のこと。

(2) 運航範囲およびドクターヘリの相互補完 (別紙2、別紙3)

ドクターヘリおよび兵庫県・神戸市消防防災ヘリの相互補完の観点に立ち、関西広域連合ドクターヘリ関係者会議および兵庫県ヘリコプター救急患者搬送体制検討委員会での検討を踏まえ、兵庫県ドクターヘリの運航範囲を以下のように決定する。

1) 第1要請順位とする地域

兵庫県播磨地域 (東播磨・北播磨・中播磨・西播磨地域)

兵庫県丹波南部地域 (丹波篠山市)

2) 第2要請順位とする地域

兵庫県淡路地域

兵庫県丹波北部地域 (丹波市)

兵庫県神戸市地域 (神戸市)

兵庫県阪神北地域 (三田市・川西市・宝塚市・伊丹市・猪名川町)

兵庫県阪神南地域 (西宮市・尼崎市・芦屋市)

3) 第3要請順位とする地域

兵庫県但馬地域 (南但消防本部管内)

また、ドクターヘリによる搬送が医療上有効と認められる場合や災害時は、上記の運航範囲以外の地域へも出動できるものとする。

(3) 運航条件

昼間有視界飛行とし、機長が飛行可能と判断した場合に限る。途中天候不良となった場合は、機長の判断で飛行を中止・変更できる。この場合は、運航管理室から速やかに要請元消防機関へ連絡するとともに、傷病者搬送中は、他の医療機関等への搬送を考慮するなどの必要な対応を行う。

5. 救急現場への出動 (現場出動)

(1) 要請

1) 要請機関 (別紙3)

要請は、別紙3に定める消防機関が行う (相互補完の対象となっている消防機関も含む)。ただし、別紙3に記載した以外の消防機関がドクターヘリを要請した場合でも、基地病院・準基地病院が運航可能と判断した場合は、出動に応じる。

2) 要請基準と要請のタイミング (別紙4)

消防機関が119番通報受信時 (救急隊現場到着までの間も含む) または救急隊員が現場に到着した時点で、消防指令員および救急隊員が「ドクターヘリ出動要請基準」 (別紙4) に基づいてドクターヘリ出動要請ができる。

要請のタイミング (覚知同時要請、現着前要請、現着後要請) については、地域性や基地病院・準基地病院との距離などを考慮し、傷病者・地域にとって最良の要請方法となるよう各消防機関において決定する。早期の要請が、早期の医療介

入及び搬送時間短縮に繋がることに留意する。

3) 要請手順

消防機関は、基地病院・準基地病院の運航管理室に設置されている「DH ホットライン」へ連絡し、ドクターヘリ出動要請と併せてドクターヘリの離着陸場所を指定する。その際、必要に応じて、消防機関はドクターヘリ出動を要請した旨をドクターヘリ離着陸場所とあわせて警察に連絡する。

救急隊員は、現場到着後に傷病者の緊急度・重症度や現場の気象状況等をドクターヘリに連絡する。傷病者が複数名の場合は、消防機関の判断により、兵庫県・神戸市航空隊や近隣のドクターヘリ運航基地病院、ドクターカー運行病院へ出動を要請し、複数傷病者に対する早期医療介入が効果的に行われるように調整する。

4) 要請のキャンセル

消防機関は、救急現場到着後に傷病者の詳細な状況が判明し、要請基準に合致しない等の理由で医師による早期医療介入が不要と判断した場合や、傷病者の救命の可能性がないと判断した場合は、出動要請をキャンセルする。その際、オーバートリージの判断は容認され、出動要請した担当者の責任は問われない。

(2) 出動

1) 出動の判断

消防機関の出動要請を受けたドクターヘリ運航管理室は、現場の気象状況を確認後速やかにドクターヘリを出動させる。ただし、ドクターヘリが出動中または気象条件などにより出動不能の場合は、要請消防機関に対しその旨を伝える。

(3) 離着陸場所の選定

1) 離着陸場所の選定および連絡

ドクターヘリ運航委託会社は、ドクターヘリが安全に離着陸できる地理的要件などを満たしたドクターヘリ離着陸場（ランデブーポイント：rendez-vous point、以下 RP）を消防機関の協力のもとに選定し、これを登録する。（詳細は兵庫県立加古川医療センター ホームページに掲載）。

現場出動に際し、消防機関は、予め登録してある RP の中から現場近傍の最適な RP を選定する。当該 RP の管理者（以下、管理者）の使用許可を取り、現場救急隊及び運航管理室へ必要な情報を提供する。また、救急現場からより近いなどの理由で管轄外の RP を選定して搬送する場合は、そこを管轄する消防機関に対しその旨を連絡する。その際、当該 RP を管轄する消防機関は、管理者の使用許可を得るとともに、安全確保等に協力する。

2) RP の安全確保

RP の安全確保は、要請元の消防機関が管理者や警察の協力を得て行う。特に、離着陸時に発生する砂塵の飛散等には充分配慮し、地上支援隊を派遣しての散水などで対処する。なお、管轄外の RP を選定した場合は、そこを管轄する消防機関が対応する。

3) 搬送先医療機関への離着陸場所の安全確保

搬送先医療機関への離着陸場所の安全確保は、敷地内に病院ヘリポートを有するなど医療機関自らが対応可能な場合を除き、搬送先医療機関を管轄する消防機関が、離着陸場の管理者や搬送先医療機関関係者の協力を得て実施する。

4) 現場直近の離着陸

傷病者の病状が逼迫し、一刻も早い医療介入が必要と判断される場合は、要請元消防機関と調整した上で、運航事業者の運航規程に基づき、機長の判断により指定された RP 以外の場所に離着陸できる（現場直近）。その際、風向・風力などの情報提供や飛散物の撤去など周囲の安全確保に関する消防機関（地上支援隊）の協力が必須となるが、離着陸時の安全に関する最終責任は、機長が負う。

(4) 傷病者の搬送

1) 搬送先医療機関

傷病者の搬送先となる医療機関は、原則として基地病院・準基地病院または別紙 5 に定める医療機関とする。なお、ドクターヘリに搭乗する医師（以下、搭乗医師）の判断で別紙 5 以外の病院に搬送する場合もある。

2) 搬送先医療機関の選定

① 選定基準

搭乗医師は、搬送所要時間、傷病者の重症度や緊急度、治療の専門性、家族の希望、地域性などを考慮したうえで、運航管理室や現場救急隊の協力のもと適切な搬送先医療機関を選定する。

② 別紙 5 に記載のない医療機関の選定基準

当該医療機関近傍の離着陸場所の安全確保が確実に実施され、迅速に傷病者搬送が行われて救命救急の効果が十分に発揮されるよう、次に掲げる条件を満たす医療機関を原則として選定する。

(a) 敷地内もしくは隣接地に病院ヘリポートを有している医療機関

(b) 救急車（患者搬送用車両）を保有している医療機関

上記 (a) 以外の医療機関で、保有する車両により近傍の RP から救急搬送できる医療機関

(c) 消防機関との連携がとれている医療機関

上記 (a) および (b) 以外の医療機関で、飛行場外離着陸場から当該医療機関までの搬送方法について事前に消防機関と調整がとれており実際に消防機関が搬送を行える医療機関

3) 搬送先医療機関への収容依頼

搭乗医師は、搬送先医療機関選定後直ちに当該医療機関に対して傷病者の収容依頼を行う。収容許可が得られた時点でドクターヘリ機長に報告し、機長から運航管理室へ搬送先医療機関名を報告する。

4) 基地病院・準基地病院への傷病者の直接搬送（別紙 6 - 図 1）

基地病院・準基地病院へ傷病者を搬送する場合、ドクターヘリ搭乗医師は RP

で傷病者を診療後、ドクターヘリに収容し基地病院・準基地病院へ帰還する。

5) 敷地内に病院ヘリポートを有する医療機関への搬送（別紙6 - 図2）

運航管理室より搬送先医療機関に到着予定時間を連絡すると共に、ヘリポートの安全確保、医療スタッフの招集などを依頼する（搬送先医療機関の手順に従う）。

6) 病院ヘリポートのない医療機関への搬送（別紙6 - 図3）

運航管理室およびドクターヘリ要請元消防機関は、搬送先医療機関を管轄する消防機関に対して、RP 管理者への連絡、RP の安全確保および RP より搬送先医療機関までの迅速な搬送と患者収容のための協力を要請する。

6. 施設間搬送

(1) 適応（別紙4）

ドクターヘリを用いた施設間搬送が、傷病者の救命率向上と後遺症の軽減を図ることに寄与すると判断された場合が適応となる。搬送元医療機関、搬送先医療機関および基地病院・準基地病院との協議が必須であり、「高次医療機関への緊急を有する搬送」を原則とし、病状が安定している傷病者の長距離搬送を目的にドクターヘリを用いるべきではない。

(2) 搬送先医療機関の選定

搬送先医療機関の選定は搬送元医療機関の医師が行う。搬送元医療機関の医師は、ドクターヘリによる施設間搬送を要請する前に搬送先医療機関を決定し、搬送中の病状安定化や安全な搬送に関して基地病院・準基地病院および搬送先医療機関と十分な調整を図る必要がある。

(3) 傷病者搬送中の診療責任の所在

ドクターヘリ搬送中の診療は、急変時の対応も含めて搭乗医師が搬送元医療機関からの同乗医師とともに行う。搬送先医療機関に搬送が完了するまでの間の診療責任は、原則として搬送元医療機関にある。

(4) 施設内ヘリポートの有無およびその規格に基づく施設間搬送手順の相違

施設間搬送では、搬送元医療機関および搬送先医療機関の施設内ヘリポートの有無およびその規格により、ドクターヘリの要請方法や管轄消防機関・運航管理室との連携、搬送手順などが異なる。

病院ヘリポートには、非公共用ヘリポート以外に、ドクターヘリ運航委託会社が国土交通省航空局に飛行場外離着陸場として申請し許可を受けたヘリポート（以下、場外申請離着陸場）と、飛行場外離着陸場としての申請をしていないヘリポートがある。

搬送元医療機関、運航管理室、基地病院/準基地病院は、搬送元 / 搬送先医療機関へのレポートの有無とその規格（場外申請の有無）を確認の上、施設間搬送の手順を確認されたい（下表）。

施設内場外申請離着陸場の有無による施設間搬送時の医療機関・消防機関・CSとの連絡体制

	搬送元 医療機関	搬送先 医療機関	施設間搬送 是非の確認	元・医療機関からの連絡	元・消防機関からの連絡	運航管制室(CS) からの連絡
施設内場外申請離着陸場の 有無	○	○	元・医療機関 ↑↓ 先・医療機関	① 元・医療機関 ⇒ CS	必要なし	② CS ⇒ 先・医療機関
	×	○	元・医療機関 ↑↓ 基地病院 準基地病院	① 元・医療機関 ⇒ CS ② 元・医療機関 ⇒ 元・消防機関	③ 元・消防機関 ⇒ CS	④ CS ⇒ 先・医療機関
	○	×	元・医療機関 ↑↓ 基地病院 準基地病院	① 元・医療機関 ⇒ CS ② 元・医療機関 ⇒ 元・消防機関	③ 元・消防機関 ⇒ 先・消防機関 ④ 元・消防機関 ⇒ CS	⑤ CS ⇒ 先・医療機関 ⑥ CS ⇒ 先・消防機関
	×	×	元・医療機関 ↑↓ 基地病院 準基地病院	① 元・医療機関 ⇒ CS ② 元・医療機関 ⇒ 元・消防機関	③ 元・消防機関 ⇒ 先・消防機関 ④ 元・消防機関 ⇒ CS	⑤ CS ⇒ 先・医療機関 ⑥ CS ⇒ 先・消防機関

○：施設内に場外申請離着陸場がある
または非公共用ヘリポートがある
×：施設内に場外申請離着陸場がない

*元・医療機関：搬送元医療機関 / 元・消防機関：搬送元医療機関を管轄する消防機関

*先・医療機関：搬送先医療機関 / 先・消防機関：搬送先医療機関を管轄する消防機関

*① → ⑥：時系列からみた連絡順

*アンダーラインは、ドクターヘリ出動要請のタイミングを示す

*神戸市消防局管内の病院ヘリポート使用時は、いずれの形態であっても元・消防機関 / CSより神戸市消防局へ一報を入れる

(5) 搬送

1) 搬送元医療機関医師のドクターヘリへの同乗など

ドクターヘリによる施設間搬送では、搬送元医療機関医師のドクターヘリ同乗を原則とする。搬送先医療機関での緊急手術等で家族の同乗が望ましいと判断される場合は、基地病院・準基地病院の医師の判断で家族を同乗させることができる。その際、搬送元医療機関医師の同乗はできない。

2) 搬送元医療機関から近傍の RP まで救急車で搬送が必要な場合

搬送元医療機関の医師は当該地域を管轄する消防機関へ連絡し、搬送元医療機関から離着陸場までの救急車で傷病者搬送を依頼する。救急車搬送に際しては、搬送元医療機関の医師の同乗を必須とする。

3) 搬送先医療機関近傍の RP より搬送先医療機関まで救急車で搬送が必要な場合

搬送元医療機関の医師より要請を受けた搬送元医療機関を管轄する消防機関は、搬送先医療機関を管轄する消防機関へ連絡し、次の協力を要請する。

- ・搬送先医療機関近隣の離着陸場の決定および管理者への使用許可取得
- ・離着陸場より搬送先医療機関までの救急車搬送
- ・RP 管理者へのドクターヘリ到着時間の連絡
- ・安全確保（RP 管理者への協力要請も含む）

搬送先医療機関近傍の RP より搬送先医療機関までの傷病者搬送は、搬送先医療機関が傷病者搬送手段を確保可能な場合を除き、搬送先医療機関を管轄する消防機関による救急車搬送となる。その際、搬送元医療機関あるいは搬送先医療機関のいずれかの医療スタッフの救急車同乗が必要となる。いずれの医療スタッフが同乗するか、あるいは同乗なしでの搬送にするかは、事前に搬送元医療機関の医師と搬送先医療機関の医師とで協議し決定する。ドクターヘリ搭乗医師/看護師は、原則として RP より搬送先医療機関までの搬送には関与しない。

4) ドクターヘリの運航状況の連絡

運航管理室はドクターヘリの運航状況（到着予定時刻など）を搬送先医療機関の敷地内に場外申請離着陸場がある場合は搬送先医療機関に、無い場合は搬送先医療機関を管轄する消防機関に連絡する。

5) 実際の要請手順（別紙7）

別紙7に、施設間搬送における種々の搬送パターンの基本手順を示す。

ドクターヘリによる施設間搬送を要請する医療機関は、搬送元および搬送先医療機関の施設状況を念頭に入れて要請されたい。なお、要請手順に不明な点がある場合は、予め基地病院へ確認されたい。

- ① 場外申請離着陸場を有する医療機関の間での施設間搬送（別紙7-図1）
- ② 場外申請離着陸場のない医療機関から場外申請離着陸場のある医療機関への搬送（別紙7-図2）
- ③ 場外申請離着陸場のある医療機関から場外申請離着陸場のない医療機関への搬送（別紙7-図3）
- ④ 場外申請離着陸場を持たない医療機関の間での施設間搬送（別紙7-図4）

6) 施設間搬送において、ECMO や IABP といった大型医療機器を搭載しての搬送が必要な場合は、兵庫県・神戸市航空隊と協議の上、消防防災ヘリによる搬送を考慮する。

7. 兵庫県消防防災航空隊・神戸市航空機動隊との連携

次のような場合、兵庫県・神戸市消防防災ヘリの出動要請を考慮する。

- ・複数の傷病者が発生している場合、または発生していると予想できる場合
- ・エリア災害が発生した場合
- ・ドクターヘリが他の事案に出動している場合（別紙3）

兵庫県ドクターヘリが管轄する地域においてドクターヘリが他の事案に出動している場合は、兵庫県・神戸市消防防災ヘリを要請できる。ただし、丹波南部地域（丹波篠山市）および北はりま消防本部管内の西脇・多可地域では、公立豊岡病院ドクターヘリが第2要請となる。

- ・兵庫県・神戸市消防防災ヘリによる救助が必要な場合

山岳事故や海難事故で、兵庫県・神戸市消防防災ヘリにより傷病者を救助・救出後、現場近隣離着陸場でドクターヘリとドッキングして傷病者に対する早期医療介入を図る方が効果的と判断される場合は、兵庫県・神戸市消防防災ヘリとドクターヘリの出動を合わせて要請する。

- ・施設間搬送において、ECMO や IABP といった大型医療機器を搭載しての搬送が必要な場合は、兵庫県・神戸市航空隊との協議の上、消防防災ヘリによる搬送を考慮する。

8. 災害時の対応

(1) 兵庫県内で発生した災害への対応

兵庫県内で発生した災害に際して、基地病院・準基地病院は、被災消防機関、兵庫県情報指令センター、兵庫県医務課などと密接な連携をとりドクターヘリを運用する。大規模災害においては、「大規模災害時のドクターヘリ運用体制構築に係る指針」（平成28年12月5日付け医政地発1205第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知〔参考資料1〕）に従う。

1) 災害現場への出動

- ① 被災地の市町村や消防機関から兵庫県ないし兵庫県情報指令センターにドクターヘリ出動要請があつて、ドクターヘリが必要と判断した場合は、基地病院・準基地病院にドクターヘリ出動を指示する。
- ② 被災地内の消防機関より直接基地病院・準基地病院に出動要請があつた場合、兵庫県ないし兵庫県情報指令センターと内容を検討し、ドクターヘリ出動の可否を決定する。
- ③ 被災地からの要請がない場合でも、各種情報から兵庫県、兵庫県情報指令センター、基地病院・準基地病院でドクターヘリが必要であると判断した場合には、ドクターヘリを出動させることが可能である。
- ④ いずれの場合においても、ドクターヘリの出動が決定した場合は、被災地内消防機関などと緊密に連携してドクターヘリを出動させる。
- ⑤ ドクターヘリに搭乗する医療従事者は、DMAT 隊員であることが望ましい。
- ⑥ 被災地へドクターヘリが出動する場合、基地病院・準基地病院は各消防本部に通常運航を一時停止する旨の通達をする。

(2) 大規模災害時のドクターヘリ運航

大規模災害時のドクターヘリ運航においては、「大規模災害時のドクターヘリ運用体制構築に係る指針」（平成28年12月5日付け医政地発1205第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知〔参考資料1〕）及び、「大規模災害時のドクターヘリ運用体制について」（第4回近畿ブロックドクターヘリ関係者会議（令和5年1月17日）資料）〔参考資料2〕に従う。

9. ドクターヘリ運航調整委員会等の運営

ドクターヘリを円滑・効果的に運航するため、兵庫県ドクターヘリ運航調整委員会等を運営する。

なお、安全な運用・運航を確保するため、兵庫県ドクターヘリ運航調整委員会の下部組織として、①安全管理に関する協議、②インシデント・アクシデントの収集・分析、③運用手順書案の作成等、安全管理に関する調査・検討を行う安全管理部会を設置・運営する。

※ 手順書は、運航要領に添付しない。

10. 基地病院・準基地病院の体制確保

(1) 体制づくり

基地病院・準基地病院は、ドクターヘリを円滑、安全、効果的に運用するため兵庫県ドクターヘリ運航調整委員会を開催するとともに、必要に応じて訓練、離着陸場所の確認、運航に必要な情報収集に努める。

(2) 検証

消防機関、医療機関などの協力を得て必要な情報を収集して出動事案の分析を行い、これに基づいて運航実績を検証してドクターヘリ事業の評価を行い、常に事業の改善、充実に努めるよう症例検証会等を定期的開催する。また業績集を内外に向け発刊する。

(3) 病床確保

ドクターヘリにより搬送された傷病者を基地病院・準基地病院に円滑に收容するため、救命救急センターのみならず一般診療科においても空床確保に努める。

11. 訓練および各種講習会への参加

ドクターヘリを円滑、効果的に運航するため、関西広域連合・兵庫県および基地病院・準基地病院、運航事業者は、消防機関、警察、医療機関、医師会、その他関係機関と相互に協力し、出動要請、情報伝達、救急搬送訓練、災害時出動などの訓練を実施するとともに、関西広域連合・兵庫県等の主催する各種訓練に参加する。

12. 県内各消防本部および地域との連携・協力体制の構築

関西広域連合・兵庫県および基地病院・準基地病院、運航事業者は、ドクターヘリを円滑・効果的に運行するため、運航についての周知、普及活動を行い、県内各消防本部および地域住民に理解、協力を得るよう種々の活動を行う。

13. ドクターヘリ運航時に生じた問題への対処

関西広域連合・兵庫県、基地病院・準基地病院および運航事業者が迅速に対応する。なお、問題の解決にあたっては、関西広域連合・兵庫県、基地病院・準基地病院および運航事業者は、協力して誠意を持って迅速に対応する。

14. ドクターヘリ運航時に発生した事故などの補償

被害を被った第三者等に対して、関西広域連合・兵庫県、基地病院・準基地病院および運航事業者は協力してその補償を行う。

(1) 医事紛争

ドクターヘリ運航上の医療行為で生じた紛争などについては、基地病院・準基地病院が対応する。

(2) 航空機事故

ドクターヘリ運航時に生じた事故等により第三者や搭乗員に損害が生じた場合は、運

航事業者が、兵庫県立加古川医療センターと締結した委託契約書に基づき、当該損害を賠償する。

15. 搬送費用

ドクターヘリ搬送自体の費用については、患者負担はないものとする。なお、基地病院・準基地病院は、救急現場での診療に伴う医療費（往診料、救急搬送診療料など）を、医療保険制度に基づき傷病者本人あるいは家族に請求することができる。

16. 感染症等の対策

(1) 感染防止対策

- 1) 患者自身の除染（乾式除染等）を行った場合であっても、機長と協議し搬送の可否を決定する。
- 2) 感染性を考慮し、以下のような感染症はドクターヘリでの搬送は行わない。
 - ・ 1・2類感染症及び疑似症例および1類感染症の無症状病体保有
 - ・ 新感染症
 - ・ 指定感染症の一部
- 3) 新型コロナウイルスなど新興感染症に対する対応は、日本航空医療学会など関係機関の指針を遵守する。

（「COVID-19 流行時におけるドクターヘリ運航マニュアル」日本航空医療学会（2022年1月30日）〔参考資料3-1〕

（「新型コロナウイルス感染症に対するドクターヘリの感染対策」日本航空医療学会理事会見解（2023年4月7日）〔参考資料3-2〕

(2) 化学物質への対応

- 1) 化学物質の体内暴露が疑われる中毒患者等で、吐物や揮発物が、ドクターヘリ搭乗者に害を与える可能性がある場合には、ドクターヘリでの搬送は行わない。
- 2) 原因が特定できない複数傷病者が存在する場合は、化学災害の可能性を考慮する必要があり、ドクターヘリの対応を見合わせるべきである。

(3) 放射性物質への対応

放射能汚染の可能性のある患者で、十分な除染が行われていると判断できない場合は、ドクターヘリでの搬送の適応外とする。

(4) ドクターヘリ運航会社等への情報提供及び指示

搬送した患者が上記（1）～（3）の項目に該当していることが判明した場合又は疑われる場合には、基地病院等は速やかにドクターヘリ運航会社など関係機関へ情報共有を行い、必要な処置等の指示を出す。

17. その他

ドクターヘリの現場出動において医療機関がRPとなる場合、当該医療機関内で当該医療機関医療スタッフとドクターヘリ医療スタッフとが協同で診療行為を行うことも

想定される。このような事態に備え、当該医療機関と基地病院・準基地病院、当該医療機関を管轄する消防機関とが事前に連携を図っておく（この場合の診療報酬算定の基本的な考え方を別紙 10 に示す）。

「場外申請離着陸場を有する医療機関の救急外来（初療室）が RP に選定された場合の活動」（別紙）

附則

- 本要領は、平成 25 年 11 月 01 日から施行する。
- 本要領は、平成 26 年 04 月 23 日から施行する。
- 本要領は、平成 27 年 01 月 01 日から施行する。
- 本要領は、平成 27 年 06 月 01 日から施行する。
- 本要領は、平成 27 年 11 月 10 日から施行する。
- 本要領は、平成 29 年 04 月 01 日から施行する。
- 本要領は、令和 03 年 04 月 30 日から施行する。
- 本要領は、令和 04 年 05 月 01 日から施行する。
- 本要領は、令和 05 年 04 月 01 日から施行する。
- 本要領は、令和 06 年 04 月 01 日から施行する。

月	日没時刻 (月間最早)	出動要請最終時刻目安表		
		東播磨・北播磨(2)	北播磨(1)・中播磨・ 淡路(1)	西播磨・丹波・淡路(2)
4月	18:20	17:50	17:40	17:30
5月	18:44	18:14	18:04	17:54
6月	19:07	18:37	18:27	18:17
7月	19:03	18:33	18:23	18:13
8月	18:28	17:58	17:48	17:38
9月	17:46	17:16	17:06	16:56
10月	17:07	16:37	16:27	16:17
11月	16:49	16:19	16:09	15:59
12月	16:48	16:18	16:08	15:58
1月	16:59	16:29	16:19	16:09
2月	17:28	16:58	16:48	16:38
3月	17:55	17:25	17:15	17:05

東播磨地域：明石市消防局・加古川市消防本部・高砂市消防本部

北播磨(1)地域：北はりま消防本部

北播磨(2)地域：三木市消防本部・小野市消防本部

中播磨地域：姫路市消防局

西播磨地域：西はりま消防本部・赤穂市消防本部

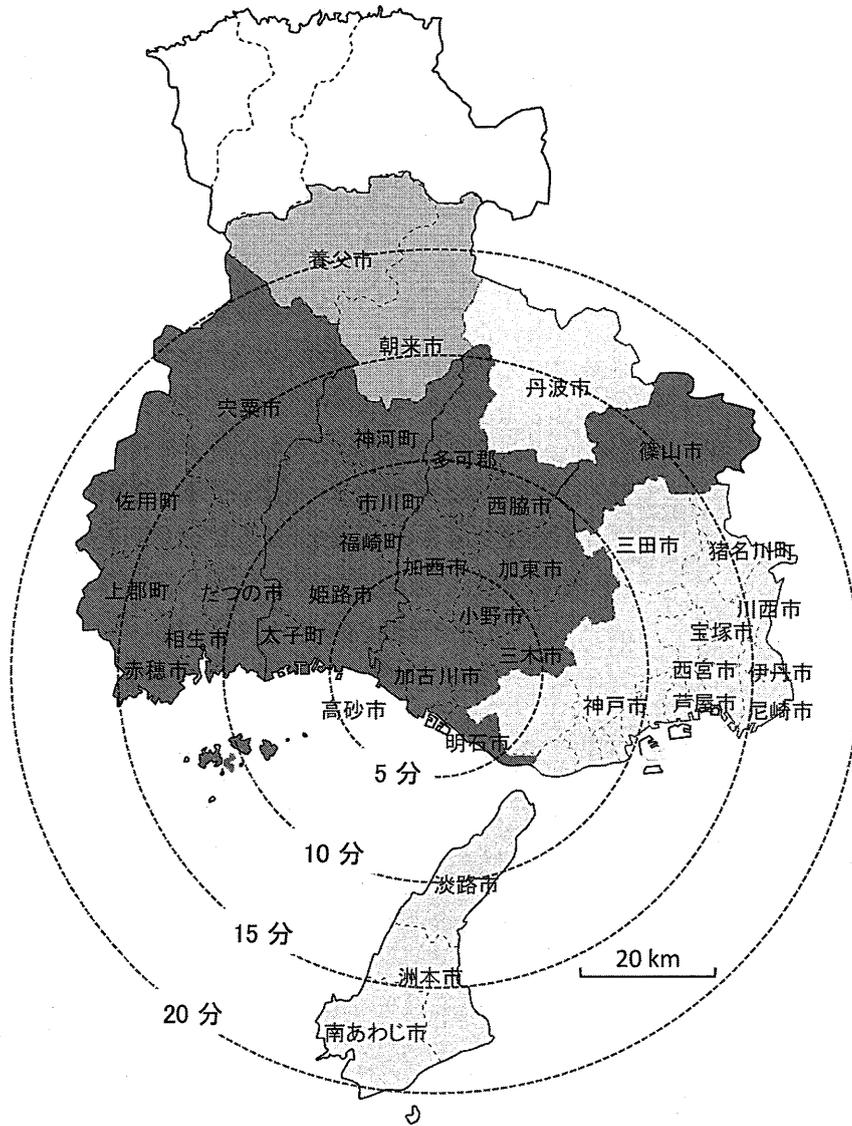
丹波地域：丹波篠山市消防本部・丹波市消防本部

淡路(1)地域：淡路広域消防事務組合（淡路市）

淡路(2)地域：淡路広域消防事務組合（洲本市・南あわじ市）

上記時間は、あくまでも「目安」であり、気象状況や（準）基地病院からの距離など、日没までに基地病院へ帰還することに関する不安要素がある場合は、上記時間内でも出動できない場合がある。また、ドクターヘリによる医療スタッフの派遣のみで傷病者をドクターヘリで搬送できない場合もある。

別紙2 運航範囲



なお、丹波地域・淡路地域を除く第2要請順位と第3要請順位への出動は、RPの調査完了後となる見込みである。

別紙3 兵庫県内消防機関におけるドクターヘリ・消防防災ヘリの相互補完
兵庫県ドクターヘリ出動要請消防機関一覧

医療圏域	消防機関名	所在地	電話番号	ヘリ要請順位		
				要請順位1	要請順位2	要請順位3
東播磨	加古川市消防本部	加古川市加古川町北在家2000	079-424-0119	兵庫県DH	消防防災ヘリ	
	明石市消防局	明石市藤江924-8	078-921-0119	兵庫県DH	消防防災ヘリ	
	高砂市消防本部	高砂市伊保4-553-1	079-448-0119	兵庫県DH	消防防災ヘリ	
北播磨	三木市消防本部	三木市福井1933番15	0794-82-0119	兵庫県DH	消防防災ヘリ	
	小野市消防本部	小野市王子町809	0794-63-0119	兵庫県DH	消防防災ヘリ	
	北はりま消防本部	西脇市・多可町	加東市下滝野1269-2	0795-48-3072	兵庫県DH	豊岡病院DH
加西市・加東市		加東市下滝野1269-2	0795-48-3072	兵庫県DH	消防防災ヘリ	
淡路	淡路広域消防事務組合	洲本市塩屋1丁目2番32号	0799-24-0119	徳島県DH	兵庫県DH	消防防災ヘリ
中播磨	姫路市消防局	姫路市三左衛門堀西の町3	079-223-0003	兵庫県DH	消防防災ヘリ	
西播磨	西はりま消防本部	たつの市揖保川町正條279-1	0791-76-7119	兵庫県DH	消防防災ヘリ	
	赤穂市消防本部	赤穂市加里屋1120-120	0791-43-0119	兵庫県DH	消防防災ヘリ	
丹波	丹波篠山市消防本部	丹波篠山市北40-2	079-594-1119	兵庫県DH	豊岡病院DH	消防防災ヘリ
	丹波市消防本部	丹波市柏原町母坪371-1	0795-72-2255	豊岡病院DH	兵庫県DH	消防防災ヘリ
神戸	神戸市消防局	神戸市中央区加納町6-5-1	078-322-5738	消防防災ヘリ	兵庫県DH	
阪神北	三田市消防本部	三田市下深田396	079-564-0119	消防防災ヘリ	兵庫県DH	
	川西市消防本部	川西市火打1-12-11	072-759-0119	消防防災ヘリ	兵庫県DH	
	宝塚市消防本部	宝塚市伊子志3-14-61	0797-73-1141	消防防災ヘリ	兵庫県DH	
	伊丹市消防局	伊丹市昆陽1-1-1	072-783-0123	消防防災ヘリ	兵庫県DH	
	猪名川町消防本部	川辺郡猪名川町紫合古津山4-10	072-766-0119	消防防災ヘリ	兵庫県DH	
阪神南	西宮市消防局	西宮市池田町13-3	0798-26-0119	消防防災ヘリ	兵庫県DH	
	尼崎市消防局	尼崎市昭和通2-6-75	06-6481-3962	消防防災ヘリ	兵庫県DH	
	芦屋市消防本部	芦屋市精道町8-26	0797-32-2345	消防防災ヘリ	兵庫県DH	
但馬	豊岡市消防本部	豊岡市昭和町4-33	0796-24-1119	豊岡病院DH	消防防災ヘリ	
	南但消防本部	朝来市和田山町枚田436-1	079-672-0119	豊岡病院DH	消防防災ヘリ	兵庫県DH
	美方広域消防本部	美方郡新温泉町今岡257-1	0796-92-0119	豊岡病院DH	消防防災ヘリ	

別紙4 ドクターヘリ出動要請基準

◇ 総論

- ・生命の危険が切迫しているか、その可能性が疑われるとき
- ・重症傷病者であって搬送に長時間を要することが予想される時
- ・特殊救急患者（重症熱傷、多発外傷、指肢切断など）で搬送時間の短縮を図るとき
- ・救急現場で緊急診断処置に医師を必要とする時
- ・オーバートリアージの容認

出動要請後に傷病者が比較的軽症であると判明した場合、消防機関はドクターヘリの出動をキャンセルできる。その際、出動要請した担当者の責任は問われない。

◇ 各論 - ドクターヘリ搬送の対象となる傷病者の具体例

以下は、ドクターヘリ搬送対象の具体例を示したものであり、対象はこれらに限定されるものではない。

地域性、事後検証結果、消防機関の意見などを踏まえ、今後も定期的に要請基準の見直しを図り、地域の必要性に見合った要請基準を作成する。

1. 救急現場への出動（現場出動）の要請基準

消防機関が119番通報受信時（救急隊現場到着までの間も含む）または救急隊員が救急現

場に到着した時点で、消防指令員および救急隊員が以下に記載する要請基準に基づいて早期医療介入が必要と判断した場合にドクターヘリの出動を要請できる。

- (1) 覚知内容からドクターヘリ出動を要請した方が良いと消防指令員が判断する場合
(覚知同時要請または救急隊現着前に要請する現着前要請を含む)

以下に示すキーワード一覧を参考にして、消防指令員ないしは現着前の救急隊より、ドクターヘリ出動を要請することができる。

覚知同時要請・現着前要請に参考となる119番通報時のキーワード一覧

発生場所近隣に収容医療機関がない場合、ADLが自立している方の場合、ゴルフ場で発生した場合、傷病者が小児の場合については、積極的なDH要請が望ましい。

内因性疾患

*現場到着し傷病者と接触後、軽症と判断した場合はキャンセルしてください。

病態別	必須項目	キーワード	付加情報		考えられる疾患
呼吸循環不全	突然の <input type="checkbox"/>	胸痛 (35歳以上) <input type="checkbox"/>	冷汗 <input type="checkbox"/>	高血圧の既往症 <input type="checkbox"/>	急性心筋梗塞
		背部痛 (35歳以上) <input type="checkbox"/>			急性大動脈解離
		激しい腹痛 (臍部付近) <input type="checkbox"/>	ショック症状 <input type="checkbox"/>	腹部大動脈瘤破裂	
	喘息の既往症 <input type="checkbox"/>	呼吸困難 <input type="checkbox"/>	会話ができないくらい <input type="checkbox"/>	喘息重積発作	
		息ができない <input type="checkbox"/>	肩で息をしている状態 <input type="checkbox"/>	COPD急性増悪	
	元々心機能が悪い <input type="checkbox"/>	顔色が悪い <input type="checkbox"/>	徐々に悪化している <input type="checkbox"/>	心原性ショック	
手足が冷たい <input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>			
心肺停止	目の前で人が突然倒れた (倒れるような音) <input type="checkbox"/>	呼びかけても反応がない <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	心室細動 脳出血 心筋梗塞
		意識がない <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		呼吸していない <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		脈が触れない <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		痙攣している <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
脳血管障害	突然発症 <input type="checkbox"/>	手足が動きにくくなった <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	脳梗塞 くも膜下出血 脳出血
		反応がなくなった <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		ろれつが回らなくなった <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		激しい頭痛 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		意識障害 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		痙攣している <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
アナフィラキシー <input type="checkbox"/>	蜂に刺された <input type="checkbox"/>	息苦しい <input type="checkbox"/>	痒みがある <input type="checkbox"/>		
	アレルギー (食物・薬品) を摂取した <input type="checkbox"/>	目の周りや唇が腫れている <input type="checkbox"/>	皮膚の潮紅・膨隆が出現 <input type="checkbox"/>		

外傷・外因性疾患

	キーワード	付加情報		
自動車事故	横転して閉じ込められている	<input type="checkbox"/>	救出に時間を要する	<input type="checkbox"/>
	車外に放出されている	<input type="checkbox"/>	同乗者の死亡	<input type="checkbox"/>
	下敷きになっている	<input type="checkbox"/>	事故時の速度が50km/h以上	<input type="checkbox"/>
	歩行者、自転車が跳ね飛ばされた	<input type="checkbox"/>	自転車（特に中高生）	<input type="checkbox"/>
	大量に出血している	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
オートバイ事故	運転者がオートバイから放り出された	<input type="checkbox"/>	歩行者、自転車が跳ね飛ばされた	<input type="checkbox"/>
	大量に出血している	<input type="checkbox"/>	自転車（特に中高生）	<input type="checkbox"/>
カート事故	ゴルフカート事故（墜落・衝突）	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
転落・墜落事故	3階以上の高さから落ちた（5m以上）	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	山間部での滑落	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	大量に出血している	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	脚立から落ちた（3m以上）	<input type="checkbox"/>	意識がない・麻痺がある	<input type="checkbox"/>
作業中の事故	耕運機・重機 （バックホウ・ショベルカー等） に巻き込まれた	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	下敷きになった	<input type="checkbox"/>	重量物が落ちてきた	<input type="checkbox"/>
	挟まれた	<input type="checkbox"/>	重量物・壁に挟まれた	<input type="checkbox"/>
	大量に出血している	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
傷害事件	四肢の切断	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	撃たれた	<input type="checkbox"/>	頭頸部・体幹部	<input type="checkbox"/>
	刺された	<input type="checkbox"/>	頭頸部・体幹部	<input type="checkbox"/>
多数傷病者症例	大量に出血している	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	列車・バス	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	航空機・船舶	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	高速道路・主要幹線道路	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	爆発・落雷	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
電撃傷	イベント会場等の雑踏事故	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	感電して意識がない	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
水難事故	飛び込んだまま浮かんでこない	<input type="checkbox"/>		
	溺れて意識がない	<input type="checkbox"/>		
広範囲熱傷 気道熱傷	爆発事故に巻き込まれた	<input type="checkbox"/>	息苦しい	<input type="checkbox"/>
	車両火災で受傷した	<input type="checkbox"/>	意識がない	<input type="checkbox"/>
	煙に巻かれた	<input type="checkbox"/>	嘔声がある	<input type="checkbox"/>

(2) 救急隊到着時、ドクターヘリを要請した方が良いと救急隊が判断する場合

I 内因性疾患

1) 呼吸循環不全

- ・ 救急車搬送では病院搬送までに気道 / 呼吸 / 循環が保てず、心停止の危険性があると予想される場合
- ・ 気管挿管 / 輸液 / 薬剤投与が必要と判断される場合

- ・末梢冷感、SpO₂<90、橈骨動脈微弱、呼吸促迫等
- ・喘息大発作、心不全、急性心筋梗塞、急性大動脈解離、消化管出血（吐血、下血）が強く疑われる場合

2) 意識障害（JCS 20 以上）、痙攣発作、強い頭痛

3) 心呼吸停止

- ・救命の可能性が高いと考えられる CPA 事案
 - ・オンライン MC にて指示医師がドクターヘリ適応と判断した事案
 - ・現場で救急隊員が救命の可能性が高いと判断した事案
 - ・ECPR の適応と考えられる CPA 事案
- 積極的にドクターヘリを要請して早期医療介入、搬送時間短縮を図ることで救命率の向上が期待できる。
- 参考として、基地病院における「KACMC ECPR Stand-by Criteria 2022」[参考資料4]を示す。

4) その他

- ・緊急手術を要する可能性のある疾患（急性腹症、頭蓋内疾患、急性大動脈解離、大動脈閉塞等）
- ・血栓溶解療法の適応の可能性のある脳卒中症例
- ・母体新生児

II 外因性疾患

1) 外傷

- ・初期評価の異常（JPTEC に準ずる）意識障害は JCS20 以上
- ・全身観察の異常（JPTEC に準ずる）
- ・穿通性外傷（刺創、銃創）
- ・意識障害を伴う電撃症
- ・（切断指肢）※外傷が切断指のみと判断される場合は、救急隊現着後に創部の状態を把握してから、病院に相談すること

2) 熱傷

- ・体表面積 10%以上にわたる熱傷（小児、高齢者は 5%以上）
- ・気道熱傷（意識障害、顔面熱傷、閉鎖空間での受傷）
- ・化学熱傷
- ・外傷を伴う熱傷（爆発による受傷）

3) 溺水、窒息 4) 急性中毒 5) アナフィラキシーショック

6) 環境障害 減圧症、偶発性低体温症、熱中症など

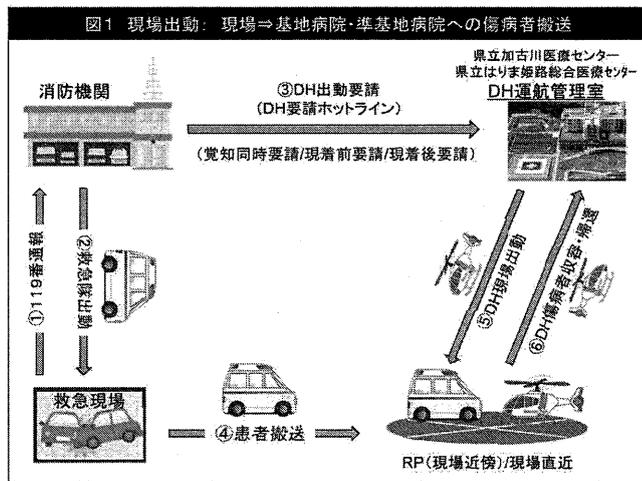
III その他

- 1) その他現場にて重篤と判断されたもの
- 2) オンライン MC にて指示医師がドクターヘリ適応と判断した例
- 3) 多数傷病者症例

- 4) 周産期救急疾患
- 5) ECPR の適応と考えられる CPA 事案：積極的にドクターヘリを要請して早期医療介入を図ることで、救命率の向上が期待できる。

別紙 5 傷病者搬送先医療機関リスト

医療圏域	施設名	所在地	電話番号	ヘリポート
神戸	神戸大学医学部附属病院	神戸市中央区楠町7-5-2	078-382-5111	○
	神戸市立医療センター中央市民病院	神戸市中央区港島南町2-1-1	078-302-4321	◎
	神戸赤十字病院	神戸市中央区脇浜海岸通1-3-1	078-231-6006	■
	兵庫県災害医療センター	神戸市中央区脇浜海岸通1-3-1	078-241-3131	■
	兵庫県立こども病院	神戸市中央区港島南町1-6-7	078-945-7300	◎
阪神南	兵庫医科大学病院	西宮市武庫川1-1	0798-45-6111	
	兵庫県立西宮病院	西宮市六湛寺町13-9	0798-34-5151	
	兵庫県立尼崎総合医療センター	尼崎市東難波町2-17-77	06-6480-7000	◎
阪神北	宝塚市立病院	宝塚市小浜4-5-1	0797-87-1161	
東播磨	明石市立市民病院	明石市鷹匠町1-33	078-912-2323	
	明石医療センター	明石市大久保町八木743-33	078-936-1101	
	兵庫県立加古川医療センター	加古川市神野町神野203	079-497-7000	◎
	加古川中央市民病院	加古川市加古川町本町439	079-451-5500	◎
	順心病院	加古川市別府町別府865-1	079-437-3555	
	高砂市民病院	高砂市荒井町紙町33-1	079-442-3981	
北播磨	西脇市立西脇病院	西脇市下戸田652-1	0795-22-0111	◎
	加西市立加西病院	加西市北条町横尾1-13	0790-42-2200	
	北播磨総合医療センター	小野市市場町926-250	0794-88-8800	◎
中播磨	姫路赤十字病院	姫路市下手野1-12-1	079-294-2251	◎
	姫路医療センター	姫路市本町68	079-225-3211	
	兵庫県立はりま姫路総合医療センター	姫路市神屋町3-264	079-289-5080	◎
	ツカザキ病院	姫路市網干区和久68-1	079-272-8555	◎
西播磨	赤穂市民病院	赤穂市中広1090	0791-43-3222	
	公立宍粟総合病院	宍粟市山崎町鹿沢93	0790-62-2410	
但馬	公立豊岡病院	豊岡市戸牧1094	0796-22-6111	◎
	公立八鹿病院	養父市八鹿町八鹿1878-1	0796-62-5555	
丹波	兵庫医大ささやま医療センター	丹波篠山市黒岡5	079-552-1181	
	兵庫県立丹波医療センター	丹波市氷上町石生2002-7	0795-88-5200	◎
淡路	兵庫県立淡路医療センター	洲本市塩屋1-1-137	0799-22-1200	◎
圏外	津山中央病院	岡山県津山市川崎1758	0868-21-8111	◎
*敷地内にヘリポート設備の無い医療機関は、あらかじめ近接する場外離着陸場を設定する必要がある				
	○ 場外申請離着陸場に該当しない病院ヘリポート			
	◎ 国土交通省航空局より認可を受けた飛行場外離着陸場（場外申請離着陸場）			
	■ 非公共用ヘリポート			



- ① 119番通報 (消防覚知)
 - ② 救急車出動
 - ③ DH 出動要請
 - 1) 覚知同時要請、2) 現着前要請、3) 現着後要請
 - ④ 救急車による傷病者搬送 (現場 → RP)
 - ⑤ DH 現場出動 ((準)基地病院 → RP/現場直近)
 - ⑥ 傷病者収容・(準) 基地病院帰還
- * RP への到着時間、地上支援隊の準備状況、天候などの情報は、CS ↔ 消防機関、DHパイロット ↔ 消防機関の間で行い、安全運航の確立に努める

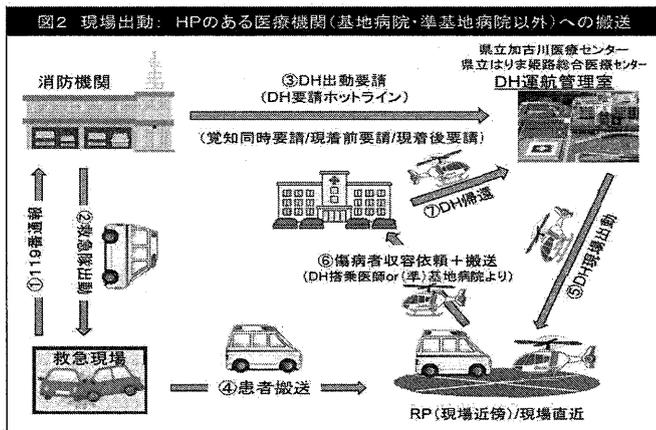
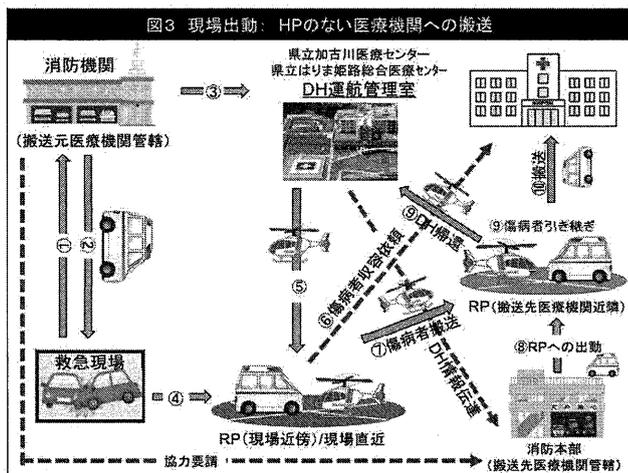
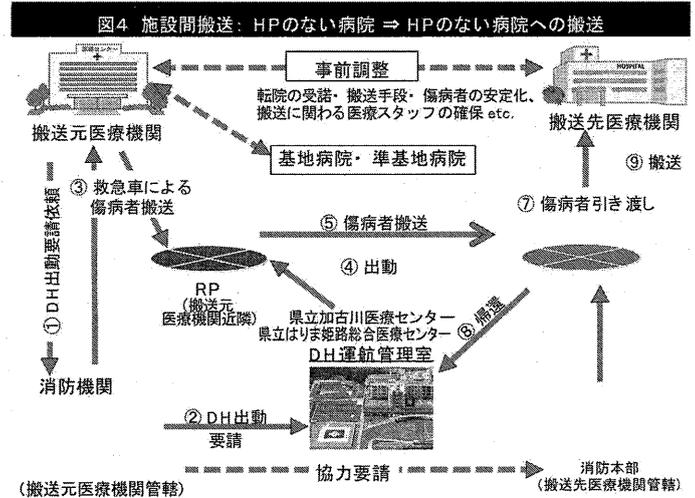
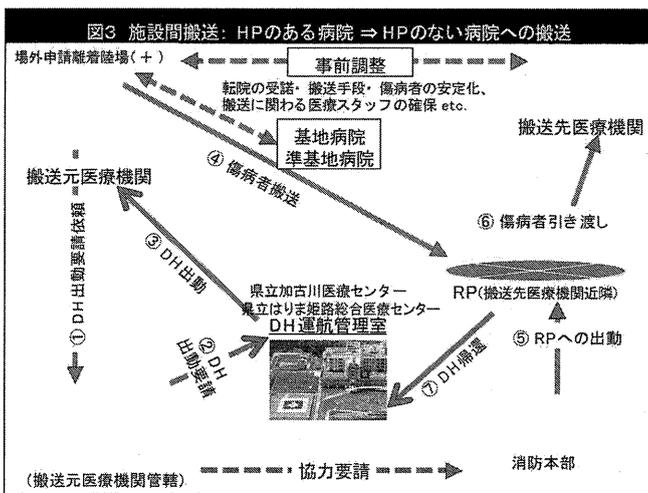
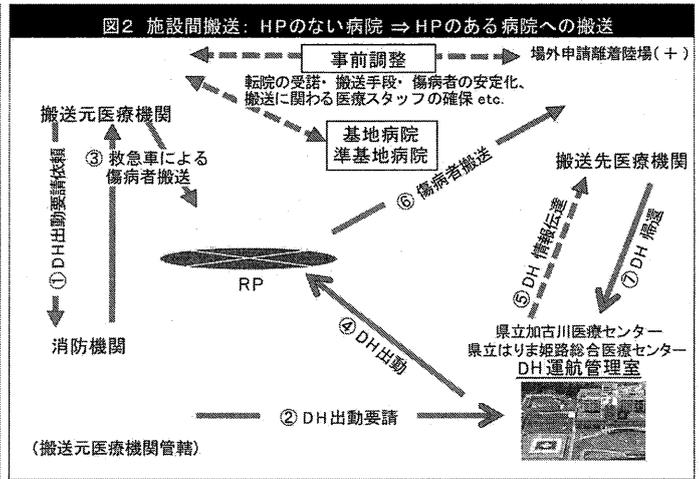
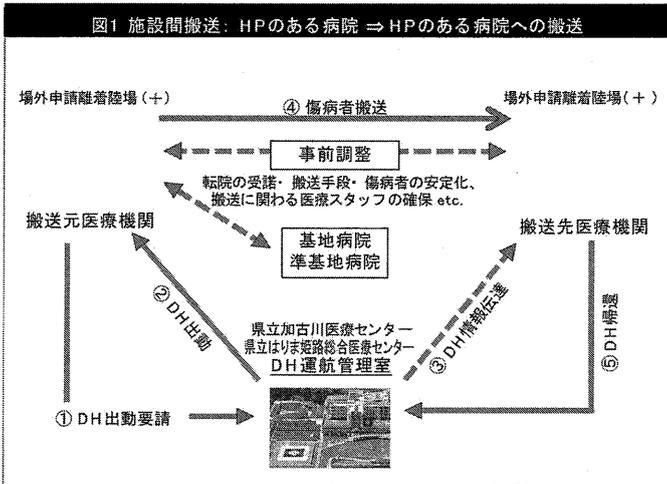


図2・3のHPとは、場外申請離着陸場を問わず病院ヘリポート全般をさす。

- ①～⑤ までの手順は、図1と同様
 - ⑥ 医療機関への傷病者収容依頼は、DH 搭乗医師または (準)基地病院から行う
 - ⑦ DH 帰還
- * RP への到着時間、地上支援隊の準備状況、天候などの情報は、CS ↔ 消防機関、DHパイロット ↔ 消防機関の間で行い、安全運航の確立に努める
- * CS ⇄ 搬送先医療機関で着陸時間、天候、支援の状況などを把握する。



- ①～⑥までの手順は、図2と同様
- * 搬送元医療機関管轄の消防機関は、搬送先医療機関管轄の消防機関に対して、搬送先医療機関近隣のRPの確保、安全管理、搬送先医療機関への救急車搬送支援を要請する。
- ⑦ DHによる傷病者搬送
 - ⑧ 搬送先医療機関管轄消防機関よりRPへ救急車派遣
 - ⑨ DHは傷病者を引き継ぎ後、(準)基地病院へ帰還
 - ⑩ RPより救急車あるいは搬送先医療機関所有の車両で傷病者を搬送



別紙 7 図 1～図 4 に記した「HP」とは、場外申請離着陸場または非公共用ヘリポートをさす。搬送元・搬送先医療機関の病院ヘリポートが場外申請離着陸場や非公共用ヘリポートに該当しない場合、搬送元医療機関は、管轄消防機関にドクターヘリを用いた施設間搬送を行うことを連絡する。連絡を受けた搬送元医療機関を管轄する消防機関は、その連絡をもって兵庫県ドクターヘリの出動を運航管理室に要請する。（p7 の表参照）。

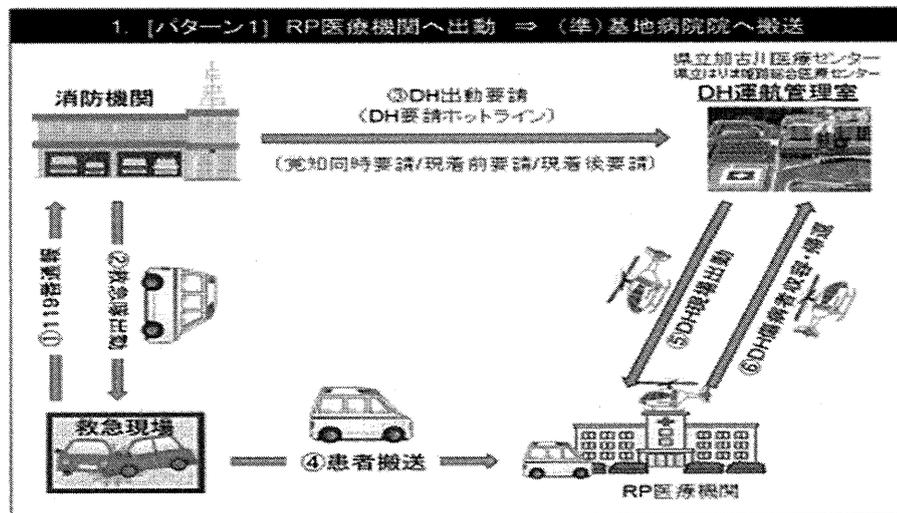
自施設が搬送元医療機関となる場合のドクターヘリ要請手順に関しては、予め運航管理室ないしは基地病院へ確認しておくことが望ましい。

別紙8 現場出動におけるDH要請（医療機関をRPとして使用時の取扱い）

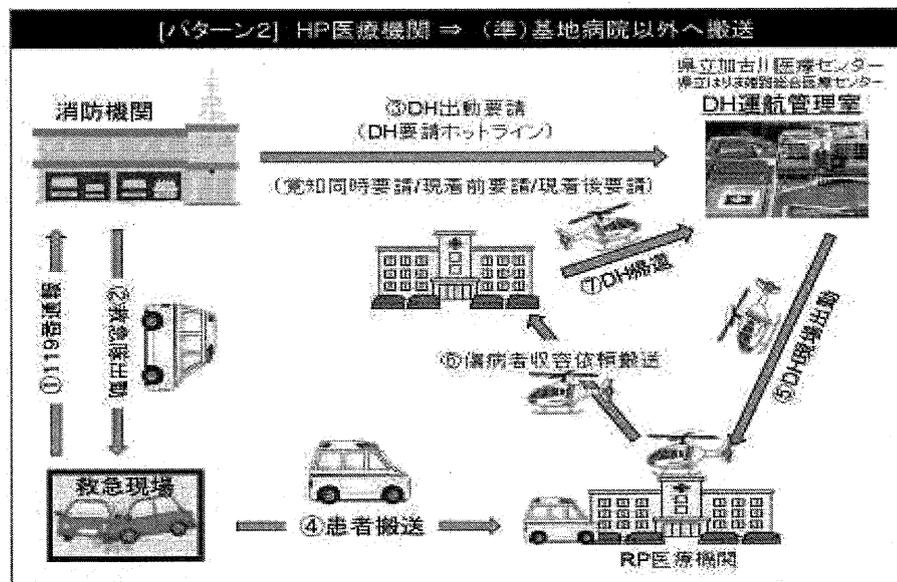
〔前提（想定）条件〕

- 1 救急隊からの要請に基づき、ドクターヘリ出動
- 2 ランデブーポイントとして登録した医療機関に救急隊が一旦搬送
- 3 医療機関内の処置室（初療室）において、当該医療機関の医師が初期治療開始
- 4 ドクターヘリが医療機関に到着後、フライトドクターが処置室（初療室）において、当該医療機関の医師とともに治療
- 5 治療後

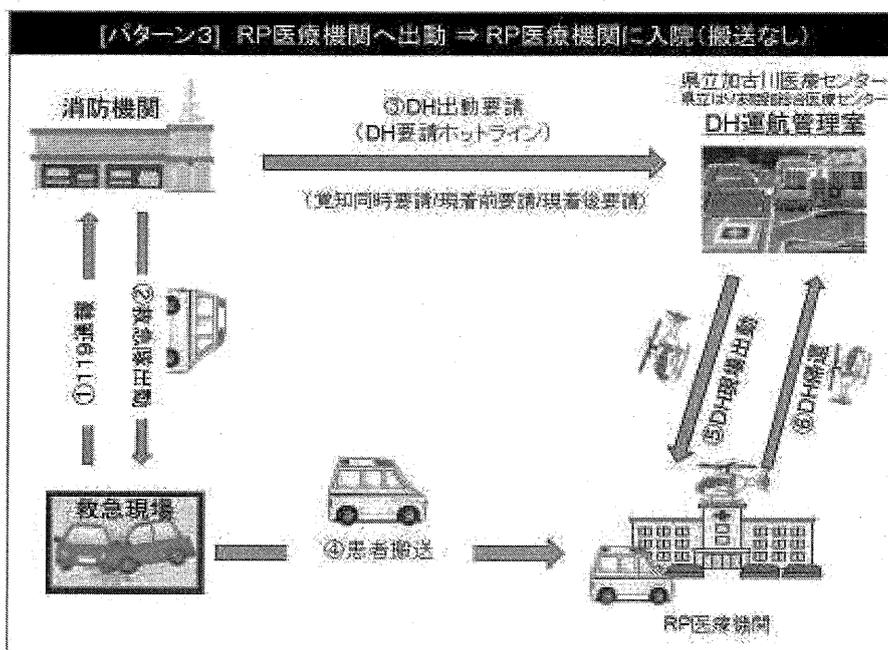
パターン① ⇒ （準）基地病院へ搬送（連れ帰り）



パターン② ⇒ 他の医療機関へ搬送



パターン③ ⇒ ランデブーポイント医療機関に入院



「×」算定できない、「-」対象となる行為なし

○ 診療報酬算定の基本的な考え方

区分	機関	初診料 再診料 外来診察料	救急搬送 診察料	往診料	診療行為① (ドクター-医療機関)	診療行為② (ヘリ内)
パターン① (準)基地病院へ搬送	ドクターヘリ出動病院	○	○	○	○※1	○
〃 ② (他の医療機関へ搬送)	ランデブー医療機関	○	-	-	○	-
パターン③ (RP 医療機関に入院)	ドクターヘリ出動病院	×	-	×	○※2	-
	ランデブー医療機関	○	-	-	○	-

※1 ドクターヘリ医療クルー接触後の診療・処置については、ドクターヘリ記録等をもとに両医療機関で協議のうえ(準)基地病院で請求する。

※2 レセプト請求は、RP 医療機関が請求し、ドクターヘリ医療クルーによる診療・処置については、両医療機関で協議のうえ、ドクターヘリ記録等をもとに(準)基地病院から RP 医療機関へ DPC の他院受診の例により請求する。

〔参 考〕現場出動の場合（トクヘリ出動病院における診療報酬の算定）

	初診料 再診料 外来診察料	救急搬送 診察料	往診料	現場での 医療行為
①連れ帰り	○	○	○	○
②他院搬送（トクヘリ）	○	○	○	○
②-2 他院搬送（救急車同乗）	○	○	○	○
③他院搬送（救急車同乗なし）	○	—	○	○

「×」算定できない、「—」対象となる行為なし

医政地発 1205 第 1 号
平成 28 年 12 月 5 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
（ 公 印 省 略 ）

大規模災害時におけるドクターヘリの運用体制構築に係る指針について

ドクターヘリ（救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成 19 年法律第 103 号）第 5 条第 1 項に規定する病院の使用する救急医療用ヘリコプター（同法第 2 条に規定する救急医療用ヘリコプターをいう。）であって救助を業務とするものをいう。以下同じ。）の運航については、これまで「航空法施行規則第 176 条の改正に伴うドクターヘリの運航について（通知）」（平成 25 年 11 月 29 日付け医政指発 1129 第 1 号厚生労働省医政局指導課長通知）により、適切な対応をお願いしており、各都道府県単位でのドクターヘリの運用体制の整備を進めていただいているところである。

一方、東日本大震災において課題とされた大規模災害時におけるドクターヘリの運用体制については、いまだ各都道府県においてその体制整備が進んでいない状況にかんがみ、今般、別添「大規模災害時のドクターヘリ運用体制構築に係る指針」を策定した。貴職におかれては、本指針の内容について御了知いただくとともに、ドクターヘリを活用する医療機関に対する必要な指導並びに消防機関及び関係団体等に対する周知をお願いする。

なお、平成 28 年熊本地震におけるドクターヘリの運用状況等については、現在関係者等においてその課題等について検証が行われているところであり、この検証等を踏まえて改めて本指針を改定しうることを申し添える。

大規模災害時のドクターヘリ運用体制構築に係る指針

はじめに

災害時におけるドクターヘリの運用については、東日本大震災におけるドクターヘリによる被災地活動を受けて、「災害医療等のあり方に関する検討会」等において検討され、①消防機関等からの要請がなければ緊急出動ができないこと、②災害時におけるドクターヘリの運航要領が各都道府県で策定されていないこと、③大規模災害時における全国規模でのドクターヘリの運用体制が確立されていないこと、が課題とされた。

このうち、①については、「航空法施行規則の一部を改正する省令」（平成25年国土交通省令第90号）により、ドクターヘリが航空法（昭和27年法律第231号）における捜索又は救助のための特例の対象とされ、消防機関等の依頼又は通報を待たずに出動ができることとなり、円滑な運航が可能となったところである。また、②については、「航空法施行規則第176条の改正に伴うドクターヘリの運航について（通知）」（平成25年11月29日付け医政指発1129第1号厚生労働省医政局指導課長通知。以下「平成25年通知」という。）において、各道府県においてドクターヘリの運航要領を策定することとしており、各都道府県単位での運用体制の整備が進んでいるところである。

一方で、大規模災害時には、被災地域の医療提供体制の確保とともに、複数のドクターヘリのみならず警察や消防、自衛隊等の多数のヘリコプターが協調して安全かつ効果的に活動する必要があることから、大規模災害時のドクターヘリ運用体制の整備には未だ課題が残る。

このため、大規模災害時にドクターヘリが効果的かつ効率的に活動ができるよう、全国からの参集方法や参集後の活動方法等を含むドクターヘリ運用体制の構築に係る指針を提示する。

第1 総則

1 適用範囲

本指針は、全国規模でドクターヘリの運用が必要となる、南海トラフ地震、首都直下地震又はこれらと同程度の大規模災害が発生した際に適用されることを想定している。また、発災時に被害状況が確認できない状況で、当該災害が上記と同程度の大規模災害に当たる可能性がある場合において

も、本指針に沿って活動することが望ましい。

2 指針の取扱い

本指針は、ドクターヘリの配備状況、災害医療体制の整備状況、図上訓練を含めた累次の訓練での検証結果等を踏まえ、より適切な指針へと改訂していくものとする。

なお、本指針は、大規模災害時のドクターヘリ運用体制構築に係る基本的な事項について定めるものであり、都道府県等による自発的な取組を制限するものではない。

3 用語

- ・ ドクターヘリ基地病院（以下「基地病院」という。）
救命救急センターであって、ドクターヘリを配備している病院。

- ・ ドクターヘリ基地病院地域ブロック
大規模災害時における被災地へのドクターヘリの派遣を効率よく行うため、全国を地域ブロックに分けたもの。平成28年12月1日現在の、地域ブロック及び地域ブロックごとの基地病院を別表に示す。別表は、必要に応じ厚生労働省において更新するものとする。

- ・ ドクターヘリ連絡担当基地病院（以下「連絡担当基地病院」という。）
大規模災害時における被災地へのドクターヘリ派遣を効率よく行うため、ドクターヘリ基地病院地域ブロック内で、ドクターヘリの派遣、待機等のドクターヘリによる被災地活動の調整を行う病院。

- ・ 航空運用調整班
被災都道府県災害対策本部内に設置される航空機の運用を調整する内部組織。警察、消防、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、DMAT都道府県調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行う。また、必要に応じ自衛隊等が入手した被災地の情報を被災都道府県災害対策本部等に提供する。

- ・ ドクターヘリ調整部
被災都道府県災害対策本部内に設置されたDMAT都道府県調整本部の内部組織として設置される。また、航空運用調整班にも所属し、警察、消防、自衛隊等と航空機運用に関して情報共有、連携を行う。

・ ドクターヘリ本部

被災地の基地病院等に設置、又は被災地に基地病院が無い若しくは基地病院が被災し機能していない場合は、DMAT都道府県調整本部の下に、DMAT・SCU（注1）本部、DMAT活動拠点本部（注2）とともに設置され、ドクターヘリ調整部の指揮下でドクターヘリに関する運用調整を行う。

（注1）航空搬送拠点臨時医療施設（ステージングケアユニット：SCU）

航空機での搬送に際して、患者の症状の安定化を図り搬送を実施するための救護所として、被災地及び被災地外の航空搬送拠点に、広域医療搬送や地域医療搬送に際して都道府県により設置される。

（注2）DMAT活動拠点本部

参集したDMATの指揮及び調整、管内におけるDMAT活動方針の策定、管内の病院の被災情報の収集等を行う目的で、DMAT都道府県調整本部の指揮下で、必要に応じて、災害拠点病院等から適当な場所を選定し、必要に応じて複数箇所設置される。

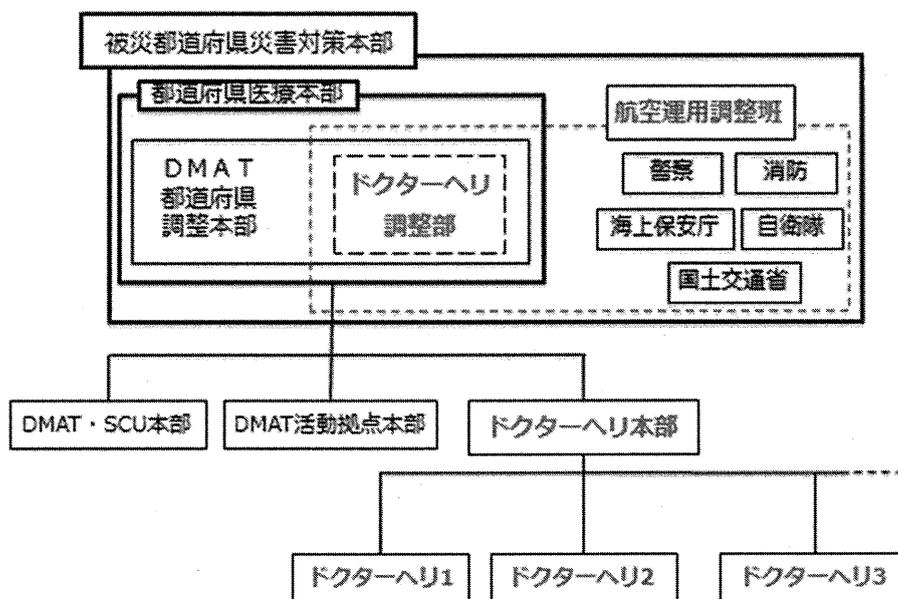


図1 被災都道府県災害対策本部におけるドクターヘリ関連部門の体制

第2 平時からの体制整備について

都道府県は、災害時のドクターヘリの運用について、平成25年通知を参照し、運航要領を定めることとする。また、災害時に速やかなドクターヘリの運用が可能となるように、平時から所属する地域ブロック内の関係機関や近接する他道府県との相互応援、共同運用等の協定締結に努める。

さらに、都道府県は、大規模災害の発生に伴う他地域からのヘリコプター等の参集に備え、複数機のヘリコプター等が安全に離着陸可能な参集拠点や給油場所の指定、無線を始めとする連絡手段や燃料の確保などについて、あらかじめ関係機関と調整し、地域防災計画等に反映しておくことが望ましい。

第3 大規模災害時の参集方法について

1 原則

被災都道府県は、必要と判断された場合、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第74条に基づき、ドクターヘリの派遣について、他の都道府県に応援を求めることができる。

2 単一都道府県の発災時

単一都道府県での発災時には、被災都道府県災害対策本部、連絡担当基地病院及び基地病院は次のような体制をとる。

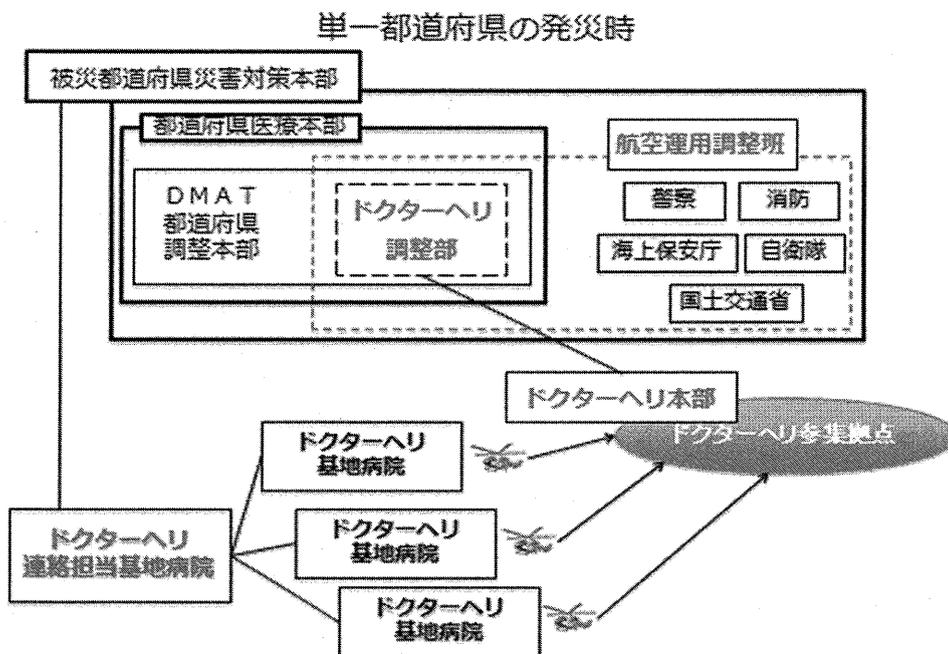


図2 単一都道府県発災時のドクターヘリ運用体制

- ① 発災後、被災都道府県災害対策本部はドクターヘリのニーズの把握に努め、航空運用調整班で、安全を確保するための調整等を行った上で、当該被災都道府県災害対策本部が所属する地域ブロックの連絡担当基地病院にドクターヘリの派遣を要請する。また、派遣されるドクターヘリの参集拠点を指定する。
- ② ドクターヘリ調整部は、航空運用調整班においてドクターヘリの活動エリア、活動内容等に関して警察、消防、自衛隊等の関係機関と調整を行い、また、都道府県医療本部、航空運用調整班等を通じて得た被災都道府県内のドクターヘリのニーズを集約し、ドクターヘリ本部への活動指示等を行う。
- ③ 被災都道府県災害対策本部から要請を受けた連絡担当基地病院は、地域ブロック内の基地病院と、ドクターヘリの参集拠点への派遣又は待機の調整を行う。
- ④ 連絡担当基地病院から連絡を受けた基地病院は、当該基地病院の所属する道府県に連絡をし、運航会社と調整した上で、派遣の可否を決定する。

なお、連絡を受けた基地病院の所属する道府県が、派遣先の被災都道府県とドクターヘリ運航に関する協定を結んでいない場合には、当該基地病院の長から基地病院の所属する道府県知事に当該派遣に関する了承を得る。

- ⑤ ドクターヘリ参集拠点到参集したドクターヘリは、ドクターヘリ本部の指揮下で、被災地での活動を行う。
- ⑥ 被災都道府県災害対策本部は、被災都道府県が所属するブロック内のドクターヘリ派遣数よりも多数のドクターヘリが必要であると判断する場合には、被災都道府県が所属する地域ブロックの連絡担当基地病院へ、他地域ブロックからのドクターヘリ派遣についての調整を要請する。要請を受けた連絡担当基地病院は近接する他地域ブロックの連絡担当基地病院に、当該ブロックへのドクターヘリ派遣調整の連絡を行う。

また、被災都道府県災害対策本部は、他地域ブロックからのドクターヘリ派遣を要請していることを、厚生労働省へ連絡する。

3 複数都道府県の発災時

複数都道府県の発災時には、厚生労働省、被災都道府県災害対策本部、連絡担当基地病院及び基地病院は次のような体制をとる。

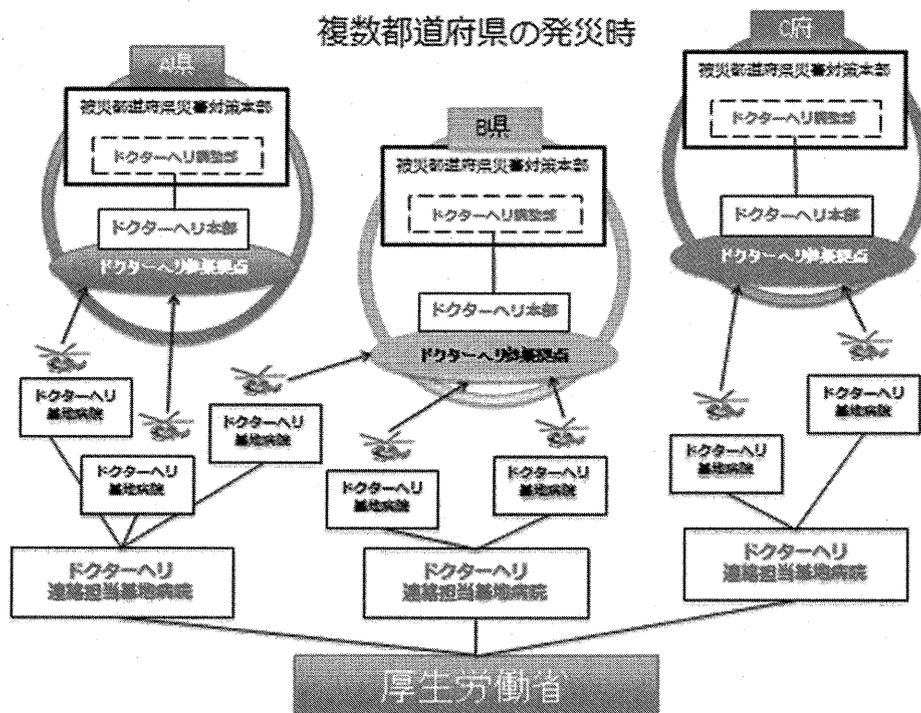


図3 複数都道府県発災時のドクターヘリ運用体制

- ① 複数の都道府県での発災の場合には、厚生労働省から、各被災都道府県災害対策本部に対し、複数の都道府県での発災である旨の連絡を行う。また、厚生労働省は被災都道府県から概ね300キロメートル圏内にある地域ブロックの連絡担当基地病院に連絡し、派遣可能なドクターヘリの機数等の情報を集約する。
- ② 連絡を受けた被災都道府県災害対策本部は、当該都道府県におけるドクターヘリのニーズを確認し、厚生労働省へ報告及び派遣要請を行う。また、派遣されるドクターヘリの参集拠点を指定する。
- ③ 各被災都道府県のドクターヘリ調整部は、航空運用調整班においてドクターヘリの活動エリア、活動内容に関して警察、消防、自衛隊等の関係機関と調整を行い、また、都道府県医療本部、航空運用調整班等を通じて得た被災都道府県内のドクターヘリのニーズを集約し、ドクターヘリ本部への活動指示等を行う。
- ④ 厚生労働省は、被災都道府県災害対策本部からドクターヘリのニーズに関する報告及び派遣要請を受けた後、連絡担当基地病院にドクターヘリの派遣調整を依頼する。
- ⑤ 連絡担当基地病院は、厚生労働省の依頼に従い、地域ブロック内の基地病院と、ドクターヘリの参集拠点への派遣又は待機の調整を行う。

- ⑥ 連絡担当基地病院から連絡を受けた基地病院は、当該基地病院の所属する道府県に連絡をし、運航会社と調整した上で、派遣の可否を決定する。
- なお、連絡を受けた基地病院の所属する道府県が、派遣先の被災都道府県とドクターヘリ運航に関する協定を結んでいない場合には、基地病院の長から当該基地病院の所属する道府県知事に当該派遣に関する了承を得る。
- ⑦ ドクターヘリ参集拠点に参集したドクターヘリは、各被災都道府県のドクターヘリ本部の指揮下で、被災地での活動を行う。
- ⑧ 各被災都道府県災害対策本部は、厚生労働省に対し、ドクターヘリのニーズを随時報告する。
- ⑨ 厚生労働省は、第2陣、第3陣のドクターヘリ派遣を速やかに行うことができるよう、被災都道府県から概ね300キロメートル圏外にある地域ブロックの連絡担当基地病院と、対応可能なドクターヘリについて、情報共有を行う。

第4 被災地内でのドクターヘリの活動について

1 連絡体制

参集拠点へ参集したドクターヘリは、ドクターヘリ本部の指揮下で活動する。

被災地に参集した後のドクターヘリが警察、消防、自衛隊等の関係機関と協力しつつ、被災地のニーズに沿った活動を行う事ができるよう、航空運用調整班の一員であるドクターヘリ調整部が、当該関係機関との調整を行う。ドクターヘリ調整部は、被災都道府県災害対策本部での決定事項をドクターヘリ本部へ連絡し、具体的な活動について指示する。

ドクターヘリのみでは患者搬送等に対応できない場合には、ドクターヘリ本部からドクターヘリ調整部に連絡し、連絡を受けたドクターヘリ調整部は航空運用調整班へ協力依頼を行う。

2 ドクターヘリスタッフ

ドクターヘリは、派遣元のドクターヘリスタッフ（操縦士、整備士、医師、看護師）による活動を原則とし、搭乗する医師又は看護師はDMAT隊員であることが望ましい。また、操縦士、整備士、本部活動等を行うCS（コミュニケーションスペシャリスト）はDMAT補助要員として活動する。

派遣元ドクターヘリスタッフ以外の医療従事者であってドクターヘリ内

で活動する者は、原則として、平時からドクターヘリスタッフとして活動実績のあるDMA T 隊員とする。

3 活動終了

ドクターヘリは、各々が所属するドクターヘリ本部の指示に従い、活動を終了する。

派遣されたドクターヘリ全体の活動終了については、被災都道府県災害対策本部がドクターヘリ調整部の助言を踏まえて決定する。

4 その他の留意点

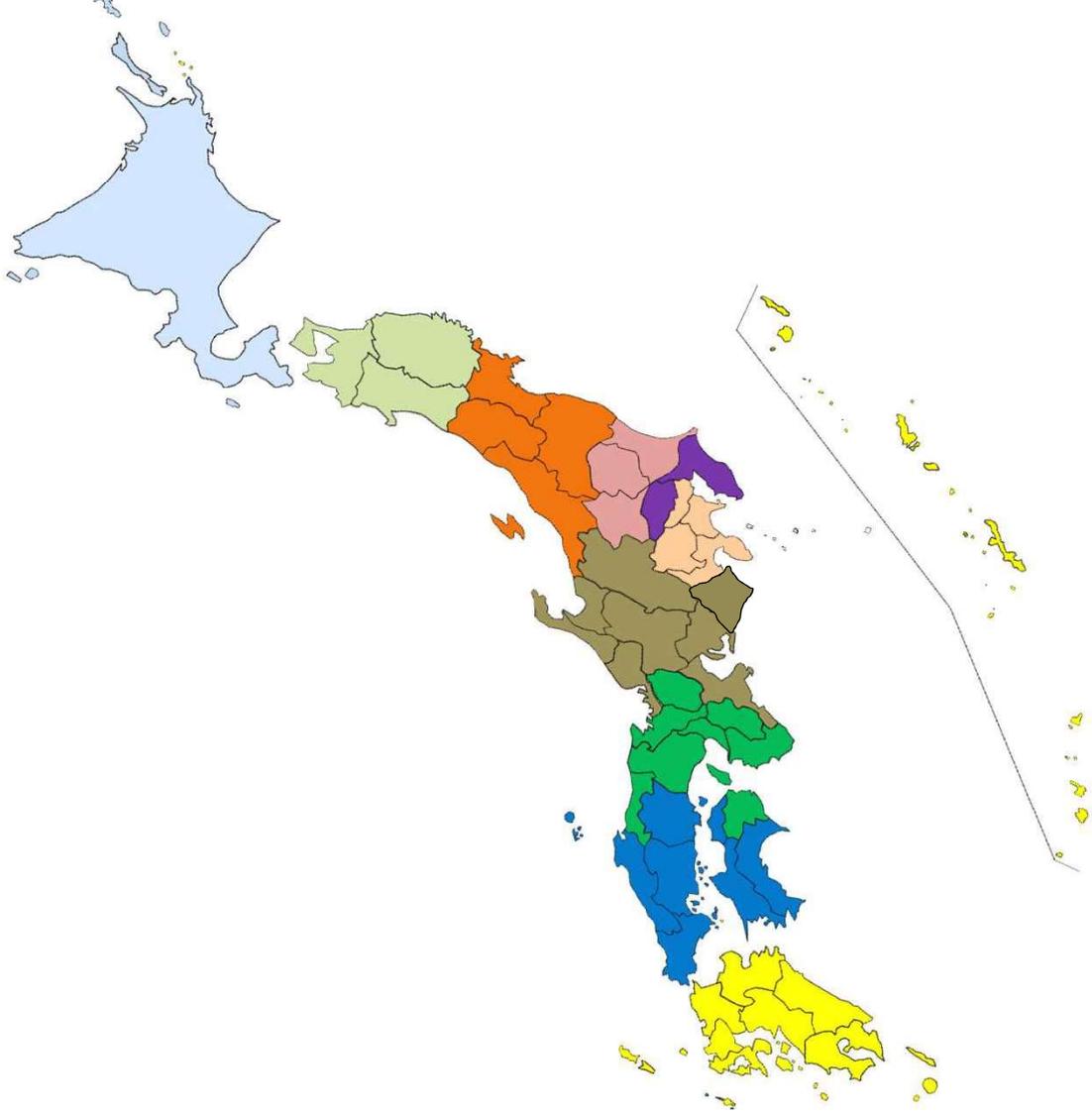
ドクターヘリは、派遣元の道府県の運航要領を遵守して運航する。また、派遣元の知事等による指示があった場合には、被災都道府県災害対策本部との調整を図った上で、当該指示に従う。

ドクターヘリの運用については、運航上の安全確保に係る運航会社の判断が最優先されなければならない。

ドクターヘリ基地病院地域ブロック (H28.12.1時点)

別表

都道府県	連絡担当 基地病院	基地病院
北海道	○	手稲溪仁会病院 市立釧路総合病院 旭川赤十字病院 市立函館病院 八戸市立市民病院 青森県立中央病院 岩手医科大学附属病院 秋田赤十字病院 東北大学病院・独立行政法人国立病院機構 仙台医療センター 山形県立中央病院 公立大学法人福島県立医科大学附属病院 独立行政法人国立病院機構水戸医療センター・水戸済生会総合病院
青森県	○	獨協医科大学病院
岩手県	○	前橋赤十字病院
秋田県	○	埼玉医科大学総合医療センター
宮城県	○	国保直営総合病院君津中央病院 日本医科大学千葉北総病院
山形県	○	東海大学医学部付属病院 新潟大学医学部付属病院 山梨県立中央病院
福島県	○	佐久総合病院
茨城県		信州大学医学部附属病院
栃木県	○	岐阜大学医学部附属病院
群馬県	○	順天堂大学医学部附属静岡病院
埼玉県	○	聖隷三方原病院
千葉県	○	愛知医科大学病院
神奈川県	○	三重大学医学部附属病院・伊勢赤十字病院
新潟県		富山県立中央病院
山梨県		済生会滋賀県病院 大阪大学医学部附属病院
長野県		公立豊岡病院
岐阜県		兵庫県立加古川医療センター・製鉄記念広畑病院
静岡県	○	和歌山県立医科大学附属病院
(※)		島根県立中央病院
愛知県		川崎医科大学附属病院
三重県		広島県立中央病院
富山県		山口大学医学部附属病院
滋賀県	○	徳島県立中央病院
大阪府		高知県・高知市病院企業団立高知医療センター
兵庫県		久留米大学病院
和歌山県		佐賀大学医学部附属病院・佐賀県医療センター好生館
島根県	○	独立行政法人国立病院機構 長崎医療センター
岡山県		熊本赤十字病院
広島県		大分大学医学部附属病院
山口県		宮崎大学医学部附属病院
徳島県		鹿児島市立病院
高知県		浦添総合病院
福岡県	○	
佐賀県		
長崎県		
熊本県		
大分県		
宮崎県		
鹿児島県		
沖縄県		



※ 静岡県は静岡市を含む東部地域と西部地域の2ブロックに区分

2022 年 1 月 30 日

COVID-19 流行時におけるドクターヘリ運航マニュアル

I. はじめに

1. 本マニュアルは、COVID-19 流行時におけるドクターヘリ運用および COVID-19 確定者の搬送について、厚生労働行政推進調査事業費補助金(地域医療基盤開発推進研究事業)において取りまとめたものである。
2. COVID-19 の半数は無症状又は発症前の感染者から感染することに留意し、感染症状のない全ての傷病者に対して、一定の感染防護策をとる必要がある。
3. 現在、COVID-19 のパンデミックは進行中であり、SARS-CoV-2 は変異により経時的に性質が変化している。本マニュアルは 2022 年 1 月 30 日時点の状況で記載したものであり、今後変更が必要になる可能性があることに十分留意されたい。

II. SARS-CoV-2 の主な特徴

1. SARS-CoV-2 は、コロナウイルスの 1 種で、エンベロープを有する 1 本(+)鎖 RNA ウィルスである。COVID-19 は、SARS-CoV-2 による感染症で、ウィルス受容体の ACE2 は、肺、心臓、腎臓、消化器、血管などに分布しているが、主に気道感染をきたす。
2. 主な感染経路は飛沫・接触感染であるが、気道分泌物のエアロゾルによって通常の飛沫感染より広範囲に感染が起こることがある。日常的には換気の悪い室内、大人数の集まり、発声などが感染の危険因子であるが、医療上は人工呼吸や気管挿管などのエアロゾル発生手技(以下 AGP)が感染の危険因子である。従って、ドクターヘリ機内での AGP は感染リスクが高い。
3. SARS-CoV-2 は一定の確率で変異を起こす。2022 年 1 月 28 日までに世界的に拡散した変異株(VOC)には α 株、 δ 株、 \omicron 株などがあり、スパイク蛋白等の変異に伴って感染力の増強や免疫回避などが見られる。これに伴って、潜伏期間、基本再生産数、CFR などが変化しているが、現時点まで基本的な感染経路に大きな変化はない。

III. COVID-19 流行時におけるドクターヘリ運用の留意点

1. 本邦ドクターヘリの機内は一般に狭く、患者は医療クルーの至近距離で搬送される。操縦室と客室に隔壁がなく、再循環換気の機体も多いため、エアロゾルが発生すると機内全体に拡散する可能性がある。
2. ドクターヘリは重症患者の診療を行うため、搬送中に患者が急変して緊急処置や AGP が必要になることがないよう、ヘリ搬入前に適切な処置を行うことが重要である。
3. COVID-19 流行時における基本的な対応は、①現場出勤か医療機関間搬送か、②COVID-19 が疑われない症例か疑い・確定例か、などによって異なる。以下に詳述する(表 1 参照)

IV. 待機中の対応

1. 基地病院のドクターヘリ責任者は、各都道府県の COVID-19 有病率、感染者の数・増加速度、厚労省や都道府県の判断するステージ等により、継続的に当該地域の感染リスクを評価する。
2. 院内感染対策部署および保健所や都道府県の感染対策部署と常に情報を共有し、必要に応じて指示を受けて行動する。
3. ドクターヘリ基地病院やクルーの待機場所では、当該基地病院の規則に従って感染防護策を実施する。
4. 待機中の感染防護策
 - 1) 定期的な待機室の換気。
 - 2) 大人数が集まることは避け、人と人の適切な距離を確保する。
 - 3) 感染防御用マスクの装着、手洗いの励行。
 - 4) 室内(特に机やパソコン、手洗いなど)の清掃・消毒を定期的実施する。

V. 個人感染防護具(PPE)

1. 基地病院は、医療クルー、運航クルーが用いる PPE を、十分に供給する。
2. ドクターヘリの責任者は、PPE の種類および着脱手順を定め、医療クルー、運航クルーに対して、訓練を実施する。また、作業環境と PPE の適合性(夏の野外での熱ストレス、ゴーグルの視認性など)について確認する。
3. 運航会社は、必要に応じて航空安全および通信機器と PPE の適合性を確認する。

VI. 現場出動(要請～現場診療まで)

1. 特に COVID-19 の疑われない症例へのドクターヘリの現場出動(現場診療まで)は、通常通りに応需する。
2. COVID-19 疑い例・確定例への出動要請は少ないが、早期介入の必要があると判断した場合には医療クルーの派遣のみを行う。
3. 患者接触前に症状等の情報を十分に得て、疑い例を見逃さないよう留意する。
4. 現場での診療時には、感染症状のない全ての傷病者に対して、一定の感染防護策をとり、サージカルマスク(又はN95)、ゴーグル、ガウン、帽子、手袋などを着用する。

VII. 現場出動(診療後の患者搬送)

1. 現場出動にて診療を行った後の患者搬送は、以下のとおり。
2. 現場出動時には、COVID-19 疑い例・確定例のドクターヘリ搬送は原則として回避し、陸上救急車で医師同乗搬送など、代替手段を確保する。
3. 重症患者のヘリ搬送では、搬送中に状態が悪化し、機内で人工呼吸等の AGP が必要になる可能性がある。COVID-19 の疑いが無い症例であっても、人工呼吸や非侵襲換気、気管挿管を要する可能性がある場合は、できるだけ搬送前に気管挿管を実施する。
4. 気管挿管の手技、気管挿管患者機内搬入時の注意、および AGP を実施した患者が事後に COVID-19 であることが判明した場合の対応については、基地病院の感染対策部署、運航会社、保健所と相談の上、予め取り決めておくこと。

VIII. 医療機関(施設)間搬送

1. COVID-19 の疑いが無い症例の医療機関間搬送は、通常通りにドクターヘリで実施する。PPE は、各基地病院の規則に基づき、サージカルマスク、ゴーグル、ガウン、帽子、手袋などを着用する。
2. COVID-19 と確定診断された重症患者の高度医療機関への転院搬送、島嶼・僻地など適切な医療機関にアクセスできない地域からの COVID-19 確定例や疑い例の広域搬送(長距離搬送、洋上搬送、多人数搬送を含む)は、航空機による医療機関間搬送の対象となる。
3. 上記 2 項のうち、多人数搬送、長距離搬送、洋上搬送の多くは、固定翼機や大型回転翼機が適している。また島嶼からの長距離洋上搬送や洋上船舶からのつり上げ搬送等は、自衛隊または海上保安庁でないと実施困難である。
4. 重症例の医療機関間搬送をドクターヘリで実施する場合、①事前の機内養生、②クルーの厳重な PPE 装着、③搬送後の廃棄物処理・清掃作業などが必要となり、その前後で通常のドクターヘリ運用に悪影響が出る可能性がある。
また、事前準備と運航・医療クルーおよび関係者の訓練が必要であり、準備不十分での対応は感染リスクを伴う。
人工呼吸器や ECMO を装着した重症患者を搬送する場合、あるいは可搬式患者隔離装置(PIU)に患者収容する場合には、十分なキャビンスペースが必要である。
5. 以上から、日常運航を行っているドクターヘリで COVID-19 確定例を搬送するのは合理的でない。需要が見込まれる地域では、専用の機体を用いて訓練された専任クルーが搬送する体制を別途に構築すること、が必要である。
6. このための方策としては、
 - ① COVID-19 確定例搬送専用のドクターヘリと訓練されたクルーの配備、
 - ② 複数都道府県での COVID-19 確定例搬送専用ドクターヘリの連携運用、
 - ③ 他機関のヘリ(消防防災ヘリなど)に医療クルーが同乗して搬送する体制、などが考えられる。
7. 需要が見込まれる地域では、これらについて事前に地域内で検討のうえ、適切な手段と運用をあらかじめ取り決めておくことが望ましい。

IX. COVID-19 確定例搬送時の留意点

1. 重症の COVID-19 確定例の航空機搬送では、搬送中エアロゾル感染をきたすリスクが高い。このため、医療クルーは原則として空気感染防護の PPE(N95 マスク、ゴーグル、ガウン、帽子、手袋など)を着用する。
2. 運航クルーの PPE についても事前に調整のうえ、基地病院が準備する。
3. 搬送中に人工呼吸や非侵襲換気、気管挿管などを行う可能性がある場合には、搬送前に気管挿管を実施し、機内での AGP をできるだけ避ける。また人工呼吸器装着中の患者では、ストレッチャーへの移動時に、人工呼

吸器と気管チューブの接続が外れてエアロゾルが漏洩しないよう注意する。人工呼吸器を一時停止し、終末呼気で気管チューブを一時クランプする、などを行ってもよい(表2参照)。

4. 可搬式患者隔離装置(PIU)を用いると、感染のリスクを大幅に軽減し、PPEの簡素化も可能であるが、使用にあたっては以下を確認する。
 - ① 当該PIUが気管挿管患者や人工呼吸器装着患者を収容できるか、
 - ② 搬送中の処置が可能か、
 - ③ 使用する機体に当該PIUを収納可能な広さがあるか、
 - ④ 装置をストレッチャーに固定可能か、修理改造が必要な場合は国土交通省航空局に事前確認する(Ⅺ章参照)。
5. 病院へ直接搬送する場合、患者の引き渡しとPPEの脱着場所を確保のうえ、他の患者や要員との接触の少ない搬送経路をあらかじめ取り決めておく。また、患者搬入時にドアを開けたり搬送用エレベーターを操作したりする、清潔なPPE着用した院内スタッフが必要である。
6. 実際の患者搬送を行う前に、搬送元病院からヘリポートを経由してヘリに患者を搬入し、さらにヘリポートから搬送先病院に収容するまでの一連の作業を、実機と機材を用いたシミュレーションにより訓練しておく。
7. COVID-19確定例の実搬送時には、運航会社の規程や雇用契約の問題などを事前に確認し、搬送の妥当性を総合的に検証する必要がある。

X. 任務終了後の作業

1. 廃棄物処理
感染廃棄物の管理者を明確化しておく。
2. 除染(清掃・消毒)
適切な航空機用クリーニング製品を準備する。
航空機のどこを誰が清掃するか明確にしておく。
3. 感染管理者への報告
任務中のPPEが適切であったことの確認。
関係スタッフの感染曝露有無の評価(感染隔離の必要性の評価)。
事後の有症状スタッフ発生有無の評価とその管理。
4. 事後の有症状スタッフ発生有無の評価とその管理データ登録
デブリーフィングとインシデント/アクシデント情報の登録(JSAS-I)および任務に関する登録(JSAS-R)。

XI. 可搬式患者隔離装置(PIU)の留意点

1. PIUの種類
 - 1) PIUには様々なものがあるが、重症例を搬送する場合には、以下が必須である。
 - ① 収容後患者の周囲、PIU周囲に十分な空間があり、必要に応じて処置が行える。
 - ② 病室で収容してそのままヘリに収容・搬送できる。
 - 2) このためCOVID-19重症例の搬送に使用できるPIUは限られている。スイスのRegaでは、固定翼機の急な気圧低下にも対応できるように改良したPIUを用いている。欧米でよく用いられているイスラエル製のIsoArc、ノルウェイ製のEpiShuttle、および日本製の可搬型陰圧クリーンドームについて、表3に概要を記載する。
2. 本邦でドクターヘリに用いられている機体へのPIU搭載の適合性
 - 1) COVID-19重症例を搬送する場合、大型のPIUが必要なことに加え、人工呼吸やECMOが必要になることもあるため、通常のドクターヘリより広いキャビンが適している。
 - 2) 欧米で主に用いられている機体は、H145、AW139、AW169、Bell412、Bell429などであり、いずれも本邦のドクターヘリで使用している機体よりキャビンが広い。現状使用されている救急患者搬送用回転翼機への収容に支障があれば、PIUやストレッチャーを改造するか、より広い機体を使用する必要がある。なお、本邦でドクターヘリに汎用されているEC-135へのPIUの収容は困難である。
 - 3) 本邦ドクターヘリのストレッチャーは、機体や使い方に合わせて、既にそれぞれ改造されている。このため、使用するPIUとストレッチャーが確実に固定できるか否かを、使用する機体で事前に検証しなければならない。固定不良であれば、修理改造のため国土交通省の確認を要する。
 - 4) 現時点(2022年1月)で、本邦ドクターヘリへ搬入できることが確認できているのは、BK117C2に可搬型陰圧クリーンドームを用いる場合だけである。この場合も、機内での処置には限界があり、重症患者の搬送には適さない。
 - 5) 以上から、PIUを使用する場合には、できるだけ大きな機体を用い、事前に搭載の可否を検証することが望ましい。

3. PIU 使用時の留意点

- 1) PIU 使用時は、実際の機体とPIUを用い、運航会社とともに以下を確認する。
 - ① PIU とストレッチャーが確実に固定できるか(バックボードを介してもよい)。
 - ② PIU とストレッチャーを機内に収容のうえ、患者の処置を行い、人工呼吸器やECMO が搭載できるだけのキャビンの広さがあるか。
 - ③ 搭載するPIUの構造が、処置を行ない、酸素や人工呼吸器の管類を挿入できるようになっているか(ポートの場所、数、操作性等)。
- 2) 機体に修理改造を行う必要がある場合は、国土交通省の確認を得ること。

XII. その他

1. 現在、各地域ドクターヘリの運航体制は道府県によって若干異なっているが、多くは運航会社と道府県または運航会社と医療機関の業務委託契約に基づいている。
2. 民間事業者によって運航されるドクターヘリにおいては、万全の感染防護策と不測の事態への準備など、従業員の安全安心が確保される環境整備が必要不可欠である。また運航会社によっては、感染症類別によって運航の可否を規程類に定めている場合もある。
3. このため、COVID-19 疑い・確定例の搬送を考慮する場合には、運航会社の規程や雇用契約の問題などを事前に確認しておく必要がある。

以上

表 1: COVID-19 に対するドクターヘリの運用一覧

	COVID-19 が疑われない	COVID-19 疑い例・確定例	
		通常運航(重症例)	長距離・多人数・洋上
現場出勤			
診療まで	○	○ 医療クルー派遣のみ	○ 医療クルー派遣のみ
患者搬送	○	×	×
施設間搬送	○	△ 要事前調整 専用チーム	△ 要事前調整 専用チーム

○:各基地病院で定める感染防護策に従って実施可能とする。

△:事前調整の上、場合によって実施可能とする。専用の機体・チームでの運航が原則。運航会社の規程や雇用契約の問題などを事前に確認する必要がある。

×:ドクターヘリ搬送は実施せず、代替搬送手段を確保する。

表 2: COVID-19 確定者ドクターヘリ搬送時の感染防止における注意点

- 1) 航空機内でのネブライザー療法、高流量鼻カニューレ、非侵襲的陽圧換気(NIPPV)は回避する。
- 2) 高流量鼻カニューレまたは NIPPV を必要とする患者には、転送元施設で早期気管挿管を行っておく。
- 3) 気管挿管中は適切な前酸素化と無呼吸酸素化(apneic oxygenation)を行う。
- 4) 気管挿管は神経筋遮断薬を用いて迅速に行う。
- 5) 可能であれば、手動バッグ・バルブマスク換気と吸引を回避する。
- 6) 気管挿管にはビデオ喉頭鏡等を用い、1 回目での成功を目指す。
- 7) ストレッチャーへの患者移動時に、人工呼吸器の接続が外れないよう注意する。人工呼吸器を一時停止し、終末呼気で気管チューブを一時クランプしてもよい。
- 8) 可能であれば、人工呼吸器の吸入口と呼気弁の両方にウイルスフィルターを装着する。あるいは、人工呼吸器のチューブと気管チューブの間にウイルスフィルターを装着してもよい。

表 3:PIU の例

	IsoArk N36-6 (フィルター装着)	EpiShuttle	可搬型陰圧クリ ードーム(*)	使い捨てBOXハ ッピーバードタイプ (ディスポ)(**)
製造国	イスラエル	ノルウェイ	日本	日本
幅(mm)	520	655	450	450
長さ(mm)	1980(2110)	2306	300	300
高さ(mm)	600	810 (ストレッチャー 含む)	450	435
重量(Kg)	13(30)	58	2	

* ④ COVID-19患者搬送に関する研究4) 実機による検証 図21～26参照

** ④ COVID-19患者搬送に関する研究4) 実機による検証 図27～33参照

参考文献

1. Osborn L et al. Integration of aeromedicine in the response to the COVID-19 pandemic; JACEP Open 2020;1:557-562
2. Bredmose PP et al. Decision support tool and suggestions for the development of guidelines for the helicopter transport of patients with COVID-19; Scandinavian Journal of Trauma, Resuscitation and Emergency Medicine (2020) 28:43
3. Albrt R et al. Transport of COVID-19 and other highly contagious patients by helicopter and fixed-wing air ambulance: a narrative review and experience of the Swiss air rescue Rega; Scandinavian Journal of Trauma, Resuscitation and Emergency Medicine (2020) 28:40
4. Cook TM et al. Consensus guidelines for managing the airway in patients with COVID-19: Guidelines from the Difficult Airway Society, the Association of Anaesthetists, the Intensive Care Society, the Faculty of Intensive Care Medicine and the Royal College of Anaesthetists. Anaesthesia. (2020) 75(6):785-799..

新型コロナウイルス感染症に対するドクターヘリの感染対策 日本航空医療学会理事会見解 20230407

日本航空医療学会理事会

I. はじめに

- ・ 2023年3月8日、政府は令和5年5月8日をもって、新型コロナウイルス感染症を5類感染症へ移行することを公表した。今後は、国内外の感染状況等を考慮しつつ、段階的に5類感染症としての扱いに変更することが、政府の方針である。
- ・ 従って、ドクターヘリの運用における COVID-19 の感染対策も、国、都道府県および院内の感染対策に基づき、運航会社とも十分調整のうえ、政府の方針に準拠した体制へ段階的に移行する必要がある。
- ・ 本文書は、2023年5月以降のドクターヘリ運用時の感染対策に関する一般社団法人日本航空医療学会理事会の見解である。各地域における COVID-19 の感染状況およびウイルスの状態は、未だ不安定であるため、本見解を参考として、各地域の状況に応じた運用を考慮していただきたく考えている。
- ・ なお現時点では、今後も「新型コロナウイルス感染症」の名称が使用されるか否か不明であるため、本文書では「COVID-19」と表記する。

II. 本見解の骨子

- (1) COVID-19 の有病率が一定以上の地域では、搬送患者やクルーの中に病原体保有者が存在する可能性を考慮し、全事例で一定の感染対策を行う。
- (2) ドクターヘリの活動に従事中は、クルー全員が常時サージカルマスクを装着し、必要に応じて N95 マスクや目の防護(ゴーグルやフェイスシールド)、接触感染防護策を追加する。
- (3) 感染者を搬送した場合も、運航休止は行わない。患者搬送後には、毎回十分な機内の換気を行うとともに、所定の消毒剤を用いて機内を清掃し、次の出勤に備える。
- (4) COVID-19 疑い例を特別扱いはせず、十分な感染対策を行ったうえで診療、搬送とも通常通りに実施する。
- (5) 感染確定者の医療機関間搬送は、事前に関連諸機関、運航会社と協議の上、必要に応じて実施する。

III. 医療従事者における COVID-19 感染対策の一般的な考え方

1. 現在の状況

- (1) 現時点で世界的に流行しているオミクロン株は、感染力は強いものの毒性は比較的弱く、致死率はデルタ株より低い。高齢者・基礎疾患を有する感染者は死亡する可能性がある。

- (2) 感染者の半数は無症状病原体保有者から感染している。今後、5 類への移行に伴って、感染者の全数把握や疑い例、無症状病原体保有者の届け出が行われなくなることから、現場出勤時における病原体保有者の事前識別や事後確認は困難になると考えられる。
- (3) ドクターヘリに用いられるヘリコプターの機内は一般に狭く、換気も十分ではなく、COVID-19 の機内感染リスクがあるため、常時十分な感染対策を行うことが求められる。

2. 感染対策

- (1) COVID-19 の有病率が一定以上の地域では、搬送患者やクルーの中に病原体保有者が存在する可能性があるため、全事例に対し、以下の感染対策を行う。
- (2) 搬送前の処置
 - ① ヘリ機内におけるエアロゾル発生手技(以下 AGP)の実施は、極力避けること。
 - ② このため、機内で人工呼吸や気管挿管等を行う可能性のある症例は、搭乗前に気管挿管を行っておくことが望ましい。
- (3) PPE
 - ① ドクターヘリの活動に従事中は、クルー全員が常時サージカルマスクを装着(ユニバーサル・マスクング)し、患者の状態や手技により N95 マスクや目の防護(ゴーグルやフェイスシールド)、必要に応じた接触感染防護策を追加する。
 - ② 可能な場合は、患者にもサージカルマスクを装着する。
 - ③ 機内で AGP を行う場合、医療クルーは N95 マスク・ゴーグルを装着し、AGP の実施者は長袖ガウンと手袋も装着する。この場合には運航クルーも可能な限り N95 マスクの装着が望ましい。
 - ④ 処置や搬送のため患者の飛沫・体液に接触する可能性がある場合は、サージカルマスクとゴーグルに加えて手袋とガウン(またはエプロン)を装着する。
 - ⑤ 必要な PPE は、運航クルーの分も含め、基地病院が責任をもって充分量を供給する。
- (4) COVID-19 感染疑い例への対応

疑い例を特別扱いはせず、十分な感染対策を行った上、診療、搬送とも通常通りに実施する。
- (5) COVID-19 感染確定例への対応

十分な感染対策を行った上、診療および搬送を実施する。感染確定者の医療機関間搬送については、下記 3 項を参照のこと。
- (6) 清掃

常に病原体保有者を搬送した可能性があるため、患者搬送後には十分な機内の換気を行うとともに、所定の消毒剤を用いて高頻度接触面を中心に機内を清掃し、次の搬送に備える。感染者を搬送しても、運航休止は行わない。
- (7) 出勤後の別事案への対応

別事案に応需する際は、使用した PPE を交換し、所定の消毒剤を用いて機内の汚染部

位・高頻度接触部位を清掃した上で対応する。出勤先から別事案に応需する場合に備え、非アルコール性消毒剤の携行が望ましい。消毒剤は、各基地病院の院内感染対策の規定に準拠し、使用に際して予め運航会社と協議を行う。

3. 感染確定者の医療機関間搬送

- (1) 感染確定者を医療機関間搬送(離島搬送含む)する場合には、事前に以下を行っておく。
 - ① 地域における他の航空搬送手段を持つ機関(消防、警察、自衛隊、海上保安庁など)と協議の上、搬送距離、同時搬送人数などを勘案して、最も合理的な役割分担を定めておく。
 - ② 実搬送を行う前に、搬送の具体的手順を整理のうえ、運航クルー、医療クルーは実機を用いて搬出入、機内処置等のシミュレーション訓練を実施する。

4. 院内感染部署との調整

- (1) ドクターヘリの感染対策は、各地域基地病院の管理下で行う。
- (2) 院内担当部署とも十分に情報を共有の上、院内感染対策の規定に準拠して実施する。

5. 基地病院と運航会社との調整

- (1) 各基地病院は、感染対策を変更する場合、予め運航会社と十分に協議を行う。
- (2) 各基地病院は、運航クルーに対して、感染管理に関する教育を実施する。

6. 地域の有病率が一定以下に低下した場合

- (1) 国および担当地域におけるCOVID-19の有病率(感染者数)が低下し、感染のリスクが少ないと判断される場合には、各地域の判断によって、上記の感染対策をさらに緩和することが可能である。
- (2) 感染対策を緩和する場合、各基地病院は、都道府県ドクターヘリ担当部署、院内感染対策部署、運航会社、その他関連諸機関と協議を行い、同意を得るものとする。
- (3) 感染対策を緩和する場合にも、ドクターヘリで活動する際の標準防護策は必須である。

以上

- ①時間；
目撃のある心停止で、
消防覚知からpump onまで60分以内が見込まれる
 - ②患者；
年齢20歳～75歳を目安とし、
発症前の日常生活動作(ADL)が良好
 - ③病態；
内因性で、初回ECGが心静止でない
- ①②③全てを満たす場合に「ECPR Stand-by」を宣言

「ECPR Stand-by」を宣言で、KACMCでは人・物・場所をActivate
(ECMO回路プライミング)

場外申請離着陸場を有する医療機関の救急外来（初療室）が RP に選定された場合の活動

兵庫県ドクターヘリの現場出動において、場外申請離着陸場を有する医療機関の救急外来（初療室）が、消防により RP として選定されることがある。

1. 活動の原則

- ・ 救急外来（初療室）は RP であり、傷病者はドクターヘリにより他医療機関へ搬送することを原則とする。
- ・ 他の RP と同様、RP での処置は必要最低限にとどめ滞在時間が最小となるよう努める。

2. 対象医療機関

- ・ 事前に兵庫県ドクターヘリおよび消防と調整を行った医療機関に限定する。（別紙 1）

3. RP 医療機関の救急外来（初療室）での活動

① ドクターヘリ到着まで

- ・ 消防は医療機関に、ドクターヘリ出動事案であること、および救急外来（初療室）を RP として選定する旨を伝達し、傷病者の搬送許可を得る。
- ・ RP 医療機関では、救急外来（初療室）が RP に選定された活動であることをスタッフ間で共有する。
- ・ RP の医療スタッフは救急隊と協力し初期診療を開始する（ドクターヘリ到着までの初期診療は、RP 医療スタッフに一任する）。

② ドクターヘリ到着後

- ・ ドクターヘリ医療クルーは、速やかに救急外来（初療室）に参集する。
- ・ RP 医療スタッフは、ドクターヘリ医療クルーに診療の引き継ぎを行う。
- ・ 引き継ぎ以降、ドクターヘリ医療クルーが主体となり診療を行う。
- ・ RP 医療スタッフの人的資源に余力がある場合、ドクターヘリ医療クルーは RP 医療スタッフに診療の協力を要請することもある。
- ・ ドクターヘリ記録および RP 医療機関外来診療録には、診療・処置

の内容に加えて、実施担当者の記載を行う。

- ・ 薬剤や医療資機材は原則ドクターヘリ搭載のものを使用する。
- ・ ドクターヘリに搭載のない薬剤や医療資機材の提供、あるいは設備の使用を RP 医療機関に依頼することは妨げないが、根本治療の遅延が生じないように慎重に判断する。
- ・ 搬送先医療機関はフライトドクターが選定する。
- ・ 診療の結果、RP 医療機関を搬送先として選定する場合、その決定は RP 医療機関スタッフと協議し十分な合意を得る。

4. 診療報酬の算定について（表1 参照）

- ・ ドクターヘリ到着前の診療・処置は、RP 医療機関での外来診療に該当し、RP 医療機関が外来診察料を算定する。
- ・ ドクターヘリ医療クルー接触後の診療・処置については、記録（ドクターヘリ記録、RP 医療機関外来診療録等）をもとに（準）基地病院と RP 医療機関事務方とで協議の上で算定する。

○ 表1 診療報酬算定の基本的な考え方

区分	機関	初診料 再診料 外来診察料	救急搬 送 診察料	往診料	診療行為① (RP 医療機関)	診療行為② (ヘリ機内)
パターン① ((準) 基地病院へ搬送) パターン② (他の医療機関へ搬送)	ドクターヘリ 出動病院	○	○	○	○※1	○
	RP 医療機関	○	—	—	○	—
パターン③ (RP 医療機関に入院)	ドクターヘリ 出動病院	×	—	×	○※2	—
	RP 医療機関	○	—	—	○	—

※1 ドクターヘリ医療クルー接触後の診療・処置については、ドクターヘリ記録等をもとに両医療機関で協議のうえ（準）基地病院で請求する。

※2 レセプト請求は、RP 医療機関が請求し、ドクターヘリ医療クルーによる診療・処置については、両医療機関で協議のうえ、ドクターヘリ記録等をもとに（準）基地病院から RP 医療機関へ DPC の他院受診の例により請求する。

【別紙 1】 対象医療機関

兵庫県立丹波医療センター

(令和 4 年 7 月現在)

消防業務に係る燃料調達に関する覚書

(趣旨)

姫路市（以下「甲」という。）と横田石油株式会社（以下「乙」という。）とは、甲が実施する火災防御、救助、救急等の消防業務に関し、効率的な活動を支援するため、甲が所有する消防車両、船舶及び資機材（以下「消防車両等」という。）の燃料調達について、次のとおり覚書を締結する。

(業務)

第 1 条 乙は、甲が実施する火災防御、救助、救急等の効率的な活動を支援するため他の業務に支障のない範囲で、甲から申入れがあった際における消防車両等の燃料の確保（以下「燃料調達業務」という。）を行う。

(調達場所)

第 2 条 前条における消防車両等の燃料調達場所は、原則として乙の管理する飾磨油槽所（姫路市飾磨区中島一文字 2 9 9 7）において行うものとする。ただし、これにより難しい場合は、甲乙が協議の上決定するものとする。

(実施時間)

第 3 条 燃料調達業務は、原則として 2 4 時間の対応とする。ただし、これにより難しい場合は、甲乙が協議の上決定するものとする。

(経費の負担等)

第 4 条 燃料調達業務に要する燃料費の負担等については、次のとおりとする。

- (1) 消防車両等の燃料数量については、原則としてガソリンが 6 0 0 リットル、軽油が 1, 0 0 0 リットル、灯油が 2 0 0 リットル（これらにより難しい場合は、甲乙が協議の上決定する。）とし、燃料費については、甲が負担する。
- (2) 燃料の単価については、甲と兵庫県石油協同組合姫路支部とが、燃料調達業務を行おうとする年度に契約している契約単価とする。
- (3) 消防車両等の燃料を確保するための容器については、乙が管理するものを甲が借用するものとし、その費用は、甲が負担する。

(覚書の期間)

第 5 条 この覚書の期間については、平成 2 4 年 6 月 1 日から平成 2 5 年 3 月 3 1 日までとする。

2 この覚書の期間が終了する日の 1 か月前までに、甲又は乙から、異議の申出のないときは、覚書の期間は更に 1 年延長するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第 6 条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議の上決定するものとする。

この覚書の成立を証するため、この覚書 2 通を作成し、各 1 通を保有するものとする。

平成24年6月1日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 石見利勝

乙 姫路市飾磨区恵美酒147
横田石油株式会社
代表取締役 横田昌彦

船舶火災の消火等に関する業務協定書

姫路海上保安部長（以下「甲」という。）と姫路市長（以下「乙」という。）は、船舶火災の消火等に関する協力業務について、次のとおり協定する。

（目的）

第 1 条 この協定は、姫路市の区域内において、船舶（消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 2 条第 6 項に定める舟を含む。以下同じ。）の火災が発生した場合又は離島及び陸行手段のない沿岸部における救急救助活動を行う場合等において姫路海上保安部（以下「海上保安部」という。）と姫路市の消防機関（以下「消防機関」という。）が協力して業務を円滑に行うことを目的とする。

（担任区分）

第 2 条 次に掲げる船舶の消火活動は、主として消防機関が担任し、海上保安部は、これに協力するものとする。

- (1) ふ頭又は岸壁にけい留された船舶及び上架又は入渠中の船舶
- (2) 河川にけい留された船舶又は河川を航行する船舶

2 前項以外の船舶の消火活動は、主として海上保安部が担任し、消防機関はこれに協力するものとする。

（火災の調査）

第 3 条 船舶火災の原因並びに火災及び消火により受けた損害の調査は、海上保安部と消防機関が協力してこれを行うものとする。

（連絡担当部局）

第 4 条 海上保安部と消防機関が相互に行う連絡通報の担当部局は、姫路海上保安部警備救難課及び姫路市消防局情報指令課とする。

（通 報）

第 5 条 海上保安部又は消防機関は、船舶の火災を知った場合は、直ちに相互にその旨を通報するものとする。

（事後連絡）

第 6 条 海上保安部又は消防機関が単独で船舶の火災の消火に従事したときは、速やかにそのてん末を相互に連絡するものとする。

（情報等の交換）

第 7 条 法令で定めるもののほか入港船舶の危険物積載の状況、化学消火薬剤の備蓄状況、その他消火活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報については、相互に交換するものとする。

（相互連絡調整）

第 8 条 大型タンカー等の事故の場合における消火活動を効果的に行うため、海上保安部及び消防機関は、次の事項につき連絡調整を行うものとする。

- (1) 情報及び資料の交換
- (2) 消火活動要領の作成
- (3) 必要な器材、器具等の整備計画の作成及びその推進

（離島等における救急救助活動の協力）

第 9 条 海上保安部は、姫路市の区域における離島及び陸行手段のない沿岸部で発

生じた救急救助活動で次に掲げるものについて消防機関からの要請があった場合は、これに協力するものとする。

- (1) 荒天等により消防機関が行うことのできない場合の急患輸送
- (2) 消防隊員及び救助資材の海上輸送
- (3) その他救急救助活動に必要な業務

(資機材等の調達)

第 10 条 海上保安部又は消防機関は、災害や事故等の発生により、活動資機材等の調達が困難となった場合又は管理する栈橋の使用が不能となった場合、それらの調達及び使用について相互に応援を要請することができるものとする。

2 前項の要請を受けたものは、業務に重大な支障がある場合を除き、その要請に協力するものとする。

(経費の負担)

第 11 条 船舶火災の消火活動及び救急救助活動等の業務に要した経費は、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。ただし、多額の経費を要した場合の経費負担は、その都度甲乙両者が協議のうえ定めるものとする。

(災害補償責任)

第 12 条 この協定に基づく応援協力等の業務を遂行したことにより職員等が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は廃疾となった場合は、当該職員等が所属する機関がその損害を補償するものとする。

(協 議)

第 13 条 この協定に疑義のある事項及びこの協定に定めのない事項は、甲乙両者協議のうえ決定するものとする。

(附 則)

この協定は、平成 27 年 2 月 5 日から実施する。

上記の協定の成立を証するため、この協定書 2 通を作成し、甲乙各 1 通を保有する。

平成 27 年 2 月 5 日

甲 兵庫県姫路市飾磨区須加 2 9 4 - 1
姫路海上保安部長 西垣 強

乙 兵庫県姫路市安田四丁目 1 番地
姫路市長 石見利勝

ガス漏れ及び爆発事故等の防止対策に関する覚書

姫路市消防局（以下「甲」という。）と大阪ガス株式会社兵庫導管部（以下「乙」という。）は、姫路市消防局管内におけるガス漏れ及び爆発事故等の災害（以下「ガス漏れ事故等」という。）の発生防止と被害の軽減を図るため、情報収集体制等の基本的事項について、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第 1 条 甲及び乙は、相互に協力し、ガス漏れ事故等の発生防止と被害の軽減を図るため、消防法、ガス事業法その他関係法令に定めるところによるほか、情報収集体制及び防御活動上の初動体制並びに事故処理体制等の基本的事項を定めて、相互の連携を保ちガス保安体制の強化を図る。

（防御活動上の初動体制の確保）

第 2 条 乙は、ガス漏れ事故等の迅速かつ的確な処理を図るため、受付連絡体制の充実及び出動区分の確立を図るほか、出動要員及び資機材の整備等防御活動上の初動体制の確保に努めるものとする。

（情報収集と通報体制の確保）

第 3 条 甲及び乙は、ガス漏れ事故等の発生又は発生のおそれがある事態を覚知したときは、直ちにその状況を調査、情報収集し、相互に通報できる体制を確保するものとする。

（事故処理体制）

第 4 条 乙は、ガス漏れ事故等の発生又は発生するおそれがある事態を覚知したとき、ガス漏れ事故等の現場（以下「災害現場等」という。）に到着したときは、速やかに甲に連絡し、事故処理に当たり緊密な連携を保たなければならない。

2 乙は、災害現場等を検知したときは、災害防止のため必要な措置を講じるとともに、講じた措置及び災害現場等の状況を逐次甲に連絡しなければならない。

（ガスの供給遮断）

第 5 条 ガス供給遮断については、乙の責任において乙が行うものとする。

ただし、緊急やむを得ないと認められる場合は、甲が乙に代わってガスの供給遮断を行うことができるものとし、甲がガスの供給遮断を行ったときは、直ちにその旨を乙に連絡するものとする。

（地下街等のガス供給遮断）

第 6 条 前条ただし書の規定にかかわらず、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 21 条の 2 第 1 項に定めるガス漏れ火災警報設備を設置しなければならない対象物（以下「地下街等」という。）におけるガスの供給遮断については、甲が乙に先行して災害現場等に到着し、広範囲にわたり多量のガス漏れがあり、緊急やむを得ないと認められる場合のみ、甲が乙に代わってガスの供給遮断を行うことができるものとする。

甲がガスの供給遮断を行った場合は、直ちにその旨を乙に連絡するものとする。

(ガスの供給再開)

第7条 遮断後のガスの供給再開は、二次災害の発生防止を図るため、甲に連絡のうえ乙が行うものとする。

(操作用具等の提供)

第8条 乙は、甲が行うガスの供給遮断に必要な操作用具、操作マニュアル及び遮断弁の設置位置図等を甲に提供するものとする。

(資料の提供)

第9条 乙は、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第30条の保安規程その他の資料で消防活動上必要なものをあらかじめ甲に提供するものとする。

(地下街等の定期点検等の実施)

第10条 乙は、地下街等の定期点検の実施に当たっては、甲に事前に点検計画を連絡するとともに、甲が行う火災予防査察等に協力するものとする。

(訓練の実施)

第11条 乙は、甲が行う地下街等におけるガス漏れ事故に係る訓練に参加協力するものとする。

(連絡会議の開催)

第12条 甲及び乙は、ガス漏れ事故等の発生防止及び被害の軽減等について情報を交換するほか、必要な事項を協議するため適宜連絡会議を開催するものとする。

(協議)

第13条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

(覚書の保管)

第14条 この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保管するものとする。

(効力)

第15条 この覚書は、平成27年3月9日から効力を有するものとする。

平成27年3月9日

甲 姫路市安田四丁目1番地

姫路市

消防長 中川勝正

乙 神戸市中央区港島中町四丁目5番3号

大阪ガス株式会社 導管事業部

兵庫導管部長 石井義章

災害時における災害救助犬の出動に関する協定書

姫路市（以下「甲」という。）と一般社団法人ジャパンケネルクラブ（以下「乙」という。）は、姫路市内において地震災害等が発生した場合に、被災者の捜索活動（以下「捜索活動」という。）を円滑に実施するため、災害救助犬の出動に関し、次のとおり協定を締結する。

（出動要請）

第1条 甲は、捜索活動のために必要があると認めるときは、乙に対して、出動要請書（様式第1号）により災害救助犬の出動を要請するものとする。ただし、出動要請書をもって要請するいとまがないときは、電話等により要請し、その後、速やかに出動要請書を提出するものとする。

2 甲は、乙との連絡が困難な場合は、乙に属する公認災害救助犬育成訓練所所長等に対して直接要請が出来るものとする。この場合において、甲が乙への連絡が可能となったときは、速やかに乙にその旨を連絡するものとする。

（出動）

第2条 乙は、前条の規定により出動要請を受けたときは、特別の理由がない限り、速やかに災害救助犬を出動させるものとする。

2 乙は、出動体制が整ったときは、速やかに出動体制報告書（様式第2号）により甲に連絡するものとする。この場合において、災害救助犬の出動頭数は、災害の種別及び規模等を考慮し、甲乙協議の上決定するものとする。

（捜索活動の実施等）

第3条 乙に属する災害救助犬チーム構成員（以下「構成員」という。）は、出動した災害の現場においては、第1条の規定による出動の要請時に甲が連絡する現場指揮者の指示に従い捜索活動を実施するものとする。

2 この協定に基づく捜索活動は、現場指揮者が捜索活動の終了を告げたとき又は乙の都合により捜索活動の続行が不可能になったときに終了するものとする。

（捜索活動状況の報告）

第4条 乙は、捜索活動を終了したときは、甲に対して、活動報告書（様式第3号）により報告するものとする。ただし、活動報告書をもって報告するいとまがないときは、電話等で報告し、その後、速やかに活動報告書を提出するものとする。

（費用の負担）

第5条 第2条第1項の規定による出動に関する経費は、甲の負担とする。

2 乙は、前条の規定により活動報告書を提出した後、甲に対して当該捜索活動に係る費用の実費を請求するものとする。

（費用の支払）

第6条 甲は、乙から前条第2項の規定により請求があったときは、捜索活動の内容等を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

（損害補償）

第7条 この協定に基づく捜索活動に伴って構成員及び災害救助犬に生じた損害の補償（第三者に対する損害を含む。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところとする。

(1) 甲が負担するもの 甲は、この協定に基づく捜索活動に従事した乙の構成員が、当該捜索活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は捜

索活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、姫路市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年姫路市条例第30号）の規定に準じてその損害を補償する。

(2) 乙が負担するもの 乙は、次に掲げる場合にその損害を補償する

ア 乙の構成員が出動時の往復途上における交通事故等により、自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合

イ 災害救助犬が出動時の往復途上又は搜索活動中に、自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合

2 乙は、前項の規定により甲が損害補償を負担すべき事案が発生したときは、速やかに甲に連絡するとともに、甲の求めに応じ必要な書類等を提出するものとする。

(平常時の活動)

第8条 乙は、この協定による搜索活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

2 甲及び乙は、相互に搜索活動における連携活動のあり方を研究するとともに、前項の訓練を通じて、円滑な搜索活動が実施できるよう努めるものとする。

(情報等連絡体制の整備)

第9条 甲及び乙は、緊急時の連絡等必要な事項を互いに確認し、変更があった場合はその内容を速やかに相手方に通知するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間終了の日の30日前までに、甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしないときは、期間満了の日の翌日から更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和4年（2022年）1月17日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 清元 秀泰

乙 東京都千代田区神田須田町1丁目5番地
一般社団法人 ジャパンケネルクラブ
理事長 別所 訓

資料 2-2-11

災害時における消防用水、生活用水等の供給の協力に関する協定書

姫路市（以下「甲」という。）と大阪広域生コンクリート協同組合（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における消防用水、飲料水以外の生活用水等の供給の協力に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、姫路市及びその周辺で、地震、風水害、火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲が乙に対し、消防用水、飲料水以外の生活用水等の供給の協力を要請するときに必要な事項を定めるものとする。

（協力要請等）

第2条 甲は、災害が発生し、緊急に応急の処置をとる必要が生じたときは、乙に対し、消防用水、飲料水以外の生活用水等の供給その他必要な業務（以下「要請業務」という。）の協力を支援協力要請書（様式第1号）について要請することができる。ただし、文書をもって要請する暇がないときは口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条に規定する要請があったときは、特別な理由がない限り、優先的かつ速やかに要請業務を実施するものとする。

（業務報告）

第4条 乙は、前条の規定により要請業務を実施したときは、甲に対し、速やかに実施報告書（様式第2号）により、報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙が要請業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、乙による要請業務の終了後、災害発生直前の適正価格に基づき、甲乙協議の上、定めるものとする。

（損害の負担）

第6条 要請業務により生じた損害の負担は、甲乙協議の上、その処理及び解決に当たるものとする。

（車両優先通行の確保）

第7条 甲は、災害時において乙が消防用水、飲料水以外の生活用水等を供給する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（平常時の活動）

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、第2条の規定による要請業務の支援の要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑に行うため連絡責任者を定め、通知するものとする。また、連絡責任者を変更したときも同様とする。

(解除)

第10条 甲又は乙は、必要があると認めるときは、この協定を解除することができる。この場合において、解除する日の1か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙が次に掲げる者に該当するときは、この協定を解除することができる。

- (1) 暴力団（姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（姫路市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員が役員（法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）において、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）として経営に関与している者（実質的に関与している場合を含む。）
- (3) 暴力団員を相当の責任の地位にある者（役員以外で業務に関し監督する責任を有する使用人をいう。以下同じ。）として使用し、又は代理人として選任している者
- (4) 次に掲げる行為をした者を、役員等（法人等にあつては役員その他経営に実質的に関与している者又は相当の責任の地位にある者をいい、個人にあつてはその者又は経営に実質的に関与している者若しくは相当の責任の地位にある者をいう。以下同じ。）としている者
 - ア 自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を与えるため、暴力団若しくは暴力団員の威力を利用する行為
 - イ 暴力団又は暴力団員に資金的援助等の経済的便宜を図る行為
 - ウ ア又はイに掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

(協議)

第11条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して、定めるものとする。

(協定の期間)

第12条 この協定の期間（以下「協定期間」という。）は、この協定を締結した日から1

年間とする。ただし、協定期間満了の日の1月前までに、甲又は乙からも相手方に対し何らの申出もないときは、協定期間は期間満了の日の翌日から更に1年間延長するものとし、以後においても同様とする。

本協定の証として、本書2通を作成し、甲乙が署名の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

令和4年（2022年）9月29日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市

姫 路 市 長 _____

乙 大阪府大阪市中央区瓦町二丁目4番7号
新瓦町ビル5階
大阪広域生コンクリート協同組合

理 事 長 _____